

第 3 章

災害応急対策計画

第1節

災害対策本部等の災害応急対策

計画の方針

台風や豪雨などによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、大規模な地震が発生したとき、大津波警報が発表されたときなどは、全市をあげて災害対策活動を行う必要があることから、速やかに災害対策本部等を設置し、関係各機関等と連携し、組織的・総合的な応急対策活動を行う。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	職員の動員、災害警戒対策室の設置、 災害警戒対策部・災害対策本部への移行、 現地災害対策本部の設置、本部会議の開催
風水害等による被害発生	災害対策本部会議の開催、関係機関へ災害対策本部への出席 を要請、災害救助法に基づく救助
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	本部組織の見直し再編
〃 1週間以内	
〃 1か月以内	被災箇所の復旧事業の実施

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
発災直後	職員の動員、災害対策本部の設置
1時間以内	第1回本部会議の開催
3時間以内	第2回本部会議の開催、 関係機関へ災害対策本部への出席を要請
6時間以内	災害救助法に基づく救助
12時間以内	
24時間以内	
72時間（3日）以内	本部組織の見直し再編
1週間以内	
1か月以内	被災箇所の復旧事業の実施

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害対策本部等の設置	各班	
2 応急対策活動の基本事項	各班	
3 災害対策本部等の活動	各班	

1 災害対策本部等の設置

第1章第3節に基づき、災害の規模・種類に応じた災害対策本部等を設置する。

2 応急対策活動の基本事項

(1) 応急対策活動の種類

災害応急対策は、以下の5種の活動からなる。

- ア 人命救助活動
- イ 消火活動
- ウ 情報活動
- エ 救急医療活動
- オ 避難活動

(2) 人命救助の優先

災害応急対策で最も重要な基本原則は、市民の生命および身体を災害から保護することである。このため、人命救助を優先する。

(3) 消火活動の優先

被害の拡大を防止するため、火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を優先する。

(4) 市民の相互協力

市民の一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る。自らの地域は自らで守る。」との認識に立って、自らの身の安全を確保した後は、初期消火、救出救助、避難誘導など地域住民がお互いに助け合い、協力する。

(5) 情報活動

災害が発生した場合、情報は適切な災害応急対策を導く基礎であり、迅速かつ正確な情報の把握がその後の災害応急対策の成否を左右するといっても過言ではない。このため、直ちに情報伝達体制を確保し、市各部署、防災関係機関等との連携を緊密にし、迅速かつ正確に情報を収集・伝達する。

3 災害対策本部等の活動

(1) 被害情報の収集

大規模な災害にあつては、被害の大きさを適切に把握もしくは推測し、それに対する方策等を早急に講じる必要がある。災害発生時に災害の大きさを適切に判断する指標として、死傷者数、建物の損壊、住民の避難状況、ライフライン・通信の途絶状況などが考えられる。

また、情報が十分に集まってこない場合は、被害が深刻であると推測できることから、災害の発生当初は、あらゆる手段を講じて、被害情報を収集し、災害対策本部に集約するとともに、庁内データベース等を活用し、各部局との情報共有を図る。

なお、災害対策本部（他の救助機関を含む）は、救助を要する者の生命又は身体に重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するため、携帯電話等の位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合は、携帯電話事業者に対して救助者の位置情報の提供を要請することを検討する。

(2) 効果的な人員の配分

大規模な災害においては、職員が被災し登庁できない場合のほか、本部活動や避難所運営をはじめとした長期間の災害対応のため、多数の人員を必要とする。

また、建築物の応急危険度判定やライフラインの応急対策など専門的な知識や技能をもった人員も数多く必要となる。

このため、業務継続計画によりあらかじめ災害時でも継続しなければならない業務を整理し、限られた人員を有効に活用する。

さらに、広域連携の強化と受援体制の整備により、他自治体等からの応援を受け、必要な人員を確保する。

(3) 組織的な応急対策

大規模な災害時の応急対策は、各関係機関の様々な活動を有機的に組織化することが重要であることから、各部局および各関係機関等においては積極的に応急対策活動を行うほか、災害対策本部に被害情報や活動の情報を集約し、さらに必要となる応急対策等を迅速に決定し、関係機関等との情報共有を図る。このため、市は関係機関から派遣された複数のリエゾン等が円滑かつ継続して活動できる環境を整える。

第2節

地方自治体および民間団体等の相互協力体制

計画の方針

市内において大規模な災害が発生し、自力による応急対策が困難な場合は、他市町村、民間団体、自衛隊および防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を防止する。市は、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

なお、速やかな応急・復旧対策のため、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者や建設業団体等との間で協定を締結するよう努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	職員の動員、災害警戒対策室の設置、 災害警戒対策部・災害対策本部への移行、 現地災害対策本部の設置、本部会議の開催
風水害等による被害発生	情報収集活動、応急対策活動、 応援協定に基づく応援要請、 緊急消防援助隊の派遣要請、 民間団体等に対する協力要請
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	本部組織の見直し再編
〃 1 週間以内	
〃 1 か月以内	被災箇所の復旧事業の実施

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	情報収集活動、応急対策活動、 応援協定に基づく応援要請 緊急消防援助隊の派遣要請
3 時間以内	応援職員等の受入体制の整備、 民間団体等に対する協力要請

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 地方自治体等への応援要請	事務局（受援班）、各班	秋田県、相互応援協定市町村、指定地方公共機関
2 民間団体等に対する要請	事務局（受援班）、各班	民間団体
3 他市町村被災時の応援	防災対策班	相互応援協定市町村
4 他都道府県からの被災者の受入・支援	市民生活班、健康支援班、子ども班、企業立地雇用班、学校教育班	民間団体
5 消防機関相互の応援	消防部	緊急消防援助隊、消防機関
6 受援計画の策定	防災対策班	
7 応急措置の代行		県

1 地方自治体等への応援要請

(1) 広域応援要請の判断

災害発生後、市長は、災害規模および初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、備蓄物資等について、市のみでは、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、法律、相互応援に関する協定等に基づき速やかに他の地方公共団体および防災関係機関に応援を要請する。

(2) 県および県内市町村への要請

ア 災害対策基本法第68条による要請

(ア) 要請の手続

県知事に応援要請又は応急措置の指示を要請する場合は、まず県総合防災情報システム、又は電話等をもって処理し、後日速やかに文書を送付する。

市は、県に要請するいとまがない時は、他の市町村に直接応援を要請することができる。

(イ) 要請の事項

要請は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

要請の内容	事項	根拠法令
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況および応援（応急措置の実施）を要請する理由 2 応援を必要とする期間 3 応援を希望する職種別人員ならびに物資、資材、機材、器具等	災害対策基本法第68条

要請の内容	事項	根拠法令
	の品名および数量 4 応援を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容 6 その他必要な事項	

イ 協定による要請

(ア) 県および県内全市町村は相互の応援に関する協定を締結しており、これに基づき応援要請を行う。

(イ) 県とは、廃棄物の仮置場に関する協定を締結しており、これに基づき応援要請を行う。

◆資料編 7－1 自治体間の協定に関する資料

(3) 他市・指定地方公共機関等への要請

ア 協定締結市への要請

中核市および東北地区の県庁所在地六都市等の協定締結市への要請については、協定書に基づき被害状況や応援物資・資機材、職員派遣に関する事項を明らかにし、各市へ電話等により要請を行い、後日速やかに文書を提出する。

イ 国との情報交換

市は、国（国土交通省東北地方整備局）と情報交換に関する協定を締結しており、これに基づき情報交換を行う。

◆資料編 6－2 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省東北地方整備局）

〃 19－2 職員派遣要請手続き等（職員の派遣要請事項）

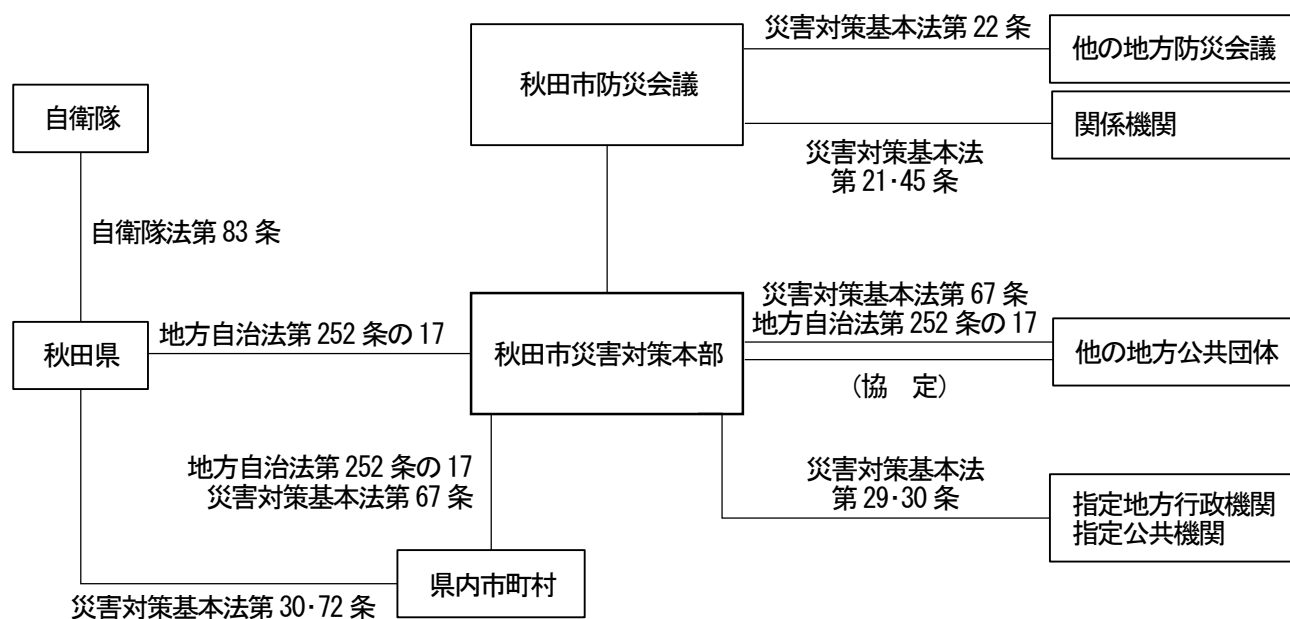


図 3－2－1 災害発生時における広域応援の体系図

2 民間団体等に対する要請

(1) 協力を要請する業務

災害時に民間団体などへ協力を要請する業務は、主に次の業務とする。

- ア 異常現象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
- イ 避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- ウ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分および輸送等の業務
- エ 被害状況の調査補助業務
- オ 被害地域内の秩序維持活動
- カ 道路警戒活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- キ 応急仮設住宅の建設業務
- ク 生活必需品の調達業務
- ケ その他市が行う災害応急対策業務への応援協力

(2) 協力要請の方法

ア 協力要請の手続・方法

- (ア) 市は、被害状況等により協力要請の必要性を判断する。
- (イ) 協力要請は、次項イの事項について、電話又は口頭で連絡し、後日文書により改めて処理する。
- (ウ) 協力要請に際しては、受援計画に定められた者が要請する。

イ 協力要請時に明らかにすべき事項

- (ア) 被害の状況、応援を求める理由
- (イ) 参着希望場所、日時および参着場所に至る経路
- (ウ) 協力を希望する物資、食糧、資機材等の品名、数量および受領場所
- (エ) 協力を希望する活動内容
- (オ) その他必要な事項

ウ 災害時防災活動協力協定締結団体

- ◆資料編 8－1 民間団体等との協定に関する資料
- 〃 9－1 指定公共機関等との協力に関する資料

3 他市町村被災時の応援

市は、他市町村で発生した各種災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

(1) 連絡体制

ア 密接な情報交換

災害が発生した他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他市町村と応

援についての情報交換を密接に行っておく。

イ 被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うために、他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておく。

(2) 他市町村への応援・派遣

市は、他市町村より応援要請がされた場合は、以下の要領で災害対策基本法に基づき、他市町村に対し応援を実施する。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始する。

ア 被害情報の収集

市は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行う。

イ 応援の実施

市は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施する。

なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の体制とする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

ウ 被災者受入れ施設の提供等

市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関ならびに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行う。

4 他都道府県からの被災者の受入・支援

(1) 他都道府県からの被災者の受入

市は、大規模災害が発生した際は、直ちに市有施設および民間宿泊施設の受入可能状況を調査し、災害救助法に基づく被災者の受入れ要請があった場合は、県と連携を図り速やかに被災者の受入を行う。

(2) 支援対策

ア 被災者支援対策

市は、県と連携して、市内への受入被災者の避難所等における生活状況等を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズに沿った支援を行う。

また、避難生活の長期化が予想される場合には、民間団体と連携して避難所や応急仮設住宅への戸別訪問等による相談活動や定期的な情報発信を行うとともに、適宜情報交換・相談会等を実施する。

市は被災市町村と連携して、被災者に対し、避難時のできるだけ早い機会に健康チェックを行うなどきめ細かな対応を実施するよう努める。

そのため、受入担当課から速やかに避難者名簿等の情報を入手し、受入体制を整備するなどの検討を進める。

イ 就労支援対策

市は、受入被災者の就労ニーズ把握を行い、労働局・ハローワーク等の国機関と連携し、職業訓練・研修等に関する情報を共有するとともに、各関係業界への求人掘り起こし等を行い、被災者の就労支援を実施する。

ウ 就学等支援対策

大規模災害により被災し、経済的な理由によって就学が困難となった児童生徒が市内の小・中学校に転入した場合、市は、県と連携して、その保護者を対象に必要な就学援助策を講ずる。

また、大規模災害により被災した乳幼児が、市内の教育・保育施設に入園（入所）する際の負担を軽減するために、県および教育・保育施設等と連携した支援策を講ずる。

5 消防機関相互の応援

(1) 広域消防相互応援

消防長は、市消防本部の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、秋田県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

(2) 緊急消防援助隊

ア 出動要請

市長は、県内の消防力を集結しても消防力に不足が生じる場合、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。なお、知事と連絡がとれない場合は、市長は直接、総務省消防庁長官に対して要請する。

表 3-2-1 連絡先

機関名称		電話番号	FAX番号
秋田県（総合防災課消防保安室）		860-4563	824-1190
総務省消防庁	（昼間）応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537
	（夜間）消防防災・危機管理センター	03-5253-7777	03-5253-7553

イ 受入体制

市は、応援部隊を円滑に受け入れるため、あらかじめ定めた配備拠点および活動拠点を準備し、受入体制を整備する。

ウ 連絡員の派遣

市消防本部は、配備拠点および活動拠点に連絡員を派遣し、災害の状況、配備先およびルートその他必要な事項を伝達する。

エ 緊急消防援助隊活動支援情報の提供

市消防本部は、次の事項に係る支援情報について事前に準備し、被災地に到着した緊急消防援助隊に対し速やかに情報を提供する。

(ア) 地理の状況（広域地図、住宅地図等）

(イ) 水利状況

- ・ 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
- ・ 水利の所在地
- ・ 貯水容量
- ・ 水利地図（広域地図、住宅地図等）

(ウ) 消防搬送者に必要な医療機関の情報

(エ) 住民の避難場所の情報

◆資料編 19－1 秋田県緊急消防援助隊受援計画

6 受援計画の策定

市は、災害時において他の自治体や防災関係機関から円滑に応援を受けることができるよう、あらかじめ、受援計画を策定する。受援計画においては、庁内全体および業務担当ごとの連絡調整窓口、連絡の方法、役割分担、要請の手順、受援対象業務、応援要員等の執務スペースについて定めるとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるよう努める。

市は、応急対策職員派遣制度や災害時相互応援協定等を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて制度の活用方法と、発災時の円滑な活用について習熟に努める。

なお、応援要員等の執務スペースの確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症に配慮した適切な空間の確保に努めるとともに、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努める。

7 応急措置の代行

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき事務について次の応急措置を代行する（災害対策基本法第 73 条第 1 項）。

- (1) 警戒区域を設定し、同地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は同地域から退去を命ずる（災害対策基本法第 63 条）。
- (2) 他人の土地、建物その他の工作物等を一時使用し、もしくは収用する（災害対策基本法第 64 条第 1 項）。
- (3) 応急措置の実施に支障となる工作物および物件を除去する（災害対策基本法第 64 条第 2 項）。
- (4) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる（災害対策基本法第 65 条第 1 項）。

第3節

消防防災ヘリコプターの活用

計画の方針

地震や各種災害発生時には、陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、火災防ぎょ活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、秋田県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、県および関係機関などと協力の上、実施する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	消防防災ヘリコプターの緊急運航要請、輸送活動の実施
災害や異常気象等が沈静化	
(応急対策活動収束時)	(県)消防防災航空隊へ災害状況報告書により報告

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	消防防災ヘリコプターの緊急運航要請
3時間以内	受入体制の整備
6時間以内	緊急輸送の実施
(応急対策活動収束時)	(県)消防防災航空隊へ災害状況報告書により報告

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 運航体制	消防部	(県)総合防災課消防保安室
2 緊急運航の要件		
3 緊急運航の要請基準		
4 緊急運航要請手続	消防部	(県)総合防災課消防保安室
5 夜間救急搬送		(県)総合防災課消防保安室

1 運航体制

秋田県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、関係法令、「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」および「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等の定めるところにより、次の

とおりとする。

(1) 秋田県消防防災ヘリコプターの運航体制

ア 体制

365 日活動体制

イ 運航時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

ただし、災害が発生し、緊急運航をする場合は、日の出から日没までとする。

ウ 夜間搬送

昼間運航時間内（原則：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）に出動要請があったときに実施する。

(2) 臨時ヘリポート

臨時ヘリポートの設定基準および臨時ヘリポート設定場所は、あらかじめ定めたとおりとする。

◆資料編 24－4 臨時ヘリポート設定基準

〃 24－5 臨時ヘリポート設定場所

2 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合に運航する。

区 分	内 容
公共性	地域ならびに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等、航空機以外に適切な手段がないこと。

3 緊急運航の要請基準

緊急運航は、前記「2 緊急運航の要件」を満たし、かつ、次の基準に該当する場合に要請することができる。

(1) 救急活動

ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送および医療器材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他

その他特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故および山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故および山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路等での事故等における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他

その他特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 大規模火災における状況把握、情報収集および住民への避難誘導等の広報ならびに被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認められた場合

ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送および消火資機材等の輸送

交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送および輸送手段がない場合又は航空機による搬送および輸送が有効と認められる場合

エ その他特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握および情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握および情報収集

ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、もしくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

ウ 被災地等への救援物資、医薬品等の輸送および応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における住民への避難誘導および警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報および避難指示等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合

オ その他特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

(6) その他運用責任者が特に必要と認めた場合

4 緊急運航要請手続

(1) 緊急運航の要請

市長は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」（様式第1号）によりFAXを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県では、災害の状況および現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を通じて市長等に回答する。

◆資料編 20－1 秋田県消防防災航空隊出動要請書

(2) 受入体制の整備

市長等は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

ア 離着陸場所の確保および安全対策

イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所および病院等への搬送手続

ウ 空中消火用資材、水利の確保

エ その他の必要な事項

(3) 報告

市長等は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに消防防災航空隊に報告する。

表 3-3-1 連絡先

連絡先	電話番号等	所在地
秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊基地)	TEL 886-8103 FAX 886-8105 ※県総合防災情報システム 専用電話機 110511 衛星携帯用電話機 080-2846-5822	秋田市雄和椿川字山籠 40-1

◆資料編 20-3 災害状況報告書

5 夜間救急搬送

(1) 夜間救急搬送の要件

夜間救急搬送は、原則として、「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるもののほか、次のとおりとする。

- ア 緊急運航の要件（公共性、緊急性および非代替性）を満たすものであること。
- イ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合であること。
- ウ 救急告示病院から第三次医療機関への搬送であること。

(2) 要請時間

昼間運航時間内（原則：午前8時30分から午後5時15分）に出動要請があったときに実施される。

(3) 指定離着陸場

地 区	圏域名	名 称
中 央	秋田周辺	秋田赤十字病院ヘリポート 秋田大学病院屋上ヘリポート 秋田空港（飛行場）

第4節

自衛隊の災害派遣要請

計画の方針

大規模で広範囲にわたる地震や災害が発生し、人命又は財産の保護のため自衛隊への災害派遣要請の必要があると認めた場合は、市長は、知事に対し、災害派遣の要請を要求する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	知事へ自衛隊の災害派遣要請を要求、受入体制の整備、自衛隊による救助活動の実施
災害や異常気象等が沈静化	
(応急対策活動収束時)	知事へ自衛隊の撤収要請

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	知事へ自衛隊の災害派遣要請を要求
3 時間以内	受入体制の整備
6 時間以内	自衛隊による救助活動の実施
(応急対策活動収束時)	知事へ自衛隊の撤収要請

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害派遣要請の範囲・対象	防災対策班	自衛隊、県（総合防災課）
2 派遣要請の手続	防災対策班	自衛隊、県（総合防災課）
3 自衛隊の自主派遣		自衛隊
4 災害派遣部隊の受入れ	防災対策班	自衛隊
5 災害派遣部隊の活動範囲		自衛隊
6 災害派遣部隊の撤収要請	防災対策班	自衛隊
7 経費の負担区分	財政班	自衛隊

1 災害派遣要請の範囲・対象

(1) 災害派遣の範囲

- ア 災害が発生し、知事が、人命又は財産保護のため、必要があると認めて要請したとき。
 - イ 被害が発生する可能性が大きく、知事が予防のため要請し、事情やむを得ないと認めたとき。
 - ウ 突発的な災害で、救援に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められ、自主的に派遣するとき。
 - (ア) 関係機関に対し、災害状況を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - (イ) 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置をとる必要があると認められるとき。
 - (ウ) 海難事故、航空機事故の異常を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
 - (エ) その他の災害において、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- この場合、自衛隊の自主派遣の後、知事から派遣要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 要請基準

- ア 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要、かつ適当であること。
- イ 救助活動が自衛隊でなければできないと認められる緊急性があること。
- ウ 人命又は財産保護のため、公共性を満たすものであること。
- エ 自衛隊以外に災害救助活動に対応できる手段がないこと。
- オ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

2 派遣要請の手続

(1) 要請手続

- ア 本部長（市長）は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣要請をしようとする場合は、県知事（総合防災課）に対し、次の事項を明記した文書をもって行う。
 - ただし、緊急を要する場合は、口頭、秋田県総合防災情報システム又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

- | |
|---------------------|
| 1 災害の状況および派遣を要請する事由 |
| 2 派遣を希望する期間 |
| 3 派遣を希望する区域および活動内容 |
| 4 その他参考となるべき事項 |

イ 本部長（市長）は、通信の途絶等により知事に対して派遣要請できない場合は、直接その旨および災害の状況を自衛隊へ通知する。なお、この通知をした場合には、その旨を速やかに知事に通知する。

ウ 本部長（市長）又は警察署長は、事態が緊急避難、人命救助の場合のように急迫し、知事等の要請を依頼するいとまがない場合は、直接、自衛隊に被害状況等を通報するものとし、事後速やかに所定の手続を行う。

◆資料編 19－3 自衛隊の災害派遣要請に関する様式

(2) 災害派遣要請連絡窓口

災害派遣要請連絡窓口は以下のとおりである。

表 3－4－1 連絡先

部隊名	住 所	電 話	F A X	夜間 (休日を含む)
陸上自衛隊 第 21 普通科連隊 第 3 科	秋田市寺内字将 軍野 1	一般 845-0125 (内線 236, 238) 衛星 197-511	一般 845-0125 (内線 239) 衛星 197-50	駐屯地当直司令 一般 845-0125 (内線 302, 402) F A X 239
航空自衛隊 秋田救難隊 飛行班	秋田市雄和椿川 字山籠 23-26	一般 886-3320 (内線 252, 253) 衛星 198-511	一般 886-3320 (内線 240) 衛星 198-50	当直 一般 886-3320 (内線 225) F A X 240

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事からの要請で派遣されることが原則であるが、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊を派遣する場合がある。

＜判断の基準とすべき事項＞

- (1) 関係機関に対し、被害状況を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置をとる必要があると認められるとき。

- (3) 海難事故、航空機事故の異常を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害において、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 災害派遣部隊の受入れ

本部長（市長）は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入措置を行う。

(1) 受入準備

知事は、派遣部隊の集結（野営）場所や資機材の保管場所等を指定し、本部長（市長）はこれに協力する。これらの集結場所等は、第2章第40節に定める広域防災拠点のほか、被災状況によってはその他の公共施設等の中から、派遣部隊の規模や活動内容等に応じて指定する。

本部長（市長）は、派遣部隊が使用できる現地災害対策本部などの設置に必要な公共施設、又は資機材等の保管場所を確保するなど、受入れのための必要な措置をとる。

- 1 県および部隊指揮官との連絡責任者を定める。
- 2 派遣部隊誘導のための要員を派遣する。
- 3 応援を求める作業内容、所要人員その他について作業計画を立てるとともに、部隊到着後、直ちに指揮官と連絡調整ができる体制を整える。
- 4 作業に必要な車両、機材等を整備する。
- 5 必要により、集結場所、災害地の区域、災害の程度を示した地図、又は略図を準備する。
- 6 派遣部隊の宿舎および給水に関し、便宜を図る。
- 7 集結場所等に付随する水道水やトイレ等の使用について便宜を図る。
- 8 必要に応じて、ヘリポートの設定について便宜を図る。
- 9 近隣住民との調整を行う。

(2) 受入措置

派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き、派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上、作業の推進を図る。

(3) 県への報告

市長は、派遣部隊の到着および必要に応じて、所定の事項について県知事に報告する。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている

場合において、市長等、警察官又は海上保安官がその場にいないときに限り、自衛隊法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づき次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは直ちに、その旨を市長又は当該地域を管轄する警察署長に通知しなければならない。

- ア 警戒区域の設定ならびに立入り制限・禁止又は退去命令
- イ 他人の土地等の一時使用等
- ウ 現場の被災工作場等の除去等
- エ 住民等の応急措置業務への従事
- オ 車両の移動命令等ならびに車両の破損等

5 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊災害派遣部隊の活動範囲は、表 3－4－2 のとおりである。

表 3-4-2 活動範囲

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 (また、地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難者等については、原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、地方公共団体等と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管等を調整する。)
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護および防疫	被災者に対し、応急医療、救護および防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員および物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水および入浴支援	被災者に対し、給食、給水および入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付および譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安および除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置および除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

6 災害派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は、知事が市長および派遣部隊の長と協議して行う。市長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨を報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

◆資料編 19－4 自衛隊の撤収要請に関する様式

7 経費の負担区分

(1) 市の費用負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備にかかるものは除く）等の購入費、借上げ料および修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上げ料
- ウ 派遣部隊の宿営および救護活動に伴う光熱水費、電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議する

(2) 自衛隊が負担する経費

- ア 部隊の輸送費
- イ 隊員の給与
- ウ 隊員の食料費
- エ その他部隊に直接必要な経費

第5節

気象情報等の収集・伝達

計画の方針

風水害等は気象情報等の収集により、災害発生の危険性のある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、関係機関および市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、効果的な災害応急対策活動や確実な避難の実施に役立てる。

地震災害においては、地震発生直後に被害の全容を即座に入手することは困難であるため、まず、初動段階では秋田地方気象台や秋田県総合防災情報システムを通して地震情報を収集し、これをもとに被害の規模を予測し、動員配備体制を確立する。さらに、防災ネットあきたや広報車により地震情報を防災関係機関および住民に、迅速かつ的確に伝達する。

津波に関する情報（特別警報、警報、注意報等）を受けたときは、関係機関および市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、効果的な災害応急対策活動や確実な避難の実施に役立てる。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	秋田地方気象台による気象情報の発表・伝達、 水防警報の発令・伝達、住民等の避難
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	

各段階における活動の内容【地震災害・津波災害】

発災からの時間経過	活動の内容
発災直後	津波情報の伝達 住民等の避難
1 時間以内	地震情報の伝達 住民等の避難

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 警戒レベルを用いた防災 気象情報の提供	消防部、防災対策班	秋田地方気象台
2 気象に関する特別警報・ 警報・注意報	消防部、防災対策班	秋田地方気象台
3 火災気象通報および火災 警報	消防部、防災対策班	秋田地方気象台
4 注意報・警報等の伝達	防災対策班、消防部	秋田地方気象台 防災関係機関、市民
5 地震・津波情報	防災対策班、広報班、消防部	秋田地方気象台、 防災関係機関、市民
6 地震・津波に関する情報 の伝達	防災対策班、消防部	秋田地方気象台 防災関係機関、市民
7 洪水予報および水防警報	防災対策班	秋田地方気象台、秋田河川国 道事務所、県（河川砂防課）、 防災関係機関、市民
8 土砂災害警戒情報	防災対策班	県（河川砂防課） 秋田地方気象台、市民
9 防災気象情報の活用	防災対策班	秋田地方気象台、 秋田河川国道事務所
10 ホットラインの活用	防災対策班	防災関係機関

1 警戒レベルを用いた防災気象情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報は、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分されており、出された情報からとるべき行動を住民が直感的に理解し、自発的な避難判断等を促すものである。

2 気象に関する特別警報・警報・注意報

秋田地方気象台では、気象・地象（地震は、発生した断層運動による地震動に限る）・水象等の観測結果に基づき、特別警報、警報、注意報（大津波警報・津波警報・津波注意報および噴火警報を除く）および台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を発表し、防災関係機関等へ伝達

する。

特に、特別警報は、重大な災害が発生するおそれ著しく大きく、災害が発生又は切迫している状況で、住民は命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当情報であり、気象業務法において市から住民への周知の措置が義務づけられている。

そのため、市は、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達する。

秋田地方気象台から発表される気象情報等の種類は次のとおりである。

(1) 注意報・警報の種類と発表基準

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等で実際に危険度が高まっている場所は、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となった場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。

さらに、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

ア 注意報

種 類	概 要
大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪 水 注 意 報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波 浪 注 意 報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高 潮 注 意 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起

種 類	概 要
	するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。
濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着 雪 注 意 報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

イ 警報

種 類	概 要
大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。
洪 水 警 報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損

種 類	概 要
	傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波 浪 警 報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高 潮 警 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

ウ 特別警報

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

エ その他の情報

種 類	概 要
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（秋田県）で発表される。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
秋田県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の情報が速やかに発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの秋田県気象情報が発表される場合がある。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で発表される。

種 類	概 要
	この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。
記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害および低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 秋田県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

（※）地面現象注意報および浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

（※）水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水および津波についての注意報および警報は、指定河川洪水注意報および警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報および特別警報をもって代える。

オ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布および土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種 類	概 要
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川およびその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量および降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

カ 大雨特別警報(土砂災害)発表の資料に用いる基準値

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間におおむね30mm以上の雨)がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)が発表される。

キ 大雨特別警報(浸水害)発表の指標(雨に関する各市町村の50年に一度の値)

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数および流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間におおむね30mm以上の雨)がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)が発表される。

- (ア) 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現。
- (イ) 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現。

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年9月5日現在
発表官署 秋田地方気象台

秋田市	府県予報区	秋田県	
	一次細分区域	沿岸	
警報	市町村等をまとめた地域	秋田中央地域	
	大雨	表面雨量指数基準	15
	(浸水害)	土壌雨量指数基準	87
	洪水	流域雨量指数基準	旧雄物川流域=26.3, 旭川流域=16.4, 岩見川流域=32.7, 新波川流域=7.6, 草生津川流域=9.3, 下浜鮎川流域=8.4, 猿田川流域=10, 八田川流域=9.4, 梵字川流域=8.5, 神内川流域=7.8, 三内川流域=20.5, 平尾島川流域=8.8, 新城川流域=14.7, 馬路川流域=8.2, 仁別川流域=6.1, 古川流域=4.2, 宝川流域=7.4, 白山川流域=8.8, 湯ノ里川流域=6.4, 安養寺川流域=9.3, 大戸川流域=5
		複合基準 ^{*1}	雄物川流域=(7, 51.5), 太平川流域=(7, 15.1), 旭川流域=(13, 11.8), 岩見川流域=(7, 31.3), 新波川流域=(9, 7.5), 下浜鮎川流域=(7, 7.5), 猿田川流域=(13, 5.4), 八田川流域=(7, 7.5), 新城川流域=(7, 11.3), 馬路川流域=(7, 6.2), 古川流域=(13, 2.5)
		指定河川洪水予報による基準	雄物川上流[神宮寺], 雄物川下流[椿川], 太平川[牛島]
	暴風	平均風速	陸上 18m/s 海上 20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 18m/s 雪を伴う 海上 20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部 12時間降雪の深さ35cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm
			秋田市市街地 6時間降雪の深さ25cm あるいは 12時間降雪の深さ35cm
	波浪	有義波高	6.0m
	高潮	潮位	1.5m
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	63
	洪水	流域雨量指数基準	旧雄物川流域=21, 旭川流域=13.1, 岩見川流域=26.1, 新波川流域=6, 草生津川流域=6, 下浜鮎川流域=6.4, 猿田川流域=6.8, 八田川流域=7.5, 梵字川流域=6.8, 神内川流域=6.2, 三内川流域=16.4, 平尾島川流域=7, 新城川流域=8.5, 馬路川流域=5.2, 仁別川流域=4.3, 古川流域=3.2, 宝川流域=5.9, 白山川流域=7, 湯ノ里川流域=5.1, 安養寺川流域=5.4, 大戸川流域=4
		複合基準 ^{*1}	雄物川流域=(5, 24.9), 太平川流域=(5, 12), 旭川流域=(5, 10.6), 岩見川流域=(5, 18.7), 新波川流域=(5, 6), 草生津川流域=(5, 5.4), 下浜鮎川流域=(5, 5.8), 猿田川流域=(5, 4.9), 八田川流域=(5, 5.3), 梵字川流域=(7, 4.4), 神内川流域=(5, 5.2), 三内川流域=(7, 13.1), 平尾島川流域=(7, 5.9), 新城川流域=(5, 6.9), 馬路川流域=(5, 5.2), 仁別川流域=(5, 4.3), 古川流域=(5, 2.3), 宝川流域=(7, 4.7), 白山川流域=(5, 6), 湯ノ里川流域=(7, 4.1), 安養寺川流域=(5, 5.4), 大戸川流域=(5, 2.7)
		指定河川洪水予報による基準	雄物川下流[椿川], 太平川[牛島]
	強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm
			秋田市市街地 12時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	3.0m
	高潮	潮位	1.0m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70% 風速 10m/s以上	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温-7℃以下 ②最低気温-5℃以下が数日続くとき ^{*2}	
	霜・着雪	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 冬期の気温は秋田地方気象台の値。

(2) 発表区域

気象に関する警報および注意報は、次の細分区域で発表されるが、大雨や洪水等の警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合もある。

沿岸とは、海岸線からおおむね 20 海里（約 37 k m）以内の海域を含む地域である。

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
沿 岸	能代山本地域	能代市、藤里町、三種町、八峰町
	秋田中央地域	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
	本荘由利地域	由利本荘市、にかほ市
内 陸	北秋鹿角地域	大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村
	仙北平鹿地域	横手市、大仙市、仙北市、美郷町
	湯沢雄勝地域	湯沢市、羽後町、東成瀬村

(3) 台風および異常現象等の気象情報

気象予報等に関係のある台風およびその他の異常現象等の情報を、具体的かつ速やかに発表する。気象情報の種類は以下のとおり。

ア 予告的な情報

(ア) 特別警報や警報、注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合。

(イ) 少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合。

イ 特別警報や警報、注意報を補足する気象情報

(ア) 特別警報や警報、注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合。

(イ) 「記録的短時間大雨情報」を発表する場合。

ウ 竜巻注意情報

竜巻注意情報を発表する場合。

簡潔な文章形式で、有効期間(発表から約 1 時間が目安)を明示。

エ 警報級の可能性

5 日前までの警報級の現象が [高]、[中] の 2 段階で発表される。

(4) 注意報・警報の切り替え

注意報又は警報の継続中、新たな注意報・警報の発表、又は変更が必要になったときは、注意報又は警報の切り替えとして発表される。

(5) 注意報・警報の解除

注意報および警報は、被害や重大な災害の起こるおそれがないと認められるときは解除される。

(6) 特別警報の発表

警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおり。

表 3-5-1 特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や	暴風が吹くと予想される場合
高 潮	同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (50年に1度の参考値：令和5年11月1日現在) 秋田市 積雪深 89cm、 既往最深積雪深 117cm	

3 火災気象通報および火災警報

(1) 火災気象通報

消防法第22条に基づく気象状況の通報であり、秋田地方気象台から発表される。

(2) 火災警報

市長は、火災気象通報を受け、下記の火災警報発令の基準を超えた場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、警戒上支障がないと判断したときを除き、火災警報を発令する。

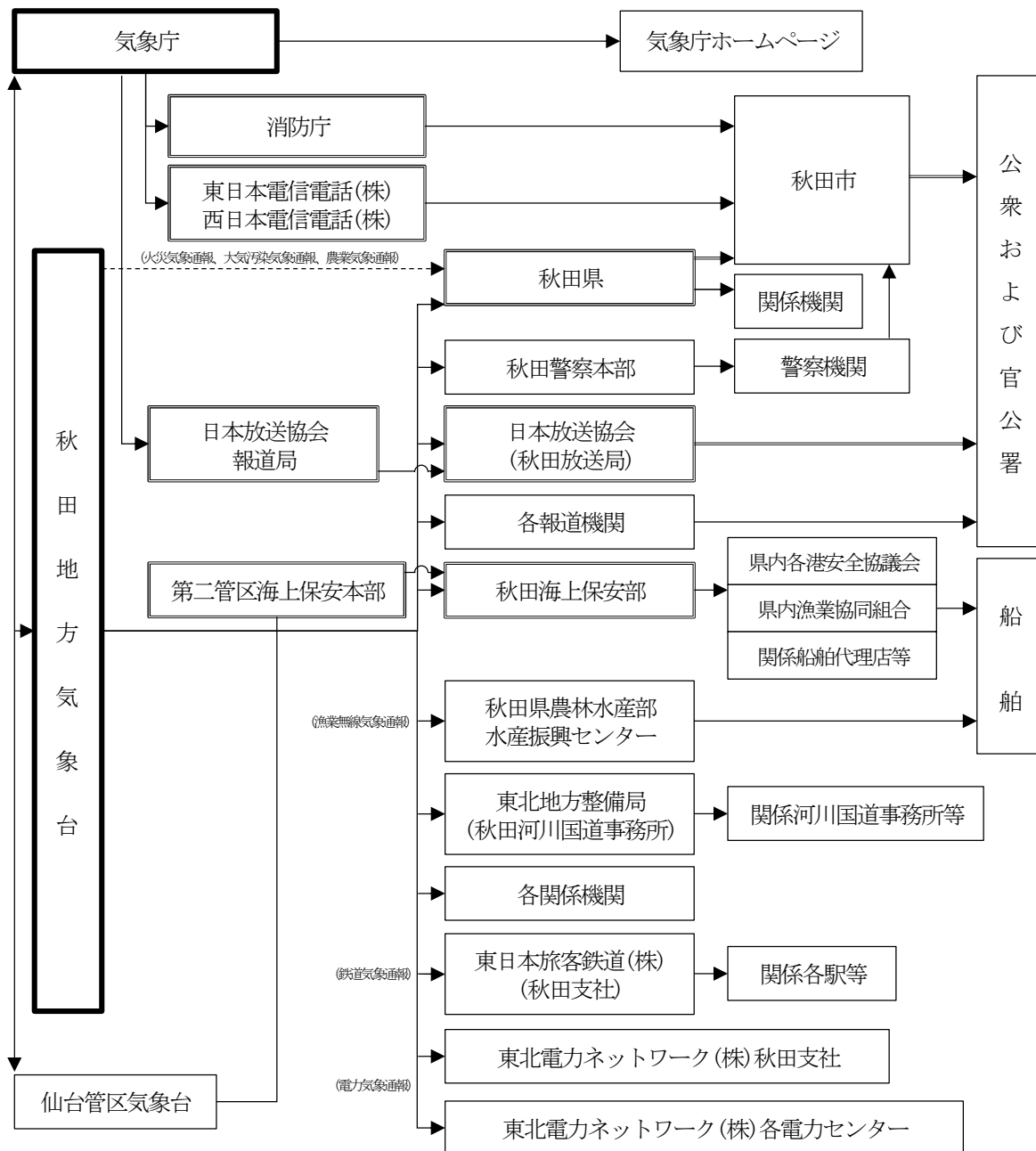
表 3-5-2 火災警報発令の基準（秋田市消防警防規程第34条）

警報発令基準	ア 実効湿度が60%以下で、最低湿度が40%を下り、最大風速が基準7mを超える見込みのとき。 イ 平均13m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
周知方法	ア 車両による広報 イ サイレン等
対 策	ア 警防力の増強 イ 地域内の火災予防広報等

4 注意報・警報等の伝達

(1) 注意報・警報等の伝達系統

注意報、警報等の伝達系統は次のとおりとする。



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号および第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条および第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

図 3-5-1 注意報・警報等伝達系統図

(2) 市における気象通報・警報等の取扱要領

ア 市における措置

(ア) 気象業務法に基づく注意報、警報、特別警報、消防法に基づく火災気象通報（以下「気

象通報」という。) および水防法に基づく水防警報は、防災安全対策課および消防本部指令課が受信する。

- (イ) 防災安全対策課は、必要な警報等について速やかに関係各部局へ伝達する。
- (ウ) 夜間、休日等勤務時間外の気象通報等は、守衛室で受信し伝達する。
- (エ) 農作物に被害を及ぼすおそれのある霜注意報、低温注意報等が発表されたときは、これらに対する被害防除のための対策は農業農村振興課が報道機関の協力を求め、農業従事者等に周知するよう努める。
- (オ) 市民に対する警報等の伝達は、必要に応じてサイレンの吹鳴や広報車による巡回広報等により、市民に周知を図る。
- (カ) 特別警報の通知を受けた場合は、直ちに報道関係、防災ネットあきた、市ホームページ等、あらゆる手段を用いて住民等に注意喚起情報を伝達する。

◆資料編 21－1 サイレン信号等

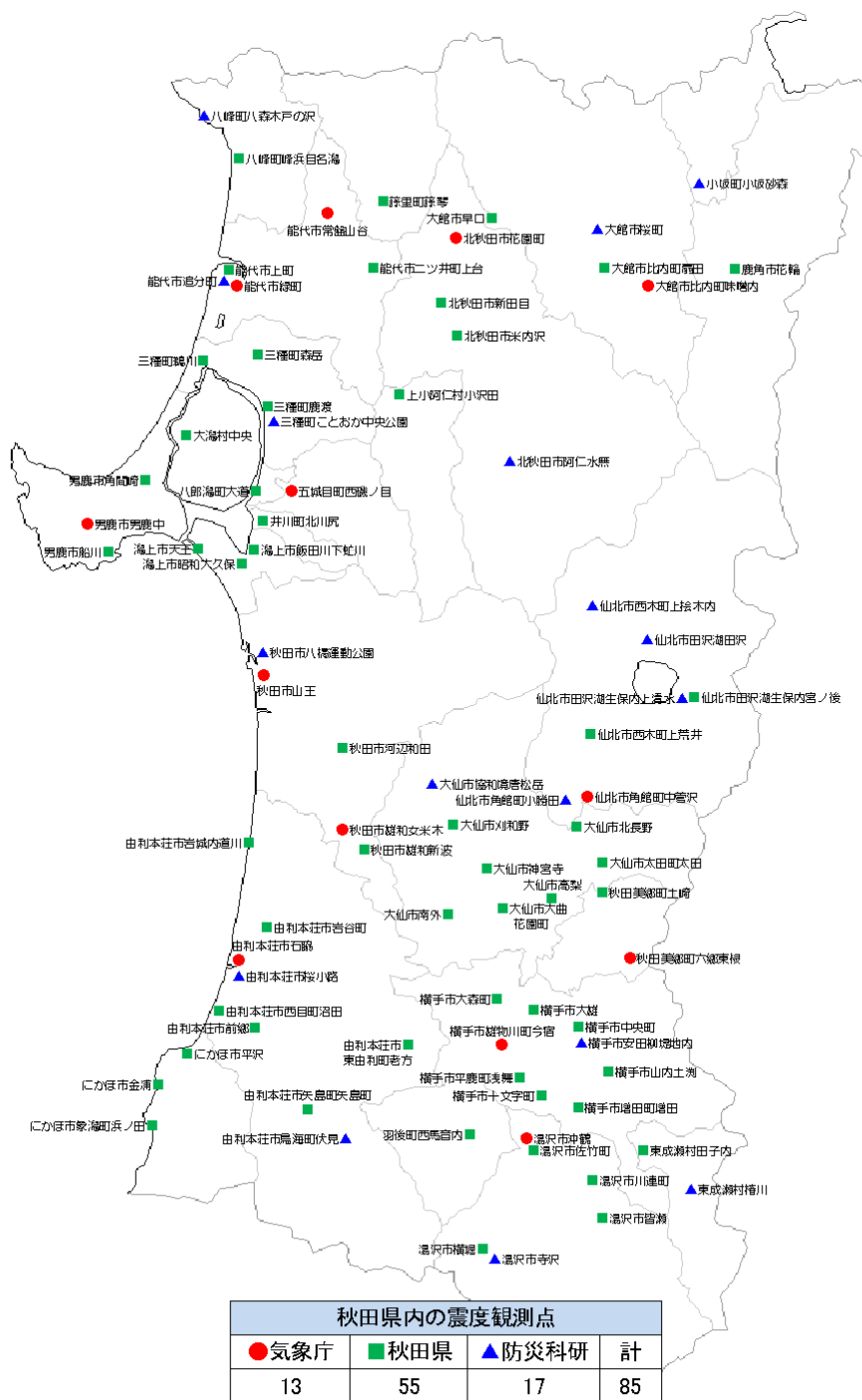
5 地震・津波情報

(1) 地震情報

ア 地震情報（震源・震度に関する情報）

地震現象およびこれに密接に関連する現象（津波現象を除く）の観測成果および状況内容を、以下のとおり発表される。

- (ア) 発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度
- (イ) 震度3以上が観測された地域名および市町村名（震度観測点の位置は図3－5－2のとおり）
- (ウ) 震度5弱以上と予想されるが、震度を入手していない震度観測点のある市町村名



秋田県内の震度観測点(令和3年1月1日現在)

図 3-5-2 秋田県内の震度観測点位置および名称

イ 地震情報(各地の震度に関する情報)

県内で震度1以上が観測されたとき、以下のとおり発表される。

- (ア) 震源、規模(発震時刻、震央地名、緯度、経度、深さ、規模(マグニチュード))
- (イ) 各地の震度(気象庁管理の地震・震度観測点13箇所と、県内55箇所に設置された秋田県震度情報ネットワークの計測震度計および独立行政法人防災科学技術研究所の強震観測施設17地点からの震度情報)

(ウ) 震度5弱以上と予想されるが、震度情報を入手していない震度観測点

ウ 地震情報（その他の情報）

地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、顕著な地震の震源要素の切り替えのお知らせなどの情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※1 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある※2）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生からおおむね30分以内に発表。 ※1 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※2 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

地震情報の種類	発表基準	内 容
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

エ 秋田地方気象台における地震解説資料の発表

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせするために気象庁本庁および管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料であり、解説資料等の種類、発表基準および内容については次のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、および津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（秋田県に）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（秋田県内で）震度 5 弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1 ～ 2 時間を目途に第 1 号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
月間地震概況	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の秋田県内および東北地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

(2) 津波警報等

ア 津波警報・注意報

気象庁は、気象業務法に基づき、予想される津波の規模、範囲について大津波警報（津波警報）又は津波注意報（表 3－5－3）を発表する。

表 3-5-3 津波警報・注意報の種類、解説および発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	(巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

※気象庁は、大津波警報を特別警報に位置づけている。

(注1) 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(注3) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

(注4) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(注5) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

(注6) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

イ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 3-5-4 津波予報の内容

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

ウ 津波情報

大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合、予想される津波の到達時刻および高さ、実際に観測された津波到達時刻および高さ等を津波情報として発表する。内容等を以下に示す。

表 3-5-5 津波情報の内容

	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※ ※津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、およびその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

	情報の種類	内 容		
		警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
		大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
			1 m以下	「観測中」と発表
		津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
			0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)		
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※		
		※沖合の津波観測に関する情報の発表内容について		
		・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。		
		・ これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。		
		・ 最大波の観測値および推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。		
		沖合で観測された津波の最大波(観測値および沿岸での推定値※)の発表内容		
		警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
		大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
			3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
		津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表			
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表		
(注) 沿岸からの距離が 100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。				
また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。				

津波予報区は日本の沿岸を 66 の津波予報区に分けている。秋田県が属する津波予報区および予報区名称（「秋田県」）を図 3－5－3 に示す。



図 3－5－3 秋田県および周辺県の津波予報区

(3) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局部的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数

時間以上かかることがある。

- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

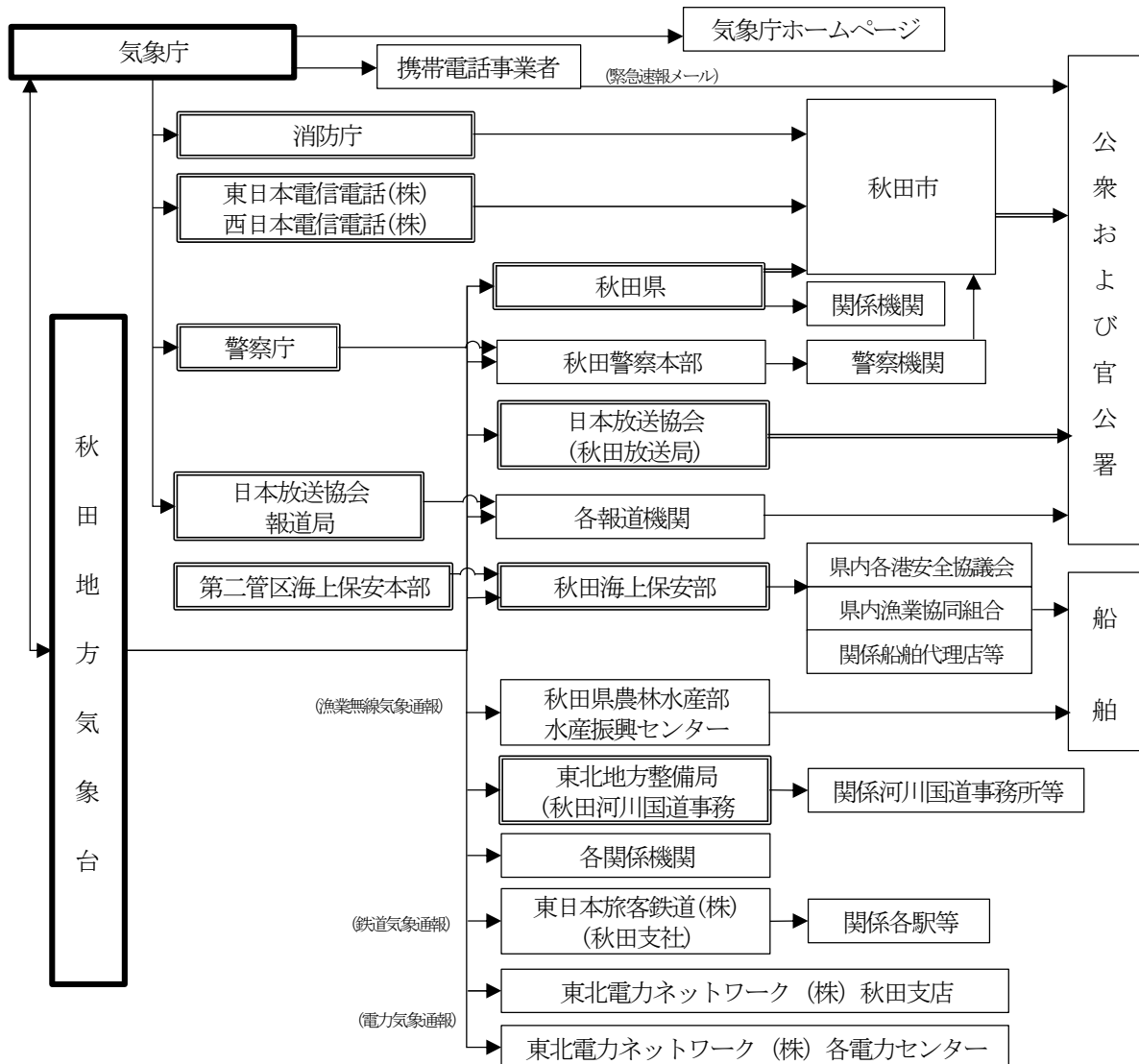
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。

また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

6 地震・津波に関する情報の伝達

(1) 通知系統

気象庁から発表される地震情報、津波警報等は、秋田地方気象台から関係機関に対して防災情報提供システムにより通知される。通知系統は図 3-5-4 のとおりとする。



注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号および第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

図 3-5-4 地震・津波情報の伝達系統図

(2) 異常現象発見者の通報

津波の前兆となるような異常現象を発見した者は、速やかに市又は警察署もしくは海上保安部に通報する。

警察署もしくは海上保安部は、通報を受けた場合、速やかに市に通報する。

市は通報を受けた場合、速やかに秋田地方気象台、県、その他の関係機関に通報する。

(3) 市および防災関係機関の措置

ア 市の措置

(ア) 市において情報の伝達を受けた場合は、防災対策班長は各部長に伝達する。

(イ) 情報の伝達を受けた場合は、速やかに防災関係機関（消防団）、学校等の公共的施設、一般住民、その他関係のある公私の団体に周知徹底する。

(ウ) 特別警報（震度6弱以上と推定される緊急地震速報、大津波警報）が発表されたときは、直ちに身の安全の確保を行うとともに、一般市民および関係機関に対し、サイレン、防災ネットあきた、市ホームページ、広報車、その他あらゆる手段を用いて注意喚起情報の発信を行う。

(エ) 強い地震（震度4程度以上）もしくは長い時間ゆっくりとした弱い地震を感じたときは、気象台が津波情報を発表する以前であってもサイレン等あらゆる手段を用いて海岸線からの避難開始を呼びかける。

(オ) 市は、大津波警報、津波警報および津波注意報が発表された場合、速やかにサイレン等あらゆる手段を用いて沿岸住民、海水浴客、釣り人等に対し、直ちに身の安全を確保するための避難等を行うことを呼びかける。

イ 防災関係機関の措置

防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡を取り、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

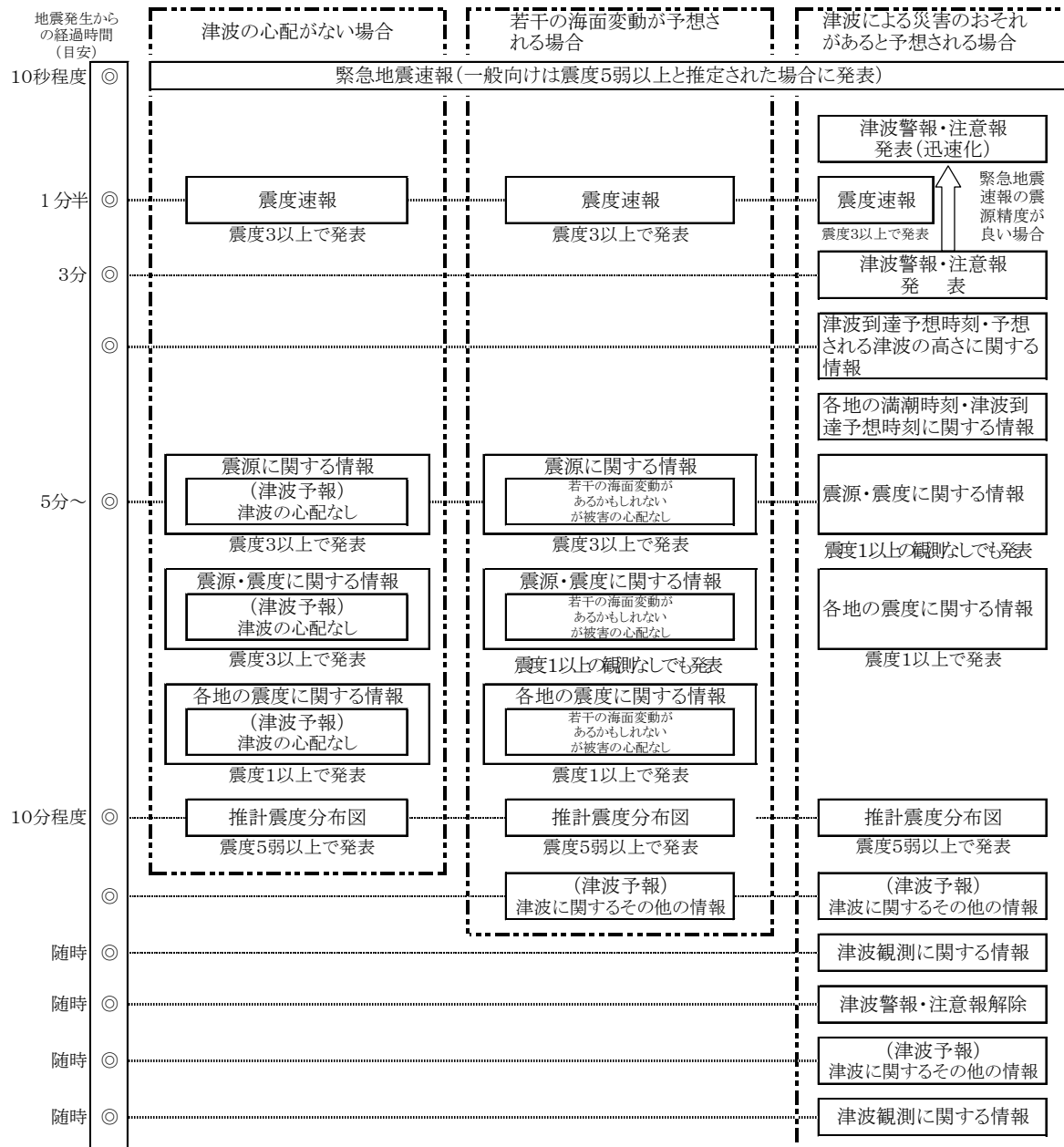
(ア) 秋田海上保安部は、被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器、たれ幕等により周知する。

(イ) 秋田海上保安部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

(ウ) 秋田海上保安部は、被害が予想される沿岸地域の住民や海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

(4) 地震情報、津波予報、津波情報発表の流れ

地震情報、津波予報、津波情報発表の流れは次のとおりである。



※気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」および「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

図3-5-5 地震情報、津波予報、津波情報発表の流れ

7 洪水予報および水防警報

(1) 洪水予報

秋田地方气象台と国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所（雄物川）又は秋田県建設部河川砂防課（太平川）が共同し、雄物川下流および太平川の洪水予報が発表される。

ア 雄物川および太平洋の洪水予報の基準点は次のとおりである。

表 3-5-6 洪水予報の基準点

河川名	実施区間	洪水予報 基準地点	担当官署名
雄物川 下流	左岸 雄和萱ヶ沢字芳ヶ沢地先 から 日本海 まで	椿川	国交省東北地方整備局 秋田河川国道事務所 秋田地方気象台
	右岸 雄和向野字桔梗台地先 から 日本海 まで		
太平洋	左岸 太平山谷字鳩ノ鳥地先 (地主橋) から 旭川への合流点 まで	牛島	秋田県建設部 河川砂防課 秋田地方気象台
	右岸 太平山谷字地主地先 (地主橋) から 旭川への合流点 まで		

イ 洪水予報の種類

洪水予報の発表基準は次のとおりである。

表 3-5-7 洪水予報の種類および発表基準

種類	標題	概要
洪水 注意報	氾濫 注意情報	氾濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水警報	氾濫 警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	氾濫 危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対

種類	標題	概要
		応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

ウ 洪水予報伝達系等図

雄物川下流および太平川の洪水予報伝達系統図は次のとおりである。

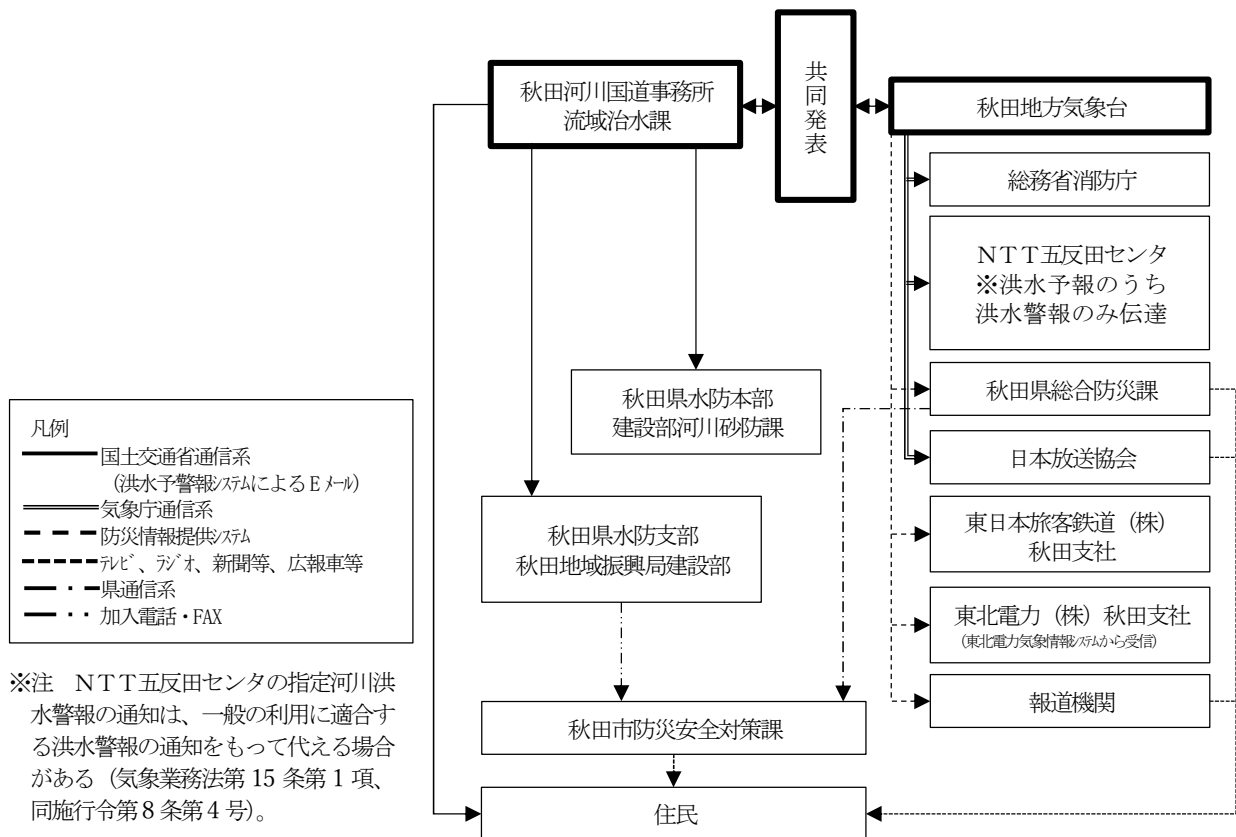


図 3-5-6 雄物川下流洪水予報伝達系統図

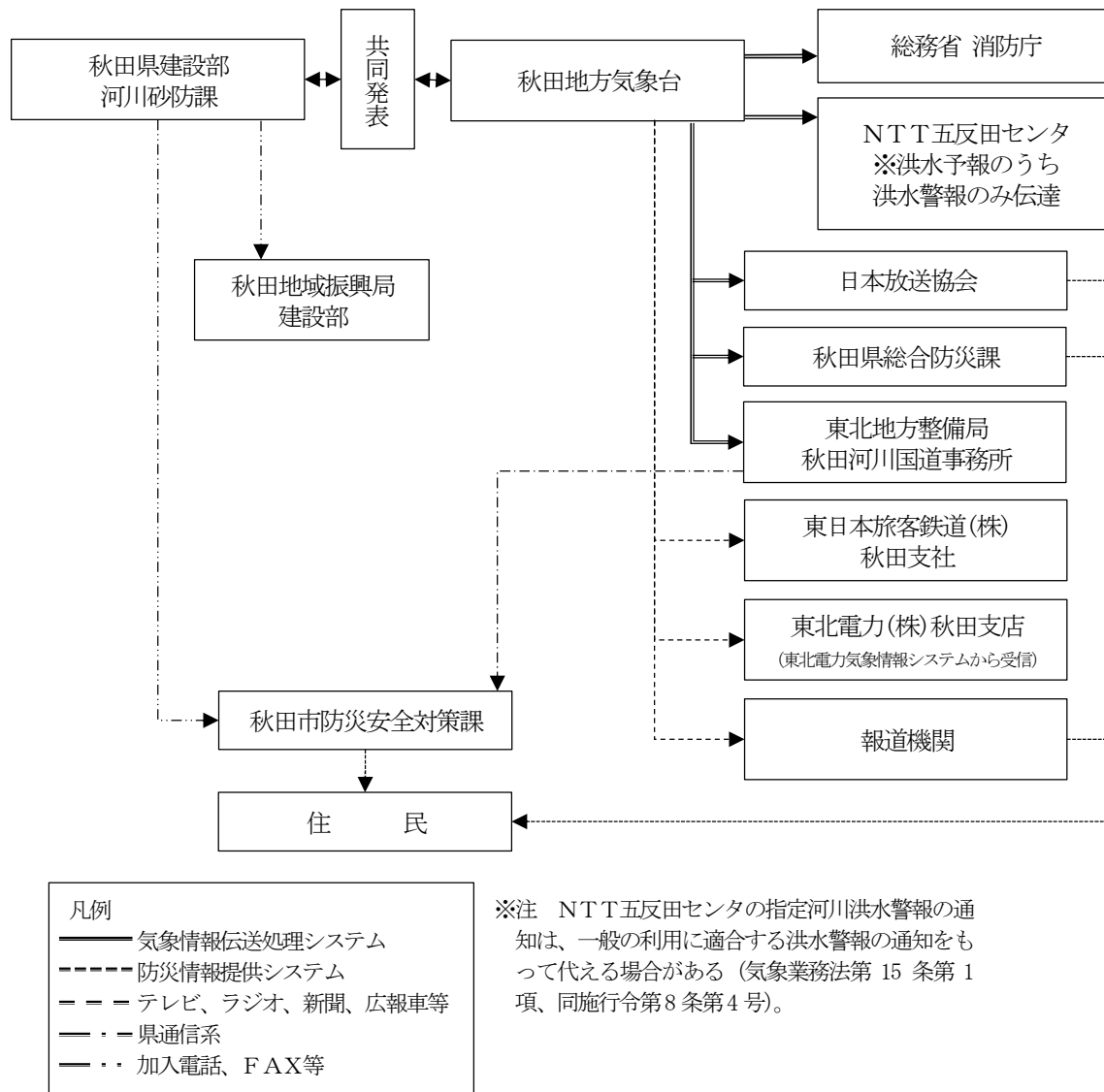


図 3-5-7 太平川洪水予報伝達系統図

(2) 水防警報

ア 水防活動用の注意報および警報

以下の表の左欄に掲げる水防活動用の注意報および警報は、右欄に掲げる注意報および警報をもって代える。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
〃 気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
〃 高潮注意報	高潮注意報
〃 高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
〃 洪水注意報	洪水注意報
〃 洪水警報	洪水警報

〃 津波注意報	津波注意報
〃 津波警報	津波警報
	津波特別警報

イ 水防警報河川

洪水又は高潮により損害を生ずるおそれがあると認められるときは、次の発令者により水防警報が発せられる。

発 令 者	河 川 名
国土交通大臣	雄物川
秋田県知事	太平川、岩見川、旭川、草生津川、新城川、猿田川、新波川、馬踏川

◆資料編 13－1 秋田管内河川図

ウ 伝達系統

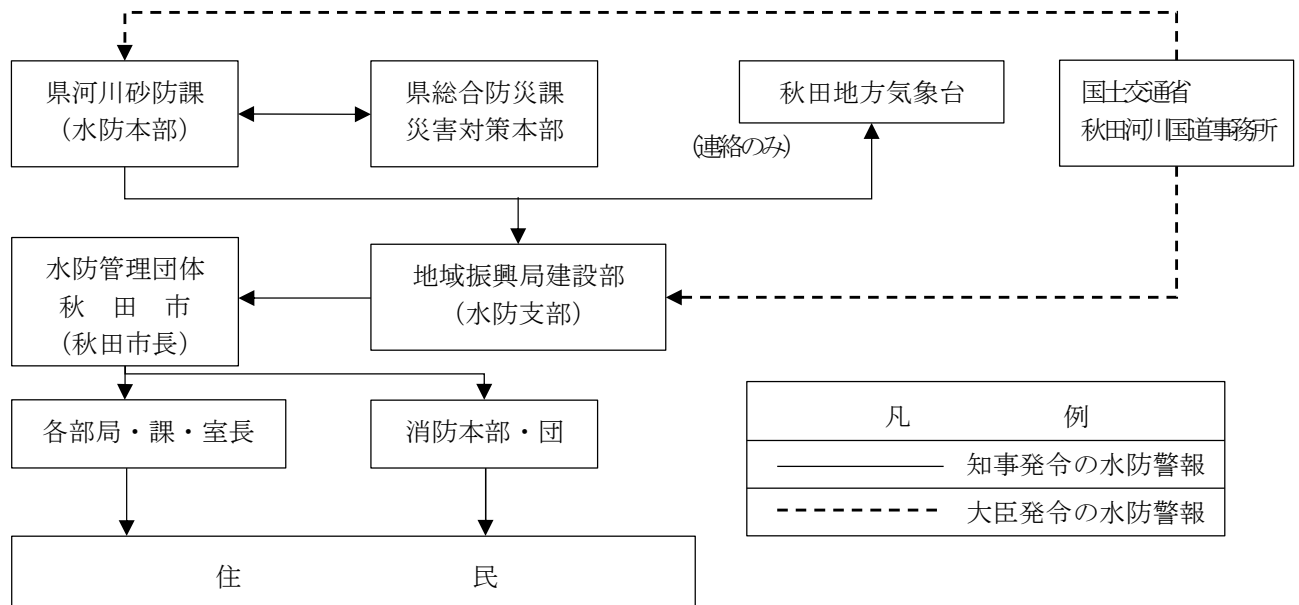


図 3－5－8 水防警報の伝達系統

(3) 水位周知河川

洪水予報河川以外の河川において、洪水により相当な損害が予想される河川については、国、県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定めている。

河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて地域住民に周知する。なお、伝達系統は、前記(2)ウによる。

◆資料編 13－3 洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位等

8 土砂災害警戒情報

大雨警報が発表されている状況で、土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊の危険度が非常に高まった時に、秋田県と秋田地方気象台が共同して土砂災害警戒情報を発表する。発表された情報は、秋田地方気象台から秋田県総合防災課（秋田県総合防災情報システム等）を通じて市町村に伝達されるとともに、報道機関を通じて地域住民へ周知される。

また、土砂災害警戒情報は市町村を最小発表単位として発表されるが、秋田市においては、「秋田市秋田」（旧秋田市）、「秋田市河辺雄和」（旧河辺町、旧雄和町）に分割して発表される。

9 防災気象情報の活用

市（防災安全対策課）は、災害が予想される場合、気象庁の公開する防災気象情報（警報等のほか土砂・浸水・洪水キキクル（危険度分布））や秋田県河川砂防情報システムの河川水位現況情報等を積極的に入手し、避難情報等の発令に活用する。

10 ホットラインの活用

市（防災安全対策課）は、重大な災害が予想される場合等において、気象台や河川国道事務所および県（秋田地域振興局建設部）等と電話やテレビ会議および災害時の情報交換に関する協定に基づくリエゾンの派遣等により、現状や今後の見通し等専門的意見を聴取して、避難情報等の発令に活用する。

第6節

被害状況の収集・伝達

計画の方針

各種災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報について、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集し、被害の全容を把握する。

被害状況に関する情報は、市職員の調査や、消防および警察等の防災関係機関からの連絡、住民からの通報を集約し、市災害対策本部において取りまとめる。

ただし、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報は発信されなくなる。したがって、連絡がとれない地区については、重大な被害が発生しているものと想像し、最悪の事態に対応すべく、災害対策本部から人員を派遣して積極的な情報収集を行う。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	水位情報・気象情報の把握、地域の状況等の把握
風水害等による被害発生	市有施設（防災拠点、避難所等）の状況把握、 災害の発生状況、医療機関の被災状況・受入可否、 市有施設（道路・河川・砂防等）の状況把握、 人的被害の把握、県への災害即報
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	道路等公共土木施設、ライフライン等の復旧状況の把握 農業土木施設等の被災状況の把握
〃 5日以内	家屋の被害概況の把握
〃 1週間以内	
〃 おおむね2週間以内	被害認定調査（1次調査）の実施

各段階における活動の内容【地震災害・津波災害】

発災からの時間経過	活動の内容
発災直後	津波の状況把握、 市有施設（防災拠点、避難所等）の状況把握
1 時間以内	火災の発生状況、津波の状況把握、 市有施設（防災拠点、避難所等）の状況把握
3 時間以内	市有施設（道路・河川・砂防等）の状況把握、 人的被害の把握、医療機関の被災状況・受入可否、 県へ被害概況即報
6 時間以内	市有施設（道路・河川・砂防等）の状況把握、 人的被害の把握、県へ被災状況即報
12 時間以内	同上
24 時間以内	市有施設被災状況の把握、インフラ被害等の取りまとめ、 県へ被災状況報告
72 時間（3 日）以内	道路等公共土木施設、ライフライン等の復旧状況の把握 農業土木施設等の被災状況の把握
1 週間以内	家屋の被害概況の把握
おおむね 2 週間～1 ヶ月以内	被害認定調査（1 次調査）の実施

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 情報連絡体制	防災対策班、広報班	防災関係機関
2 情報の収集・伝達	各班	防災関係機関
3 異常現象発見時の措置	防災対策班、消防部	秋田地方気象台、 秋田地域振興局
4 特殊災害発生時の措置	防災対策班	防災関係機関
5 被害状況の調査	防災対策班、各班	防災関係機関
6 被害報告	防災対策班	
7 安否不明者の情報収集と 氏名等の公表	防災対策班、市民生活班	
8 安否情報システムの活用	防災対策班、市民生活班	

1 情報連絡体制

地震や津波、その他各種災害が発生した場合には、市および防災関係機関（図3-6-1に記載の各機関、以下同じ）は所掌する事務又は業務に関して積極的に自ら職員を動員して災害情報収集に当たるものとする。

(1) 市の措置

市は、各種災害の発生直後において概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、負傷者の状況等、被害の規模を推定するため関連情報の収集に当たる。

また、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を防災関係機関等へ提供し、情報の共有を図る。

(2) 関係機関の措置

ア 関係機関は必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラによる目視、撮影等による情報収集を行う。

イ 関係機関は被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告する。

ウ 関係機関は、災害応急活動に関し、必要に応じ相互に緊密な情報交換を行う。

なお、災害時の情報収集・伝達は、図3-6-1のとおり防災行政無線（移動系）、消防無線等のほか、あらゆる手段を用いて行う。

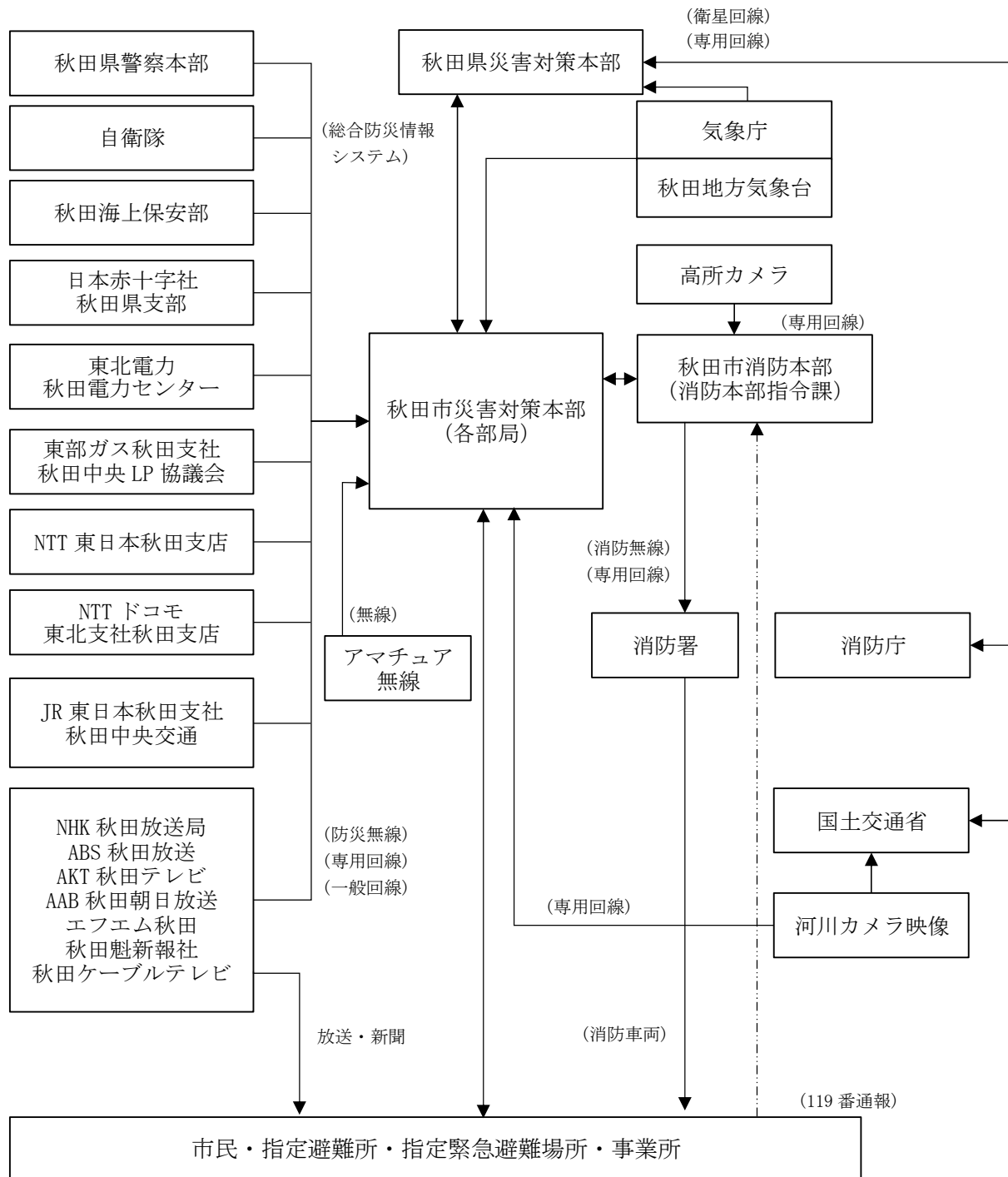


図 3-6-1 情報連絡・系統図

2 情報の収集・伝達

(1) 収集すべき情報の内容

被害情報の収集は、死者、行方不明者および負傷者、救出・救助の状況ならびにライフライン被害など、生命・財産など生活に直接関わるものを最優先する。このうち、特に人的被害（死者、行方不明者）については、県が一元的に集約・調整を行うことから、市は速やかに報告するものとする。

<優先順位>

- | | |
|---|-------|
| 1 | 人的被害 |
| 2 | 物的被害 |
| 3 | 機能的被害 |

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員が当たるほか、自主防災組織などからも情報を収集する。市有建築物および施設の調査については、施設管理者と建築班（建築課）が協力して実施する。

市および防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は次のとおりである。

表 3-6-1 市および防災関係各機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	各施設の管理者	1 所管施設の来訪者、入所者、職員等の人的被害 2 所管施設の物的被害および機能的被害
	職務上の関連部課	1 商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
	市消防本部 各消防署・分署 各出張所	1 死傷者の状況 2 住家の被害（物的被害） 3 火災発生状況および火災による物的被害 4 危険物取扱施設の物的被害 5 要救援救護情報および救急医療活動情報 6 避難道路および橋梁の被災状況 7 避難の必要の有無およびその状況 8 その他消防活動上必要ある事項
秋田中央警察署 秋田臨港警察署 秋田東警察署		1 災害発生の日時、場所 2 被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関） 3 避難者の状況 4 交通規制および緊急交通路確保の要否 5 ライフラインの状況 6 治安状況および警察関係被害 7 その他災害警備活動上必要な事項
その他の防災機関		1 市の地域内の所管施設に関する被害状況

(3) 情報の収集・報告

情報の収集、報告系統は、次のとおりである。

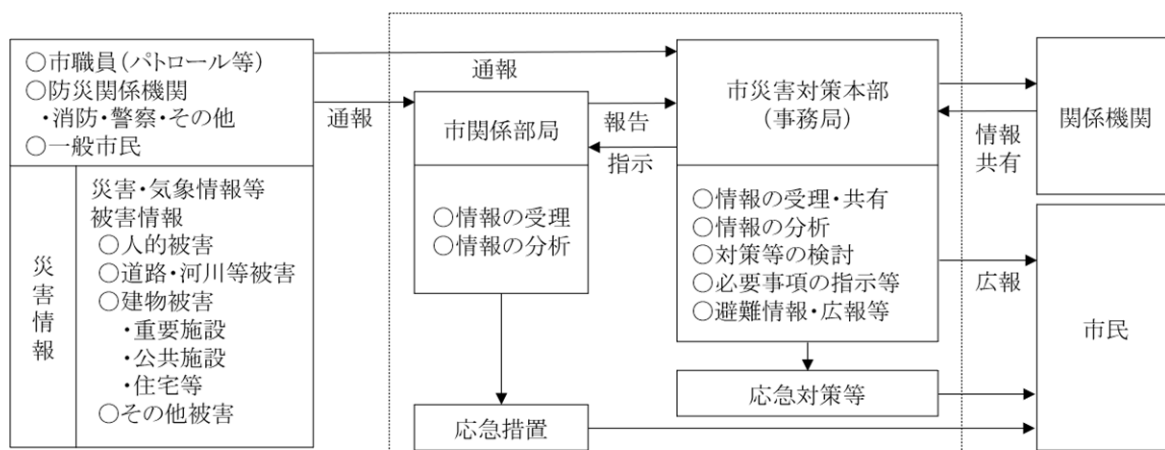


図 3-6-2 収集・報告系統図

情報の収集や報告には、一般電話のほか、モバイル伝送装置、スマートフォン、パソコン、デジタルカメラ等も活用する。

(4) 住民等からの SNS 情報

市は、住民等が発信する各種 SNS 情報に関し、通信システムの構築および情報の集約・分析・活用等のあり方について、継続的に研究・検討する。

(5) 住民への伝達

ア 防災ネットあきた、市ホームページ、SNS、広報あきた、広報車による。

イ ラジオ、テレビ等の放送による。

ウ 被害情報のうち、通行止め（道路冠水）情報は、住民の避難行動等に影響が大きいことから、現地での表示のほか、市ホームページ、SNS等を活用した周知に努める。

(6) 防災関係機関との連携

市（防災対策班）は、災害情報の収集を行う場合、警察署、消防署等関係機関と緊密に連絡をとる。

また、ライフラインの被害に関する情報は、それぞれの管理者が収集し、市災害対策本部は集約した被害情報の連絡を受ける。

さらに市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務又は業務に係る被害状況について、必要な情報の連絡を求める。

(7) 速報性の重視

初動段階では被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要である。特に、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者は速報性を心がける。

また、現場の状況等により具体的調査が困難な場合は、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、被災人員は平均世帯人員により計算し速報する。

(8) 被災者・世帯の確認

家屋、建物等の全壊、流失、半壊および死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。被災人員、世帯等については、現地調査のみでなく住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

(9) 行政機能の低下、喪失への対応

大規模な地震や津波による災害により、行政機能の低下又は喪失により被害状況の収集が困難となった場合、相互応援協定に基づき、県や他市町村に対し、応援要請を行う。

3 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象を発見した場合

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、速やかに市又は警察署もしくは海上保安部に通報する。

また、市は通報を受けた場合、速やかに秋田地方気象台、県、その他の関係機関に通報する。

表 3-6-2 通報が必要な異常現象

事 項	異常現象等
気 象	著しく異常な気象現象（竜巻、大粒な降ひょうなど）
水 象	異常潮位又は異常波浪
地象（地震）	群発地震

(2) 被害が発生するおそれがある場合

災害発生のおそれがある前兆現象を観測・察知したときは、その現象を市長に報告する。

4 特殊災害発生時の措置

大規模火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生および車両、船舶事故等の特殊災害が発生した場合の通報・連絡系統は次の図3-6-3による。

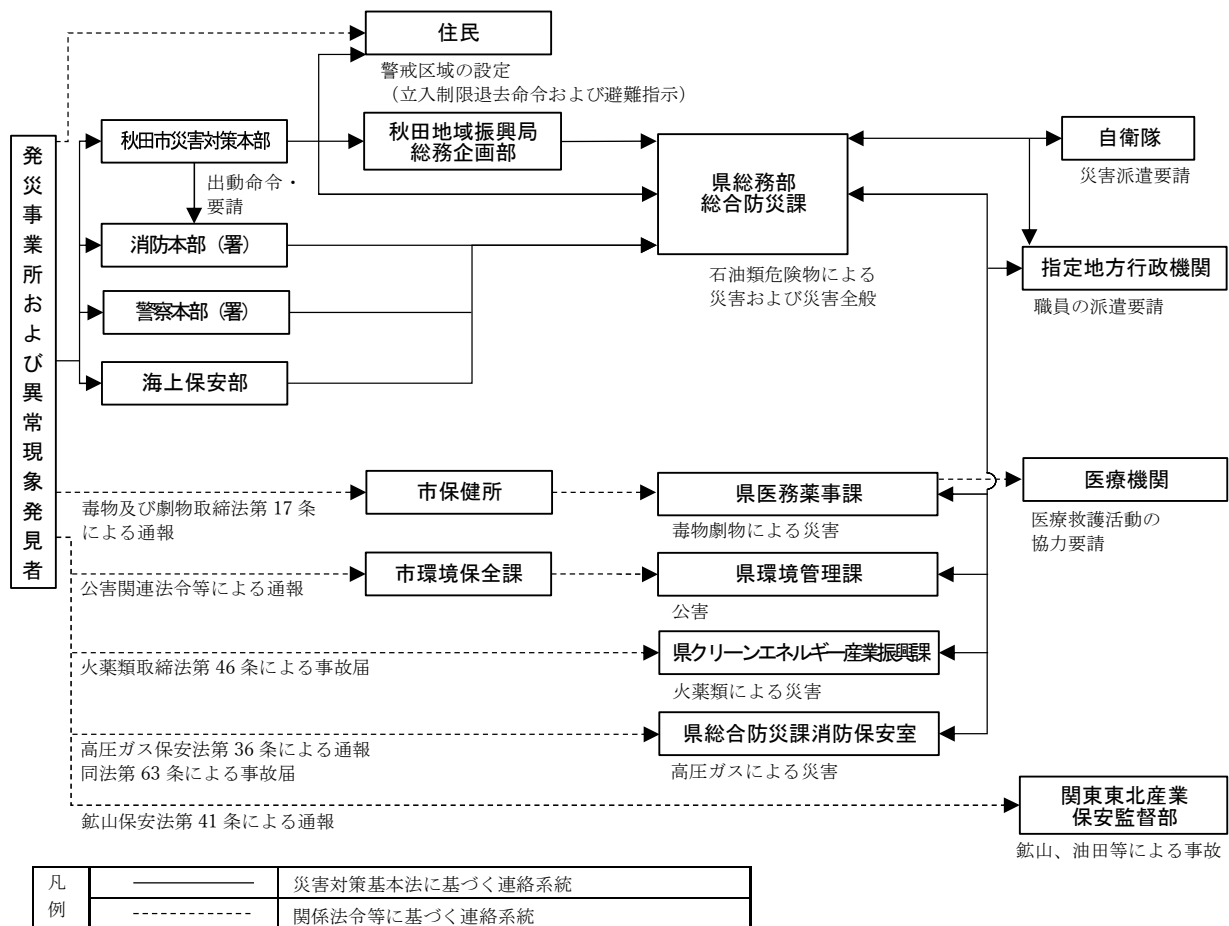


図 3-6-3 特殊災害発生時の通報、連絡系統

5 被害状況の調査

(1) 被害調査

被害調査に当たっては、被害調査担当員を定め、関係機関、団体、自主防災組織、町内会等の協力を得て実施するものとし、被害の種別ごとの調査実施担当は次のとおりとする。

表 3-6-3 被害調査の実施担当

被害の種別	調査実施担当
人的被害	関係機関の協力を得て消防本部が取りまとめる。
一般建物被害	都市整備部が災害沈静後5日間程度で、被害の概況調査を実施する。 引き続き、企画財政部が罹災証明書の発行に加え、各種支援事業に必要な被害認定調査（1次調査および2次調査）を実施する。
福祉施設関係の被害	福祉保健部が施設の管理者等の協力を得て調査を実施する。
商工鉱業関係の被害	産業振興部が商工会議所等の協力を得て調査を実施する。
農林水産関係の被害	産業振興部が農協、農業団体、森林組合、漁協等の協力を得て調査を実施する。
土木被害	建設部が調査を実施する。

被害の種別	調査実施担当
教育施設関係の被害	教育委員会が学校長など施設の管理者の協力を得て調査を実施する。
その他の被害	各部の業務分担表に基づき、調査を実施する。

※被害調査は、被害の状況により全庁体制とするなど別にマニュアルで定める。

(2) 調査報告の取りまとめ

災害対策本部の各担当部は、調査結果を毎日時間を定め防災対策班へ報告する（定時報告）。
防災対策班は調査を取りまとめ、本部長に報告する。

(3) 被災写真・映像の撮影

各調査員および広報担当員は、被害状況の確認および記録保存のため、被害箇所の状況を撮影する。（被害写真・映像には、撮影日時を記録する。）

6 被害報告

(1) 報告の実施

市（防災対策班）は、災害（火災を除く）が発生し人的又は住家被害を生じたときは、次の区分により、所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部等を設置している場合は、当該災害対策本部等）へ被害状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに提出する。県総合防災課へ報告できない場合は、直接消防庁へ連絡する。

報告ルートは次のとおりとする。

なお、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）は、県総合防災課および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

消防機関は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに県および消防庁に報告する。

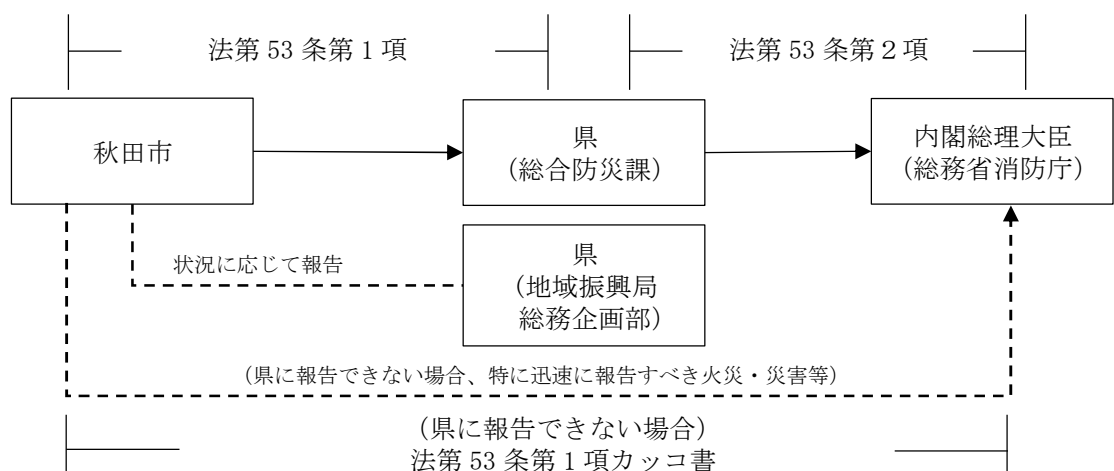


図 3-6-4 災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート

表 3－6－4 消防庁連絡先

区分 回線別		平日(9:30～18:15) ※応急対策室	平日(左記以外)・土日祝日 ※消防防災・危機管理センター
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

(注) *は各団体の交換機の特番

問合せ先：消防庁国民保護・防災部 応急対策室応急対策係

(2) 報告の様式

ア 被害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の状況を報告する場合、又は災害の当初の段階で被害の状況が十分把握できていない場合、1号様式を用いて報告する。

(例 第1報で死傷者の有無を報告する場合)

◆資料編 22－2 被害状況報告の様式

(ア) 災害の概況

- a 発生場所：具体的な地名（地域名）
- b 発生日時

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況および河川の氾濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 雪害については、降雪の状況ならびになだれ等の概況
- c その他これらに類する災害の概況

(ウ) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。
その際に特に人的被害および住家の被害を重点とする。

(エ) 応急対策の状況

当該災害に対して、市および市消防本部が講じた措置について具体的に記入する。
特に、住民に対して避難指示を行った場合には、その日時、対象避難範囲、避難世帯および人数等について記入する。

イ 状況即報

被害状況が判明次第、その状況を2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

◆資料編 22－2 被害状況報告の様式

ウ 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に3号様式(確定)により報告する。

◆資料編 22－2 被害状況報告の様式

(3) 被害の認定基準

被害の判定は、資料編に示す「被害の認定基準」を参照して行う。

◆資料編 22－1 被害の認定基準

7 安否不明者の情報収集と氏名等の公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、市は、県が安否不明者の氏名等を公表して安否不明者の絞り込みを行う際、県の基本方針に基づき、安否情報の収集・精査等を行う。

8 安否情報システムの活用

市は、大規模な自然災害等が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否情報システム等を活用して、避難者等の情報を収集および整理することによって、照会者からの安否情報の照会に対して回答できるものとする。

なお、照会手続き等については別に定めるものとする。

第 7 節

通信の確保

計画の方針

各種災害発生時に迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

市が被災の中心地となった場合には、無線通信を含め通信手段の確保が困難となることも予想される。そのような場合にも、関係機関との協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	市防災行政無線（移動系）、消防無線、秋田県総合防災情報システムの疎通状況確認 被災地との通信インフラ確認、非常通信の取扱要請、無線局開局、アマチュア無線クラブ等に協力要請
災害や異常気象等が沈静化	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	市防災行政無線（移動系）、消防無線、秋田県総合防災情報システムの疎通状況の確認、被災地との通信インフラ確認
3 時間以内	被災地との通信インフラ確認、非常通信の取扱要請
6 時間以内	無線局開局、アマチュア無線クラブ等に協力要請

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 通信手段	防災対策班、消防部	
2 非常時における通信連絡	総務班、防災対策班、消防部	県
3 通信の輻輳対策等	防災対策班	
4 防災行政無線（移動系）施設の応急対策	防災対策班、消防部	

1 通信手段

市およびその他防災関係機関が行う災害に関する予報等の伝達、又は関係機関に対しての連絡等については、以下の通信手段をもって迅速に行う。

(1) 秋田県総合防災情報システム

(2) 防災行政無線（移動系）、消防無線、災害監視システム、専用線等の自営通信網

(3) 固定電話・携帯電話を利用した重要通信（災害時優先通話）

優先電話については、番号、設置場所（携帯電話であれば使用者）、利用方法を平時から周知しておくとともに、緊急時には、優先電話の回線は発信用として使用し、一般電話はできるだけ着信用とする。

(4) 衛星通信、携帯電話、PHS

衛星通信や携帯電話、PHS等、災害時優先電話以外の公衆通信ネットワークを併用する。ただし、携帯電話は輻輳の可能性が高いことに留意する。

(5) インターネット

Eメール、掲示板を活用するほか、IP電話の活用も検討する。

2 非常時における通信連絡

(1) 県総合防災情報システムおよび市防災行政無線（移動系）の活用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県総合防災情報システムおよび市防災行政無線（移動系）を最大限活用して通信運用を迅速に行う。

専用の無線、有線通信設備については、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には早期復旧に努める。

NTT等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を県に連絡し、代替通信手段の確保を図る。

保有する設備の機能が確保された場合は、情動的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。

◆資料編 12－2 災害時発信用優先電話設置場所一覧表

(2) 電気通信事業用通信設備の優先使用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、次に掲げる電気通信事業用通信施設を優先的に使用する。

なお、防災関係機関は、非常、緊急通話に使用するため、既設の電話機をあらかじめ指定し、承認を受けておく。

- ア 電気通信事業法に基づき、電話取扱支店の承認を受けた非常および緊急電話
- イ 災害地の指定緊急避難場所等に設置された有線、又は可搬無線機による特設電話
- ウ 災害対策基本法に規定する主な指定機関に常設されている災害応急復旧用無線電話機

(3) 他の機関の通信設備の使用

市長は、予報の伝達に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、また、次の災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる(災害対策基本法第 57 条、第 79 条)。

また、市長は、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる(災害対策基本法第 79 条)。

ア 使用又は利用できる通信設備

警察通信設備	消防通信設備	気象通信設備
鉄道通信設備	電力通信設備	自衛隊通信設備

イ 事前協議の必要

(ア) 市長は、災害対策基本法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と協議して定めた手続によりこれを行う。

(イ) 災害対策基本法第 79 条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

ウ 警察通信設備の使用

市が警察電話（有線電話および無線電話）を使用する場合は、県と警察本部の協定に準じて使用要請を行う。

エ 利用の申出

次の事項を管理者に申し出て行う。

- | |
|--------------------|
| 1 利用又は使用しようとする通信施設 |
| 2 利用又は使用しようとする理由 |
| 3 通信の内容 |
| 4 発信者および受信者 |
| 5 利用又は使用を希望する時間 |
| 6 その他の必要な事項 |

(4) 非常無線通信の実施

災害等により有線通信系が被害を受け、不通又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法の定めるところにより、非常無線通信（非常通信協議会の運用）により防災業務を遂行する。

(5) 放送要請

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合においては、知事を通じて、あらかじめ協議して定めた手続に

より、災害に関する通知、要請、伝達、気象警報・注意報等の放送をNHK秋田放送局等に要請する。

(6) 使送による通信連絡の確保

各防災機関は、有線通信および無線通信が利用不能もしくは困難な場合、使送により通信を確保する。

(7) 自衛隊の通信支援

市および防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、要請手続を行う。

(8) アマチュア無線ボランティアの活用

ア 受入れ体制の確保

総務班は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、アマチュア無線ボランティアを確保する。

イ 「受入れ窓口」の活動内容

- (ア) ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- (イ) 県担当窓口との連絡調整
- (ウ) その他

ウ アマチュア無線ボランティアの活動内容

- (ア) 非常通信
- (イ) その他の情報収集活動

3 通信の輻輳対策等

(1) 通信の輻輳対策

災害の発生時においては、有線および無線が輻輳することが常であることから、通信施設の管理者は必要に応じ適切な輻輳対策を行う。

ア 指定電話

市および防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。
災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限する。

イ 無線通信の監視

(ア) 回線の監視

災害対策本部では、防災行政無線（移動系）や衛星通信系など無線通信回線の使用状況を常に監視し、回線輻輳の状況を把握する。

(イ) 通信の輻輳対策

回線が輻輳し、情報および指令、命令の送受に支障を及ぼすと判断された場合は輻輳対策を行い、統制中の通話は災害用通話を最優先し、原則として一般行政通話は行わない。

(2) 通信施設の管理者相互の連携

災害応急対策時に膨大となる通信業務を円滑、迅速に処理するため、通信施設の管理者および通信依頼者は相互の連携を密にするとともに、通信施設の管理者は被災した通信施設の通信業務についても相互に協力するよう努める。

(3) 行政用 F A X の優先活用

災害情報を迅速、的確に把握するため消防用 F A X、防災関係機関等に配備されている F A X を災害時は優先的に活用することとし、災害対策本部および市各部出先機関、防災関係機関間の指令の伝達および報告等を F A X による文書連絡によって行う。

4 防災行政無線（移動系）施設の応急対策

災害によって、万一通信施設が被災した場合は、被災状態を早期に把握、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、市と防災関係機関相互の無線通信の確保に努める。

(1) 応急復旧対策

市は、状況に応じ、それぞれ次の措置を行う。

ア 災害の発生が予想される場合

- (ア) 要員の確保
- (イ) 非常用電源の燃料確保
- (ウ) 機器動作状態の監視強化
- (エ) 局舎、機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合

- (ア) 職員による仮復旧の実施
- (イ) 移動局による臨時無線回線の設定
- (ウ) 復旧工事に伴う要員の確保

第8節

災害時の広報・広聴活動

計画の方針

被災後の流言飛語等による社会的混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、被害状況や災害応急対策の実施状況ならびに被災者のニーズ等を十分把握し、効果的な広報活動を行う。このため、市と防災関係機関は相互に協力し、迅速かつ的確な情報の公表と広報活動を実施して、被災地の住民等の適切な判断と行動を援助する。

また、市は、防災関係機関とともに各報道機関との連携を密にし、特に被災住民へ必要な情報の提供を行う。

なお、広報に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮するほか、住民等からの問合せに対する体制の整備を図る。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	避難情報の発令
風水害等による被害発生	災害発生直後の呼びかけ、初動対策に必要な情報の提供、被害状況の発表、ライフライン・交通に関する情報の提供、市民等の安否に関する情報の提供、避難所に関する情報の提供、水や食料、生活物資供給に関する情報の提供、保育・教育および社会福祉施設等に関する情報の提供 (以後、随時)
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	災害廃棄物等の処理に関する情報の提供
〃 3日以内	各種相談窓口の設置、応急対策に必要な情報の提供
〃 1週間以内	復旧対策に必要な情報の提供
〃 1ヶ月以内	生活再建に関する情報の提供
〃 3ヶ月以内	復興に関する情報の提供

※災害や異常気象等が沈静してから3日以内はEメール配信(防災ネットあきた)、Lアラート(災害情報共有システム)、市ホームページ、SNSを使用し、それ以降については、市政テレビ、市政ラジオ、広報あきた(臨時号、通常号)、秋田市広報板、新聞広告を併せて使用する。

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	地震発生直後の呼びかけ、避難情報の発令、 その他初動対策に必要な情報の提供
3 時間以内	被害状況の発表、避難所に関する情報の提供 ライフライン・交通に関する情報の提供、 市民等の安否に関する情報の提供（以後、随時）
6 時間以内	
12 時間以内	水や食糧、生活物資供給に関する情報の提供
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	各種相談窓口の設置、応急対策に必要な情報の提供、 災害廃棄物等の処理に関する情報の提供
1 週間以内	復旧対策に必要な情報の提供
1 ヶ月以内	生活再建に関する情報の提供
3 ヶ月以内	復興に関する情報の提供

※発災から 3 日以内は E メール配信（防災ネットあきた）、Lアラート（災害情報共有システム）、市ホームページ、SNS を使用し、それ以降については、市政テレビ、市政ラジオ、広報あきた（臨時号、通常号）、秋田市広報板、新聞広告を併せて使用する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 情報発信体制	事務局各班、各班	
2 広報内容	事務局（情報・対策班）、事務局（報道班）、広報班、各班	
3 広報手段	事務局（報道班）、各班	県、各警察署、報道機関等
4 報道機関への緊急連絡	事務局（報道班）、広報班	報道機関
5 記録資料の収集・作成	事務局（報道班）、広報班、各班	
6 広聴活動	企画班、市民生活班、福祉班、子ども班	

1 情報発信体制

情報発信は、情報を 1 カ所に集約し、発信の指示系統を明確化することが重要である。このことを踏まえ、災害対策本部事務局報道班は、広報活動の実施に当たり、事務局各班（情報・対策班、道路・河川・上下水道班、避難所運営班）が収集・整理した情報をもとに、事務局長・

副事務局長から必要な指示を受けながら、情報の発信・更新の優先順位の整理等を行う。

なお、各種支援情報は、市ホームページで一元的に表示・発信することとしているが、その情報の更新は、迅速性確保のため、各課において実施する。

2 広報内容

広報に当たっては、災害の規模、状態、時間経過に応じて災害状況に応じた的確な行動を促すため、市民に必要な情報を提供する。

(1) 住民に対する広報内容

市（広報班）は、住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

ア 第一段階（地震発生直後、災害発生前後）

- (ア) 本震・余震、気象、災害等に関する情報
- (イ) 避難情報（避難指示等）の発令状況、対象地域、および情報の内容、避難経路
- (ウ) 出火防止の呼びかけ（通電火災・火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- (エ) 人命救助および近隣の助け合いの呼びかけ
- (オ) 市内被害状況の概要（建物損壊、洪水、火災発生等）および緊急道路・交通規制情報
- (カ) 医療機関の被害状況等
- (キ) 市の災害活動体制および応急対策実施状況
- (ク) 流言飛語の防止、治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (ケ) 避難所、救護所の開設状況
- (コ) 市民の安否情報
- (サ) その他必要な事項

イ 第二段階（発災から少し時間が経過した段階の広報）

- (ア) 市および防災関係機関等の応急対策の実施状況
- (イ) 被害状況
- (ウ) 生活関連情報
 - a 電気、ガス、上下水道の被害状況、復旧状況
 - b 通信施設の復旧状況
 - c 食糧、生活必需品の供給状況
 - d 燃料油に関すること
 - e スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連の情報に関すること
- (エ) 道路交通状況、および鉄道・バス等の被害・運行状況
- (オ) 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- (カ) 災害ごみ（災害で発生したごみ全般）、し尿処理、衛生に関する情報
- (キ) 被災者への相談サービスの開設状況
- (ク) 遺体の安置場所、死亡手続等の情報
- (ケ) 臨時休校等の情報
- (コ) ボランティア組織からの連絡

- (サ) 市内各施設の復旧状況
- (シ) 市の一般平常業務の再開状況
- (ス) 建築物の安全性、仮設住宅に関する情報
- (セ) その他必要な事項
- ウ 第三段階（災害が沈静し、復旧・復興期の広報）
 - (ア) 被災相談に関する情報（罹災証明書の発行等）
 - (イ) 生活再建に関する情報
 - (ウ) その他復旧・復興に関する情報

(2) 近隣市町村に対する広報内容

市（広報班）は、近隣市町村の住民に対して、本市での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。

また、必要に応じて、市内向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の出されている地域、およびこれらの内容
- イ 流言飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地域に対する不要不急の電話自粛の呼びかけ
- オ ボランティア活動への参加の呼びかけ

(3) 事前の措置

災害応急対策実施責任者は、あらかじめその所掌する災害広報に関し、広報文を定めておく。

3 広報手段

広報については、情報の出所を明記の上、災害の規模や状況に応じて最も有効とみられる媒体により広報する。特に、停電や通信障害が発生した場合は、市民の情報取得方法が限られることから、紙媒体、広報車など、適切な方法により情報を提供する。

なお、不正確で混乱した情報が流れないように、報道機関に対しては、情報提供の窓口を一元化し、かつ迅速に情報提供できる情報伝達体制で臨む。

(1) 緊急広報

- ア 報道機関への情報提供

災害対策本部は、被害状況や救護対策の情報を取りまとめ、定期的な情報提供と、緊急時の不定期な情報提供を行う。まとめた情報は、速やかに広報班に連絡する。

広報班は、情報を直ちに整理し、テレビ・ラジオ放送局、新聞社、通信社等の報道機関に伝える。

イ 広報車・航空機等

災害対策本部は、より緊急を要する情報提供については、広報車やヘリコプターなどを手配して周知に努める。

ウ 市ホームページ等

市（災害対策本部、広報班）は、市内に限らない広域的な支援の呼びかけ等については、報道機関のほか市ホームページ、SNS等も活用し、災害関連情報を配信する。

エ Eメール配信（防災ネットあきた）

防災ネットあきた（秋田市災害時情報提供システム）により、事前登録者のパソコンや携帯電話に対し、Eメールで情報を送信する。

オ 安否確認

NTTによる災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）、携帯電話各社による災害用伝言板サービス、報道機関などによる安否情報提供、国が整備した安否情報システムを活用する。

(2) 一般広報

生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により、必要に応じて適宜広報する。

広報は広報班において行うが、災害の状況等に応じ、消防、警察、その他の機関においても実施する。

ア 広報紙（臨時号含む）・新聞等による広報

(ア) 災害対策広報紙の発行

市（広報班）は、各班より市民への提供情報を収集し、災害に関する情報をまとめた広報紙を発行する。「広報あきた」においては臨時号の発行も考慮する。

(イ) 新聞等の活用

必要に応じて、秋田市広報板や新聞広告なども活用する。

また、各新聞社に掲載要請（投げ込み）を行う。

新聞 …… 魁、朝日、河北、毎日、読売、産経、日経

(ウ) チラシ・ビラの配布・掲示

広報班に限らず、各班が必要に応じてチラシ・ビラを作成し配布・掲示を行う。

(エ) 印刷所への協力要請

災害時に、市内の印刷所が稼働できなくなった場合、速やかに市外の代替の印刷所等に協力を要請する。

イ 広報車による広報

市は、災害の状況又は復旧に応じて、広報車による広報を行う。

ウ テレビ・ラジオ・デジタルサイネージによる広報

市（広報班）は、市民へ提供する情報を収集し、災害に関する情報をまとめた市政テレビ、市政ラジオを放送する。

また、必要に応じて各放送機関等に放送要請を行う。

(ア) テレビ …… NHK、ABS、AKT、AAB、CATV

(イ) ラジオ …… NHK、ABS、エフエム秋田、各コミュニティFM局

エ 掲示板等の活用

市（広報班）は、避難所のほか、防災拠点施設等に、各種の情報を提供する。

なお、避難所では避難者へ広報するため、掲示板を設置し情報を掲示する。

オ 市ホームページ・SNS等による情報提供・広報

市（広報班）は、広報あきたの内容等について市ホームページ、SNS等による情報提供を実施する。

カ 町内会・自主防災組織との協力

広報あきたの配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、町内会・自主防災組織への協力を要請する。連絡には電話、郵便に加え、Eメールや町内会ポータルサイトを活用する。

(3) 要配慮者への広報

ア 高齢者、障がい者等への広報

ボランティア等の協力を得て、在宅の高齢者、障がい者等に対し広報あきたを各戸配布するよう努める。

また、視聴覚障がい者には、ボランティアの協力を得て、点字や録音テープ等による情報の提供を行う。

イ 外国人に対する広報

語学ボランティアおよび外国人団体等の協力を得て、企画班において広報あきたの翻訳を行い、主要な外国語や「やさしい日本語」による広報に努める。

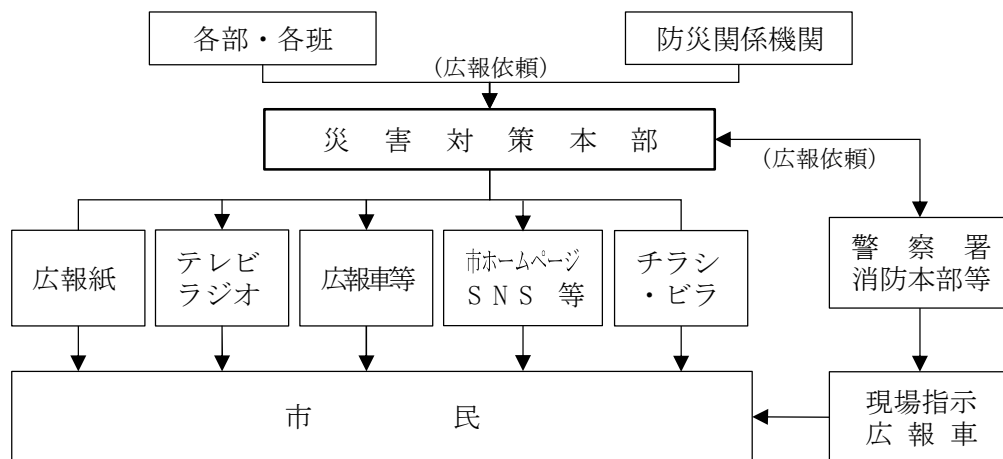


図 3-8-1 広報活動実施フロー

4 報道機関への緊急連絡

災害対策本部長、副本部長又は危機管理監のいずれかが、記者会見室にて定期的に概況を発表する。会議応接室（予定）を記者会見室とし、定期記者会見（午前8時、午前11時、午後2時、午後5時予定）を開くほか、緊急時には随時、記者会見又は資料提供等による情報提供を行う。

また、状況により資料配付や記者説明を行う。

(1) 広報事項

- | |
|-------------------------|
| 1 災害の種別 |
| 2 被害発生場所および発生日時 |
| 3 被害状況 |
| 4 応急対策の状況 |
| 5 市民に対する避難指示等の状況 |
| 6 市民および被災者に対する協力および注意事項 |

(2) 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市（広報班）および防災関係機関は可能な範囲で提供する。

(3) 報道機関への発表

- ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急対策活動状況、災害関連情報および被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。
- イ 発表は、原則として災害対策本部長、副本部長又は危機管理監のいずれかが実施する。
なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ広報班長に発表事項および発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。
- ウ 指定公共機関および指定地方公共機関が本市の災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として本市災害対策本部に連絡した後、実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。
- エ 災害対策本部広報班は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班および関係機関に送付する。
- オ 事故・災害により、住民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、市・消防本部は、原則として所定の様式により県を通じて放送各社に対して緊急連絡を行い、特に緊急を要する場合には直接連絡を行うことができるものとする。

5 記録資料の収集・作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料および記録の保存のため極めて重要であるので、広報班は各部と緊密な連絡を図り、記録資料の収集・作成を行う。

記録資料は、おおむね次に掲げるものを収集・作成する。

- (1) 広報班の撮影した災害写真、災害映像等
- (2) 報道機関等による災害現場の航空写真、映像等
- (3) 災害応急対策活動を取材した写真、映像、その他

6 広聴活動

被災した市民の要望、苦情、相談に応ずるための臨時災害相談窓口を開設し、迅速かつ適切な相談業務を行う。

また、窓口開設に当たっては、相談事項の速やかな解決を図るため関係各部および関係機関の協力を得る。

(1) 相談窓口の開設

ア 災害相談窓口の開設

市民生活班は、大規模な災害が発生した場合もしくは本部長の指示があった場合は、市庁舎1階市民ホールに被災者又はその関係者からの問合せや相談などに応ずるための、災害相談窓口を開設し、相談・問合せ受付業務を実施する。

相談の内容に応じ、各班および各機関と連携しながら罹災相談に当たるものとする。

イ 臨時市民相談所の開設

市民生活班は、災害発生による避難が終了した後は、本部長の指示又は自らの判断に基づき、避難所又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、各班および各機関と連携しながら被災した市民の相談、苦情などの積極的な聴き取りに努める。

ウ 専門総合相談窓口の設置

市民生活班は、本部長の指示又は自らの判断に基づき、法律問題や住宅の応急修繕等、専門的な問題の迅速な解決に役立ててもらうため、市民のための専門総合相談窓口を設置する。この場合、必要に応じて法律相談、登記相談、税務相談、社会保険相談、人権困りごと相談等の災害相談業務の実施等について該当する所管部局は、関係部局・機関および専門家等の協力を求めつつ、相談を受ける。

(2) 防災機関による災害相談

本部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道等その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

(3) 要望等の処理

企画班は、災害相談窓口などにおいて聴取した要望およびその他陳情や手紙などで寄せられた苦情・要望等を、防災関係機関および関係部へメール、FAX等を活用し照会や連絡を行い、適切な処理を行うとともに、その回答・処理状況も併せて時系列的に記録をとる。

(4) 避難所等におけるニーズの把握

市（市民生活班）は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

特に妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者など特別な配慮を要する避難者のニーズを把握し、そのケアに努める。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、全庁の協力を得て避難所を巡回するチームを設けて、次のようなニーズの把握に当たる。

- 1 家族、縁故者等の安否
- 2 生活物資の補給
- 3 衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- 4 メンタルケア・医療的支援
- 5 介護支援
- 6 家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）
- 7 応急住宅への入居

(5) 要配慮者のニーズの把握

市（福祉班）は、高齢者、障がい者等多様な要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア、市民生活班等との協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努める。

ア 高齢者、障がい者

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等の次のようなニーズの把握について、市職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムのスタッフによる巡回訪問を通じて行う。

- 1 介護支援（食事、入浴、洗濯等）
- 2 医療的支援・病院通院介助
- 3 話し相手
- 4 応急住宅への入居募集
- 5 縁故者への連絡

イ 外国人

企画班は、円滑なコミュニケーションが困難な外国人については、語学ボランティアの巡回訪問などにより、次のようなニーズの把握に努める。

- 1 生活情報（食事、入浴、洗濯等）
- 2 医療的支援・病院通院介助
- 3 話し相手
- 4 応急住宅への入居募集
- 5 国内の縁故者や母国への連絡

(6) 被災者情報の把握および提供

市は、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況、配慮事項等を一元的に集約する被害者情報の把握に努める。

なお、情報照会等に関する手続等については別に定める。

第9節

消防・救急救助活動

計画の方針

大規模な災害や、地震等による大規模な火災が発生したときは、消防部が関係機関と連携しながら、その全機能をあげて消防・救急救助活動を実施し、市民の安全確保と被害の軽減を図る。

また、津波により多数の要救急救助者が発生した場合は、全市的に救急隊、救助隊又は消防隊の統括運用を行い、必要に応じて警察その他関係防災機関と連携して、迅速かつ効果的な救急救助対策を実施する。

特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助およびこのために必要な活動に人的、物的資源を優先的に配分する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	警戒体制、住民の避難誘導
風水害等による被害発生	初期消火、地域の消防力による消火、 救急・救助活動の実施、消防等による救助、 重傷者の搬送、県内広域消防応援による消火、 緊急消防援助隊による消火・救助
災害や異常気象等が沈静化	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
発災直後	救急・救助活動の実施、消防等による救助
1時間以内	初期消火、地域の消防力による消火 救急・救助活動の実施、消防等による救助
3時間以内	県内広域消防応援による消火 重傷者の搬送
6時間以内	緊急消防援助隊による救助・消火

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 活動体制（活動の原則）	消防部、消防団	
2 消火活動	消防部、消防団	市民、自主防災組織、企業等
3 救助活動	消防部、消防団	市民、自主防災組織、企業等
4 救急活動	消防部、消防団	市民、自主防災組織、企業等
5 救助資機材の調達	防災対策班、消防部	
6 応援要請	防災対策班、消防部	
7 警察のとり措置		各警察署
8 自主防災組織等による救助・救急活動		市民、自主防災組織、企業等
9 防災業務従事者の安全対策	防災対策班、消防部、消防団	
10 特殊災害発生時の措置	消防部	

1 活動体制（活動の原則）

同時多発的に多数の要救急救助者が発生した場合は、全市的に救急隊、救助隊又は消防隊の統括運用を行い、必要に応じて警察その他関係防災機関と連携して、迅速かつ効果的な救急救助対策を実施する。

(1) 活動の体制

ア 発災初期の活動体制

発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は、原則として署所周辺の救助・救急を行い、以後大規模救助事案の確認、ならびに救急病院等の受入れ体制を把握し、広域的救助・救急体制に移行する。

イ 火災が少ない場合の活動体制

火災が少なく救助・救急事案が多い場合は、消防隊、消防団の投入も含めて、早期に救助・救急体制を確保する。

ウ 津波浸水域での活動体制

津波到達予想時刻を確認し、退避に要する時間を考慮し、活動可能時間を設定する。

(2) 関係機関の活動

ア 警察は、災害規模により速やかに救助・救急活動を実施する。

イ 自衛隊は、市の派遣要請依頼に基づく県の要請により、必要な救援活動を実施する。

ウ 海上保安部は、各種災害により発生した海難救助等必要な活動を実施する。

エ 市（消防部）と各関係機関は、活動に当たり、担当区域を定める等、重複又は取り落と

しのないよう十分な打合せに基づき活動する。

オ 市（保健部）は、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動を積極的に支援し、災害対策本部にその活動状況を報告し、情報の共有化を図る。

2 消火活動

(1) 消防部による活動体制

大規模な災害が発生したときは、「秋田市消防警防規程」および「秋田市消防警防規程運用要綱」に基づき、地震により大規模な災害や同時多発火災が発生したときは、「震災時消防活動対策要綱」および「震災時消防団活動要綱」に基づき、迅速かつ的確な組織の確立と関係機関との連携による消防・救急救助活動を実施する。

ア 組織

(ア) 活動体制

- a 火災等の災害が発生し、「秋田市消防警防規程運用要綱」に定める第三指揮体制が必要となったとき、又は集団救急もしくは特異な災害が発生したときは、消防部に指揮隊を設置する。
- b 地震が発生し、被害が予想される場合は、直ちに消防部に「警防指揮本部」を設置し、状況把握に努めるとともに消防部各班へ活動を指示する。

(イ) 動員体制

- a 消防職員は、次に該当する場合は、速やかに所定の場所に参集する。
 - (a) 招集の命を受けたとき。
 - (b) 火災警報が発令されたとき。
 - (c) 居住区域内およびその周辺に火災等が発生したとき。
- b 消防職員は、市域内に震度5弱以上の地震が発生した場合、又は地震による被害の発生が予想される場合は、別命を待つことなく直ちに所定の場所に参集する。

イ 初動措置

災害が発生し、被害が想定される場合、消防本部および各消防署は、直ちに次の初動措置をとる。

(ア) 消防部の初動措置

- a 情報収集に当たるとともに必要に応じて本部指揮隊を設置し、消防長の指揮監督を受けて状況の把握と消防活動方針策定の補助および指揮命令の伝達に当たる。
- b 「警防指揮本部」は、情報収集に当たるとともに、状況の把握と消防活動方針策定、指揮命令の伝達に当たる。
- c 地震により津波注意報が発令された場合は、直ちに津波警報サイレンを吹鳴する。
- d 高所カメラ、小型無人航空機等で、市域の災害発生状況の確認に努める。

(イ) 消防署の初動措置

- a 署長は、努めて署指揮隊を編成し、署指揮隊は署長の指揮監督を受けて状況の把握と消防活動方針策定の補助および指揮命令の伝達に当たる。
- b 情報の収集と災害現場での消防活動対応資機材の確認・搬送準備等を行う。

(ウ) 消防署の初動体制

- a 車両を車庫前に移動し、出動体制を整える。
- b 無線を開局し、無線通信を確保する。
- c 高所見張を実施し、火災の早期発見に努める。
- d 管内重要地区の出火防止巡回広報を実施する。
- e 消防車両が出動不能となった場合は、小型動力ポンプ等を活用した徒歩隊を編成する。

(2) 火災防ぎよの原則

地震後の火災発生が人的被害の多少を左右することから、火災の発生状況に応じて、次の原則に従い、出火防止、火災の早期発見と鎮圧に全力を傾注する。火災防ぎよの部隊運用の基本は、1件の火災に対し消防隊1～2隊とし、以下、震災時活動や応急活動の基本に基づき、消火活動を行う。

ア 重要地域優先の原則

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、病院、学校、社会福祉施設等、さらには火災危険区域等を優先して活動する。

イ 消火可能地域優先の原則

多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して活動する。

ウ 市街地火災優先の原則

大工場、多量危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地に面する部分および市街地の延焼火災の活動を優先して活動する。

エ 避難場所・避難路確保の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の活動を行う。

オ 火災現場活動の原則

- (ア) 出動隊の指揮者は、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止および救急・救命活動の成算等を総合的に判断し活動を行う。
- (イ) 火災の規模により消防力が優勢と判断した場合は、積極的に攻勢的消火活動を行う。
- (ウ) 火災の規模により消防力が劣勢と判断した場合は道路、河川、空地等を活用して守勢的活動により延焼を阻止する。

(3) 消防団の活動

地震等の大規模災害時には、同時多発火災、家屋の倒壊等被害が広範に及ぶことが予想されるため、消防団員は地域に最も密着した防災リーダーとして災害防除に当たるものとし、活動の最大目標は出火防止、初期消火および人命救助等とする。

なお、地震時における消防団の活動について、詳細は「震災時消防活動対策要綱」および「震災時消防団活動要綱」に基づいて実施する。

ア 出火防止

火災等の災害発生が予想される場合は、付近の住民に対し出火防止および飛火警戒を呼

びかける。

出火した場合は、付近住民に協力を求めて通報、初期消火に当たる。

イ 消火活動

消防隊の出動不能又は困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動について単独もしくは消防隊と協力して行う。

ウ 救急救助活動

人命救助事案が発生した場合は、付近住民と協力し、要救助者の救助救出活動に当たり、負傷者等については応急手当、保護に当たるとともに安全な場所に搬送する。

エ 避難誘導活動

避難指示が発令された場合は、これを住民に明確に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら安全に避難させる。

オ 情報収集活動

火災発見が困難な地区の出火の発見通報、道路障害状況、特異事象の収集と報告および消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。

(4) 自主防災組織等による消火活動

ア 出火防止

住民および自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、出火の防止に努める。

イ 消火活動

火災を発見した場合、住民および自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行い、また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

(5) 情報通信

ア 情報収集

火災や震災に係る情報は、通信機器、連絡網等あらゆる手段により、迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用する。

地震時（震度5弱以上）においては、有線電話の不通、無線障害などにより、状況把握が困難となる可能性がある。このような通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立して、火災発生等の災害情報を迅速に把握する。

(ア) 被害状況の把握

119番通報、駆け付け通報、参集職員からの情報、消防団員および自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(イ) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れないよう努める。

イ 通信運用

火災時や震災時における災害対策本部と署、分署の通信は、有線通信を原則とするが、有線通信が途絶したときおよび出動隊との通信は、無線通信による。

ウ 無線通信の優先順位

災害活動中の通信優先順位は、次のとおりとする。

- | |
|---------------|
| 1 災害の覚知 |
| 2 車両の出動命令 |
| 3 応援の要請 |
| 4 救助又は救急状況の報告 |
| 5 災害状況の報告 |

(6) 応援要請

ア 広域消防相互応援協定に基づく要請

市は、災害の規模が大きく、火災の同時多発や延焼拡大等が著しいため、市の消防力だけでは対処できない場合には、県内 13 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」との災害時における相互応援協定により応援を要請する。

イ 緊急消防援助隊の要請

県内の応援をもってしても対処できないときは、「緊急消防援助隊」の応援要請を行う。

(7) 火災および災害等の報告

消防組織法第 40 条に基づく通常報告は、「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」によるが、消防関係報告のうち、緊急事態発生時における火災・災害等に関する即報については、「火災・災害等即報要領」の定めによる。

3 救助活動

- (1) 災害の特殊性、危険性および事故内容等を判断し、安全かつ迅速に行う。津波災害の場合は安全避難場所および避難ルートを確認し、安全かつ迅速に開始する。
- (2) 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。
- (3) 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。津波災害の場合は救命胴衣を着用する。
- (4) 救助は、救命処置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織および付近住民に協力を求めて救出を行う。同時に救助事案が併発している場合は、多くの人命を救護できる事案を優先に、効果的な活動を行う。ただし、活動人員に比較し、多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。
- (5) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急事案が併発している場合は、火災現場付近を優先に救助の時期を失うことのないよう活動を行う。
- (6) 津波によって被害を受けた地域の行方不明者の捜索および被災者の救出のため、必要に応じて関係機関と連携して被災地域の道路啓開を行い、道路交通を確保する。
- (7) 救出後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。

4 救急活動

- (1) 傷病者が多数発生している場合は、トリアージを実施し、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送する。なお、軽傷者には、応急処置用品を支給し、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を依頼する。
- (2) 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。
- (3) 傷病者の緊急搬送に当たっては、軽症者の割込みにより、救急活動に支障をきたさないよう、十分注意し、毅然とした態度で活動する。

なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

- (4) 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、秋田県災害・救急医療情報センターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。
- (5) 孤立した場所からの救出や重度傷病者等の搬送について、県消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

5 救助資機材の調達

市は、災害の事態から現有の救助資機材で有効な救助活動ができない場合は、知事に対して必要な資機材提供の要請を行う。

また、家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

6 応援要請

(1) 県内機関および協定に基づく要請

市は、自力の救助力では十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求め、さらに必要なときには、市は、県に対して自衛隊の派遣要請をする。

また、県内 13 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等との災害時における相互応援協定により応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊の要請

県内の応援をもってしても対処できないときは、「緊急消防援助隊」の応援要請を行う。

7 警察のとり措置

警察は、市、消防、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者、閉じ込め者等の救出・救助に当たり、応急救護処置を施したのち救護班又は救急隊に引き継ぎを行う。

(1) 救出、救護班の派遣

各警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護および避難に遅れた者の発見、救護に努める。

(2) 措置要領

ア 救出・救護活動に当たっては、倒壊家屋の多発地帯および病院、学校、興業場等多人数の集合する場所等を重点に行う。

イ 救出・救護活動に当たっては、保有する装備資機材等を活用し、迅速な措置を講ずる。

ウ 救出・救護に当たっては、各関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救出・救護に万全を期する。

エ 救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊、救急班等に引継ぐか、又は警察車両等を使用し、速やかに医療機関に引き継ぐ。

8 自主防災組織等による救助・救急活動

住民および自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力や情報提供に努める。

また、近隣住民の安否確認に努める。

9 防災業務従事者の安全対策

(1) 消防団員の安全確保

消防本部は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、特に、海岸部など津波発生が予想される場合は、地域ごとに、地形の特性、津波到達までの予想時間等を基に、退避ルールの確立と、津波災害時の消防団員の活動を明確化するとともに、消防活動上必要な安全装備の整備に努める。

(2) 消防職員の安全確保

消防本部は、警防活動時等における安全管理マニュアルに、熱中症対策や惨事ストレス対策などを盛り込むとともに、職員への周知と訓練に努めるものとする。

また、消防職員委員会を適切に開催して、職員の意見や希望を把握し、安全装備品などの充足に努めるものとする。

【主な内容】

ア 警防活動時等における安全管理マニュアルの改訂

イ ヒヤリ・ハット登録の徹底による危険事案の共有

ウ 消防庁「緊急時メンタルサポートチーム」の活用を含めた惨事ストレス対策の確立

10 特殊災害発生時の措置

地震により広域的に、しかも重大な被害をもたらすおそれのある石油コンビナート施設等災害および広域的な林野火災等の災害ならびに、流出油災害の応急対策は、次のとおりとする。

(1) 石油コンビナート施設等災害

地震により貯蔵施設の危険物および可燃性ガス等の漏えい、これに伴う火災の発生、又は発生のおそれがあるときは、現場指揮本部を設置するとともに秋田海上保安部、県等の関係機関と連絡調整を図り、以下の対策を講ずる。

ア 施設に火災が発生し、また他の地域にも火災等が多発している場合には、必要最小限度の消火隊により、市街地火災優先の原則に基づき活動し、以後、応援隊の到着を待ち、消火体制を整えた上で活動に当たる。

イ 施設に火災等が発生しているが、他の地域に火災等が発生していない場合は、速やかに消火体制を整え活動に当たる。

(2) 林野火災等の災害

地震により広域的な林野、大量の可燃物集積所等において火災が発生した場合は、現地指揮本部を設置するとともに、県、東北森林管理局等の関係機関と連絡調整を図り、以下の対策を講ずる。

ア 林野火災が発生し、また他の地域に火災等が多発している場合には、市街地火災優先の原則に基づき消防団を含めた必要最小限度の消火隊で活動し、以後、空中消火等を考慮した応援隊の到着を待ち、消火体制を整えた上で活動に当たる。

イ 林野等に火災が発生しているが、他の地域に火災が発生していない場合は、速やかに消火体制を整え活動に当たる。

ウ 空中消火等が必要な場合には、自衛隊等の災害派遣要請要求を含め、実施体制の確立を図る。

(3) 流出油災害

地震により流出油災害が発生した場合は、海上保安部と連携して以下の措置を行う。

ア 海上保安部は、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇および航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 海上保安部は、緊急に防除措置を講ずる必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊および巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬および防除措置の実施について協力を要請する。

- エ 海上保安部は、防除措置を講ずべき者、非常本部等および関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
- オ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発およびガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。
- カ 危険物の防除作業に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発およびガス中毒等二次災害の防止を図る。
- キ 流出した物質の特性に応じた保護具を装着させる等、防除作業に従事する者の安全確保に努める。
- ク 第二管区海上保安本部に対する東北地方整備局の所属船による防除活動および自衛隊への災害派遣要請を上申する。

第 10 節

水防活動

計画の方針

水害が発生し、又は発生が予想される場合、水防管理団体等は、これを警戒・防ぎよし、災害による被害を軽減するため、「秋田市水防計画」に基づいて市内各河川、湖沼海岸等に対する水防上必要な措置対策を行い、住民の安全を保持する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	水防警報（国又は県）の発表、 浸水域・土砂災害警戒区域等の警戒 警戒区域の設定、避難情報の発令
水害等による被害発生	被害の拡大防止活動
災害や異常気象等が沈静化	災害救助法

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	（震度 4 以上の地震時の場合）防ぎよ体制の確立
3 時間以内	河川堤防等の被害・変状調査 必要に応じて、避難情報の発令

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 水防体制	消防部、消防団、各班	
2 危険区域の警戒	防災対策班、消防部、消防団、 道路班	秋田河川国道事務所、 秋田地域振興局建設部
3 被害の拡大防止	防災対策班、道路班、消防部、 消防団	秋田河川国道事務所、 秋田地域振興局建設部
4 水門、樋門、その他の措置	防災対策班	水防管理者
5 通信施設の優先利用	防災対策班、消防部	国土交通大臣、都道府県知事、 水防管理者、水防団長

1 水防体制

洪水等の水害から市民の安全を保持するため、「秋田市水防計画」に基づき、洪水および高潮等についての予報および警報の通知があったときからその危険が解消されるまでの間、市庁舎に水防本部を置き、水防関係部局に水防員を置いて水防事務を処理する。

(1) 水防組織

水防組織および水防本部の事務分掌等については、「秋田市災害対策本部組織図」および事務分掌を準用する。

なお、災害対策本部長を水防本部長に、災害対策本部を水防本部に読み替える。

(2) 水防活動の種類

種 類	内 容	発表基準
待 機 ※国交省 のみ	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等および河川状況等により、必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量・水位・流量その他河川状況等により、必要と認められるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(3) 出動準備

市長は、次の場合には、直ちに管下消防機関に対し、出動準備をさせる。

ア 水防警報が発せられたとき。

イ 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測するとき。

ウ その他気象状況により、洪水、高潮等の危険が予知されるとき。

(4) 出動

市長は、次の場合は、直ちに管下消防機関に対し、あらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒準備につかせなければならない。

ア 河川の水位が氾濫注意水位（水防法第 12 条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。

イ 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

ウ 安全確保の原則

水防活動に当たっては、従事する者は自らの安全の確保を第一に図ること。

(5) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名
雄物川	椿川
太平川	牛島
岩見川	坂本
旭川	中島
草生津川	寺内

河川名	観測所名
新城川	笠岡
猿田川	仁井田
新波川	新波
馬踏川	金足堀内

◆資料編 13－3 洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位等

2 危険区域の警戒**(1) 浸水区域、土砂災害警戒区域等の警戒**

洪水等の災害から市民の安全を守るため、準備、出動に当たっては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。

河川施設	1 河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所 2 過去に洪水被害を生じた箇所 3 地形地質上の弱堤箇所 4 土地利用上からの弱堤箇所 5 二次災害防止の観点からの低標高箇所 6 主要河川構造物の設置箇所
土砂災害警戒区域等	1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 2 砂防関係施設

(2) 巡視

市長および消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険である

と認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。(水防法第9条)

(3) 非常警戒

市長は水防警戒が発令された場合、水防区域の監視および警戒を厳にし、現在工事中の箇所および既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡するとともに水防作業を開始する。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂および欠け崩れ
- イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締め具合不良
- カ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

(4) 高齢者等避難および避難指示

堤防の変状や降雨量の状況等から、災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫していると考えられるときは、地域住民、滞在者に対し、高齢者等避難又は避難指示を発令する。

なお、高齢者等避難および避難指示の発令については、本章第16節「市民等の避難」による。

◎本章第16節「市民等の避難」参照

◆資料編13-3 洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位等

3 被害の拡大防止

(1) 被害あるいは変状についての調査

地震によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生等、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。

市は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに、浸水区域等の有無の確認および警戒に当たり、雄物川等の河川堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、次に掲げるような項目を把握する。

- 1 堤防の表面又は漏水・湧水の状況
- 2 堤防の亀裂の有無
- 3 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況
- 4 周辺における住民および滞在者の数
- 5 付近の降雨量
- 6 その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項

◆資料編 13－2 重要水防区域一覧表（国土交通省、秋田県重要水防区域箇所）

(2) 応急対策

ア 調査の結果、危険性が高いと判断された堤防について

関係機関や地域住民に周知を図り、土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備等の応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講じる。なお、応急工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施する。

イ 堤防の破壊等について

クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆う。

ウ 水門および排水機場等の破壊について

故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(3) 被害の拡大防止活動

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、市は直ちにその状況を関係機関（各河川管理者、警察等）および被害の及ぶ方向の隣接水防管理団体等に通報する。

市長、水防団長および消防長は、決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。

4 水門、樋門、その他の措置

(1) 水防管理者は堰、水門その他河川、又は海岸に設置されている工作物の管理者をして毎年出水期に先立ち、その点検整備を十分行わせるとともに必要に応じて検査を行う等適切な指導監督を行うものとする。

(2) 水防管理者は渡船、船艇等の管理者に対してあらかじめ、そのけい留固定等の措置について十分指導すること。

5 通信施設の優先利用

国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。（水防法第 27 条第 2 項）

第11節 なだれ発生時の応急活動

計画の方針

市および関係機関は、なだれ発生危険箇所のパトロールおよび事前回避措置の実施により、なだれによる災害の発生防止に努める。

また、なだれにより被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

各段階における活動の内容

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	危険箇所の警戒
なだれによる被害発生	重傷者の搬送、消防等による救護活動、被災概要調査、道路啓開、緊急措置、交通規制、応急復旧
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 危険箇所の警戒	消防部、消防団	
2 事前回避措置	防災対策班	
3 なだれ発生時の応急対策	防災対策班、道路班、消防部、消防団	

1 危険箇所の警戒

(1) 道路・鉄道等の危険箇所の査察

道路・鉄道等の管理者は、積雪期間中、なだれ危険箇所の査察を適宜実施し、なだれの早期発見と事故防止に努める。

(2) パトロールの実施

市は、積雪深70cm以上となったとき、又は融雪等のため、なだれ、がけ崩れ、家屋浸水等の被害が予想される場合は、パトロールを実施する。

また、危険建物除排雪や避難対策の徹底に努めるとともに、なだれ、がけ崩れ、地すべり等危険地域に浸水のおそれがある地域の重点的監視と被害の防除に当たるものとする。

◆資料編 14－ 8 なだれ危険箇所等

〃 16－ 1 雪害対策要領

〃 16－ 2 雪害対策本部

(3) 協力要請

市は、必要に応じて県および県警察に協力を要請し、危険箇所の巡視・警戒および市民の避難を実施する。

(4) 住民の心構え

市民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、なだれ災害から自らの命を守るため、相互に協力するとともに、なだれの兆候等異状な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民および市に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

2 事前回避措置

(1) 市民へのなだれ情報の周知

ア 市は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等进行分析し、なだれの発生の可能性について市民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対し、避難指示を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに、十分な救援措置をとる。

(2) 道路・鉄道施設の対策

道路・鉄道等の施設管理者は、なだれの発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等のなだれ予防作業を行い、なだれ発生の事前回避に努める。

3 なだれ発生時の応急対策

(1) なだれ発生状況の把握および被災者の救助

ア 市は、自らの巡視又は他の関係機関、市民等からの通報によりなだれの発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県総合防災課へ状況を報告する。

イ 市は、市民等が被災した場合は、直ちに消防署、消防団、警察署と連携して救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

ウ 市は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講ずる。

(2) 道路・鉄道等施設の被災時の対策

ア 道路・鉄道等の施設管理者は、なだれにより施設が被災した場合は、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復

に努める。

また、遭難者がいる場合は、直ちに最寄りの消防署、警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

イ 市は、なだれによる通行止めが長時間に渡り、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

なだれの発生による交通途絶で、集落の孤立が長時間に及ぶ場合は、県の消防防災ヘリコプター等により、医師、保健師等の派遣および医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、もしくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

市は、なだれが河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等の被害の拡大防止を要請する。

第 12 節

医療救護活動

計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、市内で多数の傷病者が発生することが予想される。その場合、傷病者が一部の医療機関に集中し、医療機関が一時的に混乱したり、医療活動が停滞したりすることが考えられる。このため、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施し、市民の生命を最優先に守るため、秋田市災害時医療救護マニュアルに基づき、初期医療体制や搬送体制の強化を図る。

また、市は、県保健医療福祉調整本部や市医師会等関係機関との連携により、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	職員の招集、医療機関の被災状況受入可否の確認
風水害等による被害発生	保健医療活動チーム等の出動要請、関係団体への要請、救護所の設置
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	後方医療機関への搬送

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	職員の招集、医療機関の被災状況受入可否の確認
3 時間以内	保健医療活動チーム等の出動要請、関係団体への要請、救護所の設置
6 時間以内	救護所の設置状況の把握
12 時間以内	後方医療機関への搬送

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 初動医療体制	医療調整班	県保健医療福祉調整本部、秋田市医師会、医療機関
2 傷病別搬送体制	総務班、福祉班、医療調整班、消防部	県保健医療福祉調整本部、医療機関、(県)総合防災課、県災害医療対策本部、警察署
3 収容医療機関	医療調整班、消防部	県保健医療福祉調整本部、秋田県医師会、医療機関
4 医薬品・資機材の確保	医療調整班	県保健医療福祉調整本部、医療機関、秋田県薬剤師会、日本赤十字社秋田県支部、県災害医療対策本部
5 関係機関との情報収集・共有	広報班、医療調整班	
6 助産	医療調整班	県保健医療福祉調整本部、秋田市医師会、医療機関

1 初動医療体制

(1) 災害時の医療活動

- 1 県保健医療福祉調整本部や市医師会等関係機関と情報連絡体制を確保する。
- 2 災害規模に応じ、県保健医療福祉調整本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等保健医療活動チームの派遣要請を行う。
- 3 県保健医療福祉調整本部等と連携し、災害拠点病院等への患者搬送体制を確立する。
- 4 県保健医療福祉調整本部等と連携し、救護所等への医薬品、医療機材、水、非常用電源の供給等を行う。

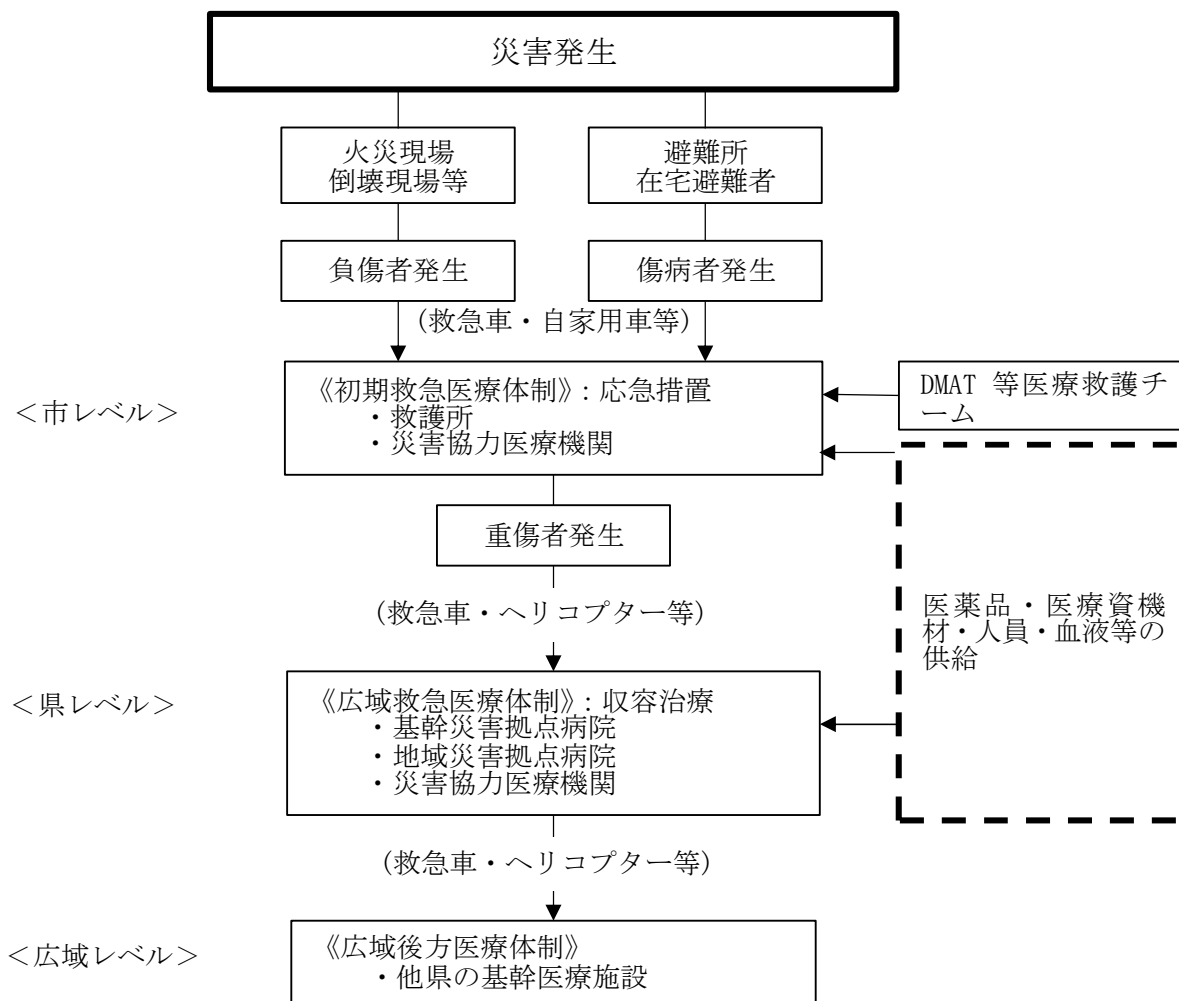


図 3-12-1 災害時救急医療全体システム

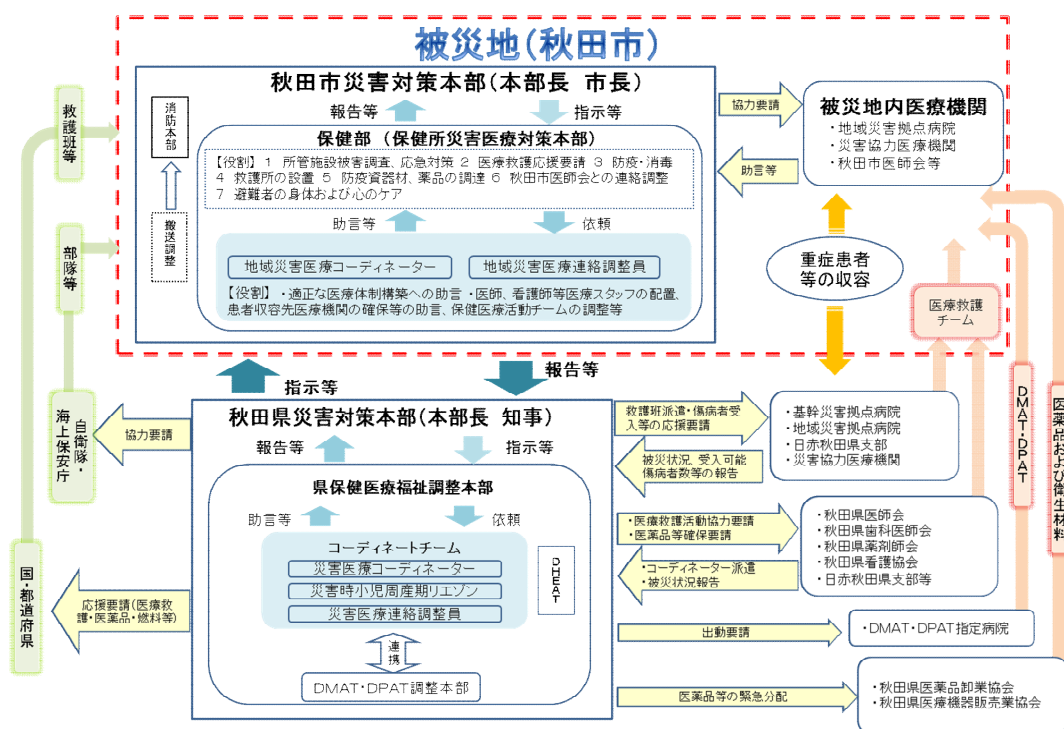


図 3-12-2 医療救護活動の体制

(2) 実施体制

ア 実施責任者

- (ア) 災害救助法が適用された場合は知事が実施するが、知事の権限の一部を委任された場合又は事態急迫のため知事の実施を待つことができない場合は、知事の補助機関として市長が実施する。
- (イ) 同法が適用されない場合は、被害の程度等により適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

イ 医療の範囲

医療の範囲は、病院その他の医療施設において本格的な治療を受けるまでの応急的措置とし、その内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療および施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

ウ 助産の範囲

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前および分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

エ 実施期間

医療の期間は、災害発生の日から14日以内。

助産の期間は、分べんした日から7日以内。

なお、細部については、災害救助法施行細則の定めるところによる。

(3) 初動体制の確保

- ア 市（保健所災害医療対策本部）は、災害医療情報を迅速かつ正確に把握し、医療活動を円滑に実施するため、県保健医療福祉調整本部や市医師会等関係機関と連携して医療機関の被害状況や稼働状況等の情報を収集する体制を確保する。
- イ 市（保健所災害医療対策本部）は、県保健医療福祉調整本部等と連携し、DMAT等保健医療活動チームの派遣、災害拠点病院等への患者搬送体制および情報連絡体制を確保するほか、救護所等への医薬品、医療機材、水、非常用電源の供給等を行う体制を整備する。
- ウ 市医師会は、市長から要請があった場合で、急迫した事情のある場合および医療機関に収容する必要がある場合には、会員の管理する医療施設の使用等について協力する。
- エ 市医師会は、被災地内の医療機関が機能不全に陥り、緊急やむを得ない事情により、市長の協力要請を受ける前に医師等が避難所等で応急救護医療活動を行った場合、医師会は速やかに市長へ報告する。

(4) 保健医療活動チーム等による医療活動

ア 保健医療活動チーム等の出動要請

市（保健所災害医療対策本部）は、必要に応じ県保健医療福祉調整本部に対し、DMAT等保健医療活動チームの出動その他救急医療活動に必要な措置について要請する。

イ 保健医療活動チームの業務

保健医療活動チームは、救護所等において医療活動を行うとともに、被災者の健康相談を行うために医師および保健師等で構成された巡回相談チームとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努める。

ウ 医療提供体制の確保・継続

市（保健所災害医療対策本部）は、医療活動の実施に際しては、保健医療活動チームの交代により医療情報が断絶することなく適切に引き継がれるよう努めるなど、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。

(5) 秋田市地域災害医療コーディネーター

ア 市災害対策本部保健部に、医療体制構築への助言や医療救護活動の支援・助言等を行う秋田市地域災害医療コーディネーター（以下「地域コーディネーター」という。）を配置する。

イ 地域コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、市災害対策本部に秋田市地域災害医療連絡調整員（以下「地域連絡調整員」という。）を配置する。

ウ 地域コーディネーターおよび地域連絡調整員は、災害医療に精通し、かつ、地域医療の現状について熟知している者として、市医師会、市歯科医師会、秋田県薬剤師会および秋田県看護協会が推薦する者を市長が委嘱する。

エ 地域コーディネーターおよび地域連絡調整員は、平常時においては災害医療の体制整備に係る調整等を行う。

オ 地域コーディネーターおよび地域連絡調整員は、医療救護チーム等の交代により医療情報が断絶することなく適切に引き継がれるよう、市とともに調整等を行う。

(6) 日本DMATによる医療活動

ア 保健医療活動チームの活動

(ア) 被災地での活動

被災地で活動するDMAT等は、原則として被災地内の災害拠点病院に設置される現地本部に参集し、その調整下で被災地での活動が行われ、域内搬送、病院支援および現場活動（トリアージ、緊急治療、がれきもとの医療）を実施する。

(イ) 広域医療搬送

被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、緊急治療を実施する。

また、自衛隊機などによる航空搬送時の診療や広域搬送医療拠点（ステージングケアユニット：SCU）の診療、運営を行う。

(ウ) 後方支援（ロジスティック）

DMAT等の現場活動に関わる通信、移動手段、医薬品の支給、生活手段等を確保し、

また、現場に必要な連絡、調整、情報収集を行う。

(エ) ドクターヘリの活用

医師および看護師又は救急救命士を搭乗させたヘリコプターであり、必要に応じて広域医療搬送、域内活動に関わるDMAT等の派遣・移動や患者の搬送、医療・資機材の輸送など後方支援活動等を実施する。

イ 活動支援

市（災害対策本部、消防部）は、DMAT等の活動が円滑に行われるよう支援をするとともに、緊密な連絡を取り、適切な配置と活動ができるよう関係機関等と協力する。

(7) 応急救護所

ア 応急救護所の開設

(ア) 応急救護所を開設する場合

- a 災害の発生により、医療機関が不足し、又は機能が停止した場合
- b 災害の発生により、交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合
- c 医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的設備の機能が停止した場合

(イ) 医療救助を受ける者

医療救助を受ける者は、原因、発生日時、被災者等を問わず応急的治療の必要がある者とする。

(ウ) 応急救護所の開設場所

応急救護所は、傷病者の多発地域にある市民サービスセンターに開設することを優先し、災害の規模および状況によりその他市有施設での開設を検討する。

(エ) 応急救護所の周知

応急救護所を開設した場合は、その表示を行い、一般に周知する。

イ 現地総括者

保健所長は現地総括者を派遣し、災害現場において現場出動の各部門責任者と、現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整に当たる。

ウ 応急救護所における医療の範囲

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療および施術
- (エ) 看護
- (オ) 助産

(8) 応援要請

市の能力を超える場合は、県に応援を要請する。

2 傷病別搬送体制

救護所から医療機関への搬送は、原則として総務班および消防部が行う。市の組織で対処で

きない場合は、県および関係機関に応援を要請する。

市および関係機関は、搬送車両の調達計画をあらかじめ定め、また状況により関係機関の保有するヘリコプターを要請する。

(1) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

ア 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の運用

(ア) 医療機関、保健所、消防本部、市医師会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の関係団体等と国・県が、広域災害救急医療情報システム（EMIS）でネットワーク化されており、市は、医療・救護に関わる各種情報を集約するEMISの機能を活用する。

(イ) 災害発生時には、秋田県保健医療福祉調整本部を設置し、全県的な防災・医療情報の収集・提供の一元化を図る。

(2) 受入れ先病院の確保

ア 後方医療施設の確保

応急救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

消防機関は、「秋田県災害・救急医療情報システム」を利用して重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

イ 被災病院等の入院患者の受入れ

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により市外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき県に要請し、後方医療施設（精神科病院を含む）を確保する。

(3) 搬送体制の確保

ア 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて「秋田県災害・救急医療情報システム」の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車、空路ではヘリコプター、海路では巡視船等船舶等の出動を要請する。

警察署は、災害発生時には、道路の被災状況を確認の上、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

イ 搬送手段の確保

病院等から重傷者の搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、消防機関の救急自動車が確保できない場合は、市又は県が輸送車両の確保に努める。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議の上、次の受入れ体制を確保する。

(ア) 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配および安全対策

(イ) 患者の搬送先の離発着場および受入れ病院への搬送手配

ウ 県外の医療機関への搬送

県保健医療福祉調整本部は、県内で治療、収容できない重症患者の搬送を国等に要請する。この場合、自衛隊機等によって、受入可能な県外病院への広域医療搬送を実施するものとする。

広域医療搬送患者は、災害拠点病院においてトリアージを実施して選定する。

また、広域医療搬送患者は、広域医療搬送拠点を經由して行うことを原則とし、広域医療搬送拠点で再トリアージを実施の上、県外に搬送を行う。

(4) トリアージの実施

ア トリアージの実施

医療救護チームの医師は、被災地において、トリアージ・タグを用いてトリアージ（患者選別）を実施するものとし、重症患者は原則として、最寄りの「災害拠点病院」への搬送を指示するとともに、重症患者の症状等により、受入可能な「災害協力医療機関」への搬送を指示する。

イ 連絡体制の確保

医療救護チームは、重症患者の「災害協力医療機関」等への搬送指示に当たっては、「県保健医療福祉調整本部」および「災害協力医療機関」等との連絡体制を確保する。

(5) 人工透析の提供

市は、市内の人工透析患者の受療状況および透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体および病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

(6) 在宅医療機器使用患者等への対応

市は、県と連携して、医療の中断が致命的となる、在宅において人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用する患者への迅速な情報提供および適切な医療提供の確保を図る。

(7) 遺体検案の実施

ア 検案医師チームの派遣

災害発生時には、市は災害時の遺体検案のため、「検案医師チーム」の派遣を県に要請する。

イ 応援要請

多数の犠牲者が発生した場合には、市は、自衛隊等に協力を求める等により円滑な遺体の搬送体制を整えるとともに、近隣市町村に火葬の受入等を要請する。

3 収容医療機関

(1) 収容医療機関

負傷者は原則として次の施設に収容する。

ア 救急告示医療機関

イ その他の医療機関

ウ 応急救護所

◆資料編 23－1 救急告示医療機関一覧表

〃 23－2 病院一覧表

(2) 医療機関の受入れ体制の確立

市（医療調整班）は、秋田市医師会と協力し、一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される傷病者の受入れ医療機関として確保するとともに、秋田市医師会に対し、医師・看護師等からなる医療救護チームの編成、収容スペースの確保等の受入れ体制の確立を要請する。

(3) 受入れ可能施設の把握

市（医療調整班）は、消防部と協力して、医療機関の受入れ状況を常に把握し、関係部所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り、広範囲の医療機関に傷病者が振り分けて受入れられるよう指示する。

4 医薬品・資機材の確保

(1) 常用備蓄と流通備蓄

医療救護チームが使用する緊急医薬品等および搬送重傷病者へ必要な医薬品等については、平常時に病院業務のなかで可能な限り使用しながら要備蓄量を管理・確保する。備蓄品（常用備蓄）、および薬剤師会又は卸売業者等の協力を得て、平常時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫を情報管理・確保する形態での備蓄品（流通備蓄）の両者を、被災地に迅速的確に供給する。

ア 被災地外の「災害拠点病院」の「常用備蓄」に係る医薬品等については、流通備蓄主体の協力を得て、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。

イ 災害の初動時以降に必要となる「流通備蓄」に係る災害用医薬品については、流通備蓄主体の協力を得て、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。

ウ 災害時に緊急に必要な応急ベッド等の医療器材については、災害規模に応じて、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に供給する。

◆資料編 23－3 医薬衛生材料調達先一覧表

(2) 後方供給支援

- ア 県は、薬剤師会又は医薬品卸業者等の協力を得て、災害発生後に県外から支援供給される医薬品等の集積場所（支援医薬品集積センター）での支援医薬品等の仕分け作業や災害拠点病院、他の支援医薬品集積センター、救護所等への輸送等に携わる要員および搬送車両を確保する。
- イ 市災害対策本部は、医薬品・資機材等の搬送を行うための緊急車両や空輸手段を確保する。
- ウ 市は、災害発生後に支援医薬品集積センター等から供給される支援医薬品等の受入れ場所を確保する。
- エ 市は、受け入れた医薬品等を救護所等に供給する際は、現地での仕分け作業を容易にするため、薬効別に仕分けるなど梱包の工夫を行う。

(3) お薬手帳の活用

秋田県薬剤師会は、必要に応じお薬手帳を救護所等へ供給する。市は、平常時から、避難する際の携行品として、お薬手帳の普及啓発を図る。

(4) 医療用ガスの確保

県（保健医療福祉調整本部）は、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部秋田県支部の協力を得て、災害時における医療用ガスの安定供給を図る。

市は、災害時に医療用ガスが不足した場合、必要に応じて県に対し、供給要請を行う。

5 関係機関との情報収集・共有

(1) 県への医療情報の報告

市は、市内の災害医療情報を迅速かつ正確に掌握し、県災害医療対策本部に速やかに報告を行う。

- ア 市域の被災状況
- イ 市内の医療機関の施設、設備、人員の被害状況
- ウ 市内の医療機関の稼働状況
- エ 医薬品および医療用資機材の需要状況
- オ その他必要事項

(2) E M I S の活用

被災医療機関への支援および患者搬送を迅速に進めるため、県のE M I Sを活用し、関係機関等で次の情報を共有する。

- ア 医療機関の状況（建物倒壊、受入可否、診療の可否）
- イ 現在の受入患者数（重症患者数、中等症患者数）
- ウ ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
- エ 患者転送要請（中等症患者数、重症患者数、広域搬送患者数）

(3) 災害医療情報の提供

市は、医療機関、救護所等に関する情報について、市民に対し適宜提供する。

6 助産

災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助および分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図る。

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は知事が実施するが、知事の権限の一部を委任された場合又は事態急迫のため知事の実施を待つことができない場合は、知事の補助機関として市長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が実施された場合の実施基準

ア 助産の対象

災害発生の日以前又は以降の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

イ 助産の範囲

助産は次に掲げる範囲で行う。

(ア) 分娩の介助

(イ) 分娩前後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 費用

支出できる費用は、医療救護チーム、産院その他の医療機関による場合は使用した衛生材料および処置費等の実費、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

エ 期間

助産を実施し得る期間は、分娩した日から7日以内とする。

第13節

交通規制および地域の防犯対策

計画の方針

災害が発生した場合には、一時的に社会生活がマヒ状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。このため、警察は、関係機関との緊密な連携のもと、早期に警備体制を確立し、被害状況の収集等に努め、市民の生命および身体の保護のため迅速・的確な交通規制および警備・保安活動を行い、市はこれに協力する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	緊急交通路の確保、交通規制、救助、被災地・避難所の警備
災害や異常気象等が沈静化	災害救助法
沈静化後1日以内	

※緊急交通路とは、災害が発生した場合に、災害応急対策に従事する車両以外の通行が禁止又は制限される道路である。

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	緊急交通路の確保、交通規制、救助
6時間以内	
12時間以内	
24時間以内	被災地・避難所の警備

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 道路の交通規制	道路班、交通班	各道路管理者、各警察署
2 地域の防犯対策	市民生活班	秋田海上保安部、各警察署

1 道路の交通規制

災害時における輸送の確保は、あらゆる災害応急活動の根幹をなすものである。関係機関は、輸送網の緊急復旧に努めるとともに、適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要な人員、機材、物資等の優先輸送を図る。

(1) 道路被害状況の把握

ア 道路管理者による調査

市および道路管理者は、緊急輸送道路および沿道の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、災害発生後速やかに調査を実施するとともに、他の道路管理者と情報を交換し、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

イ 発見者の通報

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市災害対策本部に通報する。

(2) 交通規制の種類等

災害時における規制の種類および根拠は、おおむね次による。

ア 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく規制（同法第 46 条）

道路管理者は、道路施設の破損等により交通が危険と認められる場合は、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づく規制（同法第 4 条・第 5 条・第 6 条）

災害時において、道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、秋田県公安委員会、警察署長・警察官は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

ウ 災害対策基本法に基づく規制（同法第 76 条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(3) 交通規制の実施

道路管理者は、人員等の緊急輸送を確保するため、もしくは道路施設の被害等により通行が危険な状態である場合、速やかに適切な交通規制を行う。

必要に応じて、降雨予測等から通行を規制する範囲を広域的に想定し、できるだけ早い交通規制の予告に努める。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

また、交通規制を実施するときは、警察等関係機関と緊密な連携をとるとともに、上記(2)に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により実施する。

なお、交通規制が実施されたときは、直ちに市民等に周知徹底を図る。

ア 緊急輸送路の交通規制

市は、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送

道路の啓開作業を行う。

また、緊急輸送路の確保、被災地ならびにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速・的確に実施する。

イ 区間指定による交通規制

道路管理者は、道路の破損、決壊等により交通施設の危険な状況が予想され又は発見されたとき、もしくは通報等により認知したときは、上記(2)アに基づき、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(4) 緊急車両の確認

緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申し出により知事又は県公安委員会が行うこととしている。

(5) 運転者のとるべき措置の周知

ア 走行中の車両運転者に対する措置

市は、応急対策の的確な実施のために、必要に応じて、以下の事項を、一般の車両運転者に呼びかけ、その周知を図る。

(ア) できる限り安全な方法により、車両を道路左側に停止させる。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により、災害情報および交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

イ 避難のための車両使用の禁止

原則として、避難のために車両を使用しない。ただし、家族の中に徒歩での避難が困難な者がいる場合や、山間地などで徒歩避難が困難な場合、津波から避難する場合で付近に避難できる高台やビルがない場合など、やむを得ず車両を使用する場合は、応急対策活動の妨げにならないよう留意する。

ウ 交通規制が行われた通行禁止区域における一般車両の通行禁止又は制限

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われた場合は、規制が行われている道路の区間以外の場所とする。

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所とする。

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。

(ウ) 通行禁止区域内においては、警察官の指示によって車両を移動又は駐車するが、その際警察官の指示に従わず、また、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

(6) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、必要な報告を行うほか、適宜、災害対策基本法第76条の6に定める道路の区間を指定するなどし、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるとともに、民間団体等との応援協定等により、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去および雪害における除雪を含む。）について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

また、国（国土交通省）は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

加えて、国（国土交通省、防衛省等）は、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等のもと、道路啓開を実施する。

(7) 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保

市は、国（国土交通省）が、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、市や、公共交通事業者、有識者等との間において、被災地域における交通量抑制の呼びかけや、広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施するための体制を構築する場合、その連携に努める。

2 地域の防犯対策

大規模災害が発生した場合、初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救助救出等を実施する。初期的段階以降は、被災地区の秩序回復、犯罪の予防等、地域の安全と人心の安定を図るための広報および情報活動を実施する。

(1) 行方不明者の調査および迷子等の保護

ア 行方不明者の相談

必要に応じ、警察署および交番・駐在所に、相談窓口を設置し、行方不明者の捜索および迷子等の保護に関する相談活動を行う。

イ 迷子等の措置

(ア) 迷子等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。

(イ) 保護した迷子等のうち、保護者等の引取人がない者、およびそれが容易に判明しない者については、県児童相談所に通告、又は引き継ぐ。

ウ 行方不明者の措置

(ア) 行方不明者の捜索願を受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。

- (イ) 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした搜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

なお、行方不明者の措置については、本章第32節「行方不明者および遺体の搜索・収容・埋火葬」も参照のこと。

(2) 地域安全対策

市や警察は、被災地における安全な生活を確保するため、市民の協力を得て、災害の発生に便乗した悪質情報、窃盗犯等に対し、被災地に密着した犯罪の予防活動等を実施する。

ア 犯罪の予防等

(ア) 地域安全情報の収集、提供

被災地における各種犯罪の発生状況および被災地住民の要望など各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努める。

(イ) 地域安全活動

a 警戒警備の強化

被災地およびその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食糧、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。

b 困りごと相談所の開設

必要により困りごと相談所を開設し、要配慮者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

イ 流言飛語に対する措置

災害の発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほか、各種犯罪を誘発する要因ともなることから、被災地域等の市民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、市民の不安除去に努める。

(3) 海上の安全対策

海上保安部は、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇および航空機により次に掲げる措置をとる。

ア 災害発生地域の周辺海域において、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第 14 節

緊急輸送対策

計画の方針

災害発生時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものである。したがって、関係機関は輸送網の緊急復旧に努め、防災活動上必要な物資、資機材、人員および重傷者等を緊急輸送する。

市は、救援物資の調達・輸送のため、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾等の輸送施設およびトラックターミナル、卸売市場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、市が開設する二次物資集積拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届けるネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

また、市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築するとともに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	避難者の輸送
風水害等による被害発生	緊急交通路の確保（中継基地、ヘリポート）、 医療物資・人員・重傷者等の搬送、 緊急輸送ネットワークの確保、 輸送車両の確保、防災ヘリの緊急運航、 食糧等の輸送
災害や異常気象等が沈静化	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	緊急交通路の確保（中継基地、ヘリポート）、 医療物資・人員・重傷者等の搬送、 輸送車両の確保、防災ヘリの緊急運航
6 時間以内	
12 時間以内	食糧の輸送
24 時間以内	緊急輸送ネットワークの確保

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 輸送の対象		
2 輸送手段の確保	総務班、防災対策班、財産管理活用班、消防部	
3 集積・配送拠点	財政班、市場班	
4 緊急輸送道路の確保	道路班	各道路管理者
5 鉄道交通の確保		鉄道管理者
6 海上航行規制および港湾施設の被害調査・確保	商工貿易班	(県)秋田港湾事務所、(国)秋田港湾事務所、海上保安部
7 空港施設の確保		空港管理者
8 臨時ヘリポートの開設	防災対策班	
9 物流業者等との連携	総務班、防災対策班	物流事業者

1 輸送の対象

輸送に当たっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等を最重点とする。
輸送の対象は次のとおりとする。

(1) 第1段階－避難期

- ア 救助・救急活動および医療活動の従事者ならびに医薬品等人命救助に要する人員および物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員および物資
- ウ 政府災害対策要員、地方自治体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- エ 重傷者等の後方医療機関への搬送
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員および物資

(2) 第2段階－輸送機能確保期

- ア 上記(1)の続行
- イ 食糧・飲料水等の生命の維持に必要な物資
- ウ 支援物資の輸送および被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員および物資

(3) 第3段階－応急復旧期

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員および物資

ウ 生活必需品

2 輸送手段の確保

災害時の緊急輸送は、現場における緊急度、物資の種類および数量等に基づき、効率的に行わなければならない。このため、災害時における輸送の主体は自動車輸送とし、その他手段の活用が有効と考えられる場合には、鉄道、船舶、ヘリコプター等を輸送の手段として確保する。

(1) 緊急輸送ネットワークの整備

市は、被害状況を勘案しながら、道路、河川、ヘリポート等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図る。

また、災害時の物流拠点として、このような輸送手段の連結性を考慮した位置にある施設を指定する。

(2) 輸送の手段

ア 自動車による輸送

災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。

イ 鉄道による輸送

自動車輸送が困難なとき、又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。

ウ 船舶による輸送

陸上輸送路が使用できないとき、又は船舶による輸送が適切であると判断される場合に行う。

エ ヘリコプター等航空機による輸送

緊急を要する人員、物資等を輸送する場合に行う。

(3) 輸送力の確保

災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有し、又は直接調達できる自動車等により、輸送を行うものとするが、災害対策の実施に当たり必要とする自動車等が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者又は関係機関等に調達を要請し、輸送力を確保する。

また、市長は関係事業者に対し協力を要請するとともに、特に必要があると認められるときは従事命令を発令する。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第 48 節「災害救助法の適用」も参照のこと。

ア 自動車の確保

(ア) 市保有車両の確保

災害発生後に必要と認めた場合、財産管理活用班は輸送活動に使用可能な市保有車両の状況について把握し、災害対策本部長に報告する。

(イ) 民間車両の確保

市の保有車両で不足が生じた場合は、民間事業者にも車両の調達を要請する。

a 調達の方法

車両が不足する場合、財産管理活用班は、車両等の調達必要数および調達先を明確にし、要請する。

b 車両の待機

市内の各輸送業者は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

c 借上げ料金

借上げに要する費用については、市が当該輸送事業者と協議して定める。

d 県への要請

市内での調達が不可能な場合に、必要がある場合は県に対し調達の要請を行う。

(ウ) 配車

市（総務班）は、各部局で所有する車両および応援派遣された車両を総合的に調整して配分する。

a 総務班は、災害の状況に応じて、必要とする車両の待機を各部局に対し要請する。

b 輸送計画を樹立し、活動の停滞のないように努める。

c 輸送に従事する車両は、災害輸送の標示をし、すべて指定された場所に待機する。

d 車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を総務班に報告する。

e 配車指令に当たる職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適正を期する。

f 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部局および事業所の要員をもって充てる。

g 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

(エ) 燃料の確保

車両等の燃料の確保については、市指定の供給業者に対してあらかじめ定められた方法により燃料の供給を要請するが、確保が困難な場合は、県知事や秋田県石油商業組合等の関係機関に対して協力を要請する。

イ 鉄道輸送の確保

市（防災対策班）は、道路の被害等により、車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合は、東日本旅客鉄道株式会社等に協力を要請する。

ウ 船舶輸送の確保

市（防災対策班）は、船舶が必要な場合には、海運事業者等に協力を要請する。

海上保安部は、人員又は物資の緊急輸送について要請があったときは、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 傷病者、医師等の緊急輸送については、速やかにその要請に応じる。

(イ) 飲料水、食糧等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度および他の災害応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じる。

エ ヘリコプター等航空機輸送の確保

市は、ヘリコプターが必要な場合には、「秋田県消防防災ヘリコプター応援協定」等に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの応援を要請する。応援要請は、県総合防災課消防保安室あてに、電話等により必要事項を明らかにして行う。

さらにヘリコプター等航空機が必要となる場合は、自衛隊の派遣について、県に依頼する。

(4) 緊急通行車両

災害時における応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の道路輸送については、緊急通行車両により行う。

ア 通行禁止および制限

緊急輸送を確保するため必要があるときは、県公安委員会の許可を受けて、緊急輸送車以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。この場合において、迂回路が必要なときは明示し、一般交通に支障のないようにする。

◆資料編 24-1 通行の禁止又は制限についての標示

イ 緊急通行車両の申請

(ア) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条第 1 項に定める災害応急対策を実施するために使用する車両とする。

(イ) 緊急通行車両の確認

市の所有する車両および災害応急対策に使用するため関係団体から調達した車両は、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両の確認を求め、災害対策基本法施行規則第 6 条に定める標章および確認証明書の交付を受け運行する。

◆資料編 24-2 緊急輸送車両に関する様式

3 集積・配送拠点

(1) 救援物資等の各指定避難所への配送

ア 救援物資等の対応専門班の設置

救援物資の受付、配送等の対応業務を総合的に行うため、財政班、市場班の職員からなる専門班を集積拠点に設ける。

<業務内容>

- | |
|------------------|
| 1 救援物資の受付 |
| 2 救援物資の集積状況の把握 |
| 3 救援物資の配送指示 |
| 4 集積、配送状況等の情報の提供 |
| 5 救援物資配送計画の作成 |
| 6 食料、生活必需品等の調達 |

7 輸送車両等の配車指示、借り上げ等

イ 集積・配送拠点への人員配備

集積拠点等へは、財政班、市場班で構成する職員を管理・情報要員として派遣し、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示などの業務に当たる。

なお、集積や仕分け等の人員については、各部局への動員要請やボランティアの協力による。

配送システムについては以下に示す。

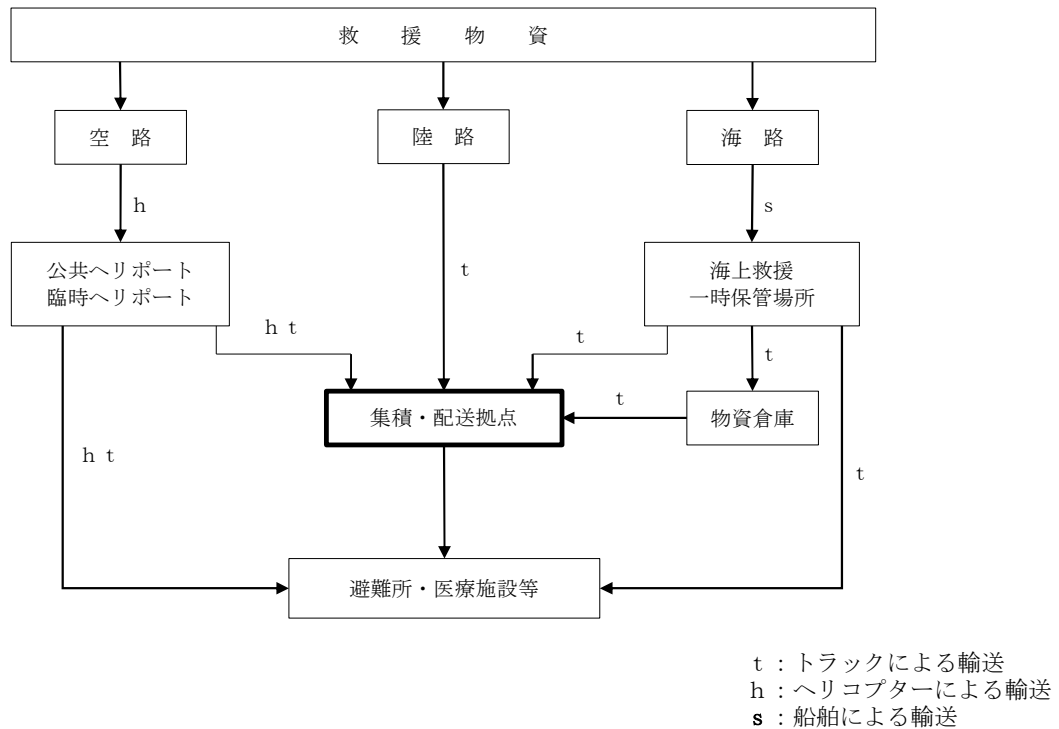


図 3-14-1 救援物資等の各指定避難所への配送システム

4 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、道路、橋梁等が被災した場合、その被害の状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保し、特に応急工事に当たっては、緊急輸送道路を優先する。なお、災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関しては、(一社)秋田市建設業協会との協定に基づき、工作隊を編成し対応する。

また、関係機関と連携して、交通網啓開を円滑に実施する。

(1) 緊急輸送道路の確保

ア 道路交通を確保し、災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、秋田県が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、災害対策用緊急道路として次の順位により確保する。

第1次緊急輸送路線ネットワーク	県庁所在地、地方都市および重要港湾、空港等を連絡する道路
第2次緊急輸送路線ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
第3次緊急輸送路線ネットワーク	その他の道路

イ 地域によっては、指定の路線を確保することが困難な場合もしくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。

ウ 国・県管理の路線について、市が災害対策実施上の必要から啓開作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。

エ 道路の復旧に当たっては、市内建設業者に機材や資材ストックの提供を含めた協力を要請し、相互に協力して緊急道路の交通確保に努める。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

市（道路班）は、県の「緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める市内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに秋田地域振興局建設部に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。なお、啓開作業の実施に際しては、適宜、災害対策基本法第76条の6に定める道路の区間を指定するほか、他機関の所管する道路における啓開作業の進捗に配慮し、効率的な輸送路の確保を図る。

さらに、災害時の緊急輸送活動を支援する道路啓開作業を迅速に行うための人員および資機材の確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業界等との協力体制の強化を図っておく。

ア 実施機関

(ア) 国が管理する道路、橋梁は、東北地方整備局秋田河川国道事務所秋田国道維持出張所が実施する。

(イ) 高速道路については、東日本高速道路(株)東北支社秋田管理事務所が実施する。

(ウ) 県が管理する道路、橋梁は、秋田地域振興局建設部が実施する。

(エ) 市が管理する道路、橋梁は、市建設部（道路班）が実施する。

イ 応急対策方法

(ア) 応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、盛土又は埋土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。

(イ) 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図る。

(ウ) 一路線が途絶する場合は、道路管理者は適当な迂回路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行う。

(エ) 道路施設の被害が広範囲にわたっている場合で代替の道路が得られない場合は、同地域の道路交通が最も効果的で比較的早急に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊等の協力を得て集中的応急対策を実施し、必要最小限の交通の確保を図る。

(3) 応急復旧用資機材等の確保

道路班は、道路啓開に必要な資機材を確保するために、事前に建設業協会等の協力を得て、その状況を把握しておく。

(4) 応急復旧作業

ア 市（道路班）

建設部長は、本部長の指示又は本部長の要請があった場合もしくは大規模な災害が発生した場合は、次のとおり、緊急輸送道路の確保のための作業を実施する。

(ア) 緊急輸送道路の被害状況を確認し、本部長に報告する。

(イ) 本部長から指示又は要請された応急復旧工事必要区間の2車線通行確保を図る。なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される場合は、所轄警察署長と協議の上、通行止め・迂回規制等の必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により独自の判断で交通規制を行った場合は、速やかに所轄警察署長に通知する。

(ウ) 緊急輸送道路の確保作業が完了した場合および交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告する。

イ 東北地方整備局秋田河川国道事務所秋田国道維持出張所

道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

なお、応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できることをめどとする。

ウ 秋田地域振興局建設部

道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

エ 東日本高速道路(株)東北支社秋田管理事務所

災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において通行止めを実施しているときは、少なくとも上下車線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては1車線を速やかに走行可能な状態に復旧させる。

本部長は、救助活動等のための道路については、特に重点的に要請する。

オ 警察署

各警察署は、交通確保の観点から交通の障害となっている流出土砂、倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者および関係機関に連絡し、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

表 3-14-1 関係機関の連絡先

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所	道路管理第二課	秋田市山王一丁目 10-29	864-2292	864-2556
東北運輸局秋田運輸支局		秋田市泉登木 74-3	863-5811	862-9907
東日本高速道路(株) 東北支社	秋田管理事務所	秋田市上北手古野 字大繋沢 30-2	826-1700	826-1703
秋田地域振興局建設部	保全・環境課	秋田市山王四丁目 1-2	860-3472	860-3826
秋田中央警察署	交通課	秋田市千秋明德町 1-9	835-1111	835-1111 (内 412)
秋田臨港警察署	交通課	秋田市土崎港 西三丁目 1-8	845-0141	845-0141 (内 419)
秋田東警察署	交通課	秋田市上北手百崎 字内山 60-2	825-5110	825-5110

5 鉄道交通の確保

鉄道管理者は、鉄道施設が被災した場合、その被害の状況に応じて、排土、盛土、仮線路の敷設、仮橋の架設等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回運転などにより交通を確保するよう努める。

6 海上航行規制および港湾施設の被害調査・確保

地震や風水害等の災害時に、港湾および漁港等における船舶の被害を防止するため、秋田海上保安部は、市や関係各機関等と連携を密にし、的確な警報等の伝達に努めるとともに、海上交通および港内の安全の確保を図る。

(1) 海上航行規制等

ア 港長(秋田海上保安部長)による措置

災害時により港湾施設の損壊又は航路の閉鎖等船舶交通に危険が予想される場合、又は生じた場合は、速やかに航行制限や航泊禁止の必要な措置をとる。

イ 海上保安部による措置

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

(イ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると

きは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

- (ウ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を構すべきことを命じ、又は勧告する。
- (エ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況および航路標識、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (オ) 水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (カ) 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(2) 港湾周辺施設の被害調査

市（商工貿易班）は、荷役施設や集積ヤード等の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告するとともに、秋田県秋田港湾事務所等関係機関に対して、応急復旧措置を実施するよう要請する。

(3) 船舶に関する措置

ア 通信の確保、警報の連絡等

市および関係機関は、気象情報等の警報等を受けた場合は、在港船舶に対し、次の措置を講じる。

- (ア) 災害時の通信を確保するため通信施設の保全に努めるとともに、相互に緊密な連絡をとって通信の万全を期する。
また、非常通信の疎通に関し相互に協力する。
- (イ) 気象、高潮および波浪に関する警報の通報を受けた場合は、直ちに電話、ファックス、無線放送、広報車、巡視船等によりそれぞれの関係機関、船舶等に対して周知し、応急体制の指導を行う。

イ 緊急輸送接岸スペースの確保等

港湾管理者は、緊急輸送接岸スペース確保等の必要がある場合、次に掲げる措置を講ずる。

- (ア) 緊急輸送を行う船舶の接岸スペース確保のため、停泊中の船舶を沖出しするなどの船舶交通の整理、指導を行うとともに、危険又は危険が生じるおそれのある場合には、港湾施設の使用に関し規制する。
- (イ) 海難船又は漂流物等で、船舶交通に危険又は危険が生じるおそれのある場合には、必要な応急措置を講じるとともに所有者等に対し、これらの除去その他危険防止措置の勧告又は命令を行う。
- (ウ) 船舶交通の混乱を避けるため、港湾・岸壁の状況等、運行に必要と思われる情報について無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

(4) その他

救援物資受入れ施設の確保等については、産業振興部長が港湾荷役企業等の関係業者に協力を要請する。

7 空港施設の確保

空港管理者は、空港施設が被災した場合は、直ちに応急復旧工事を行い、航空機の運航を確保する。抜本的な復旧対策が必要な施設については、被災原因を詳細に調査し、各施設に応じた復旧計画を立案する。

8 臨時ヘリポートの開設

(1) 開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示又は本部長の指示による。

総務部長は、本部長の指示があった場合、もしくは大規模災害の発生を感知した場合は、本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ関知しておく。

(2) 開設の方法

臨時ヘリポートの設定基準に基づき、臨時ヘリポートを開設する。

また、臨時ヘリポート設定場所は資料編のとおりである。

◆資料編 24－4 臨時ヘリポート設定基準

〃 24－5 臨時ヘリポート設定場所

9 物流業者等との連携

(1) 物資供給体制

大規模災害発生時において、市職員の人員不足等により、食糧および生活必需品等の供給に支障をきたすと判断される場合、災害協定に基づき物流業者等に対し、応援要請を行う。

なお、平時においては、物流業者等との災害協定による物資供給体制の強化を継続して行う。

(2) 支援物資等の輸送・供給体制

物流業者等との災害協定により、物流業者等と連携して支援物資等の集積、仕分け、輸送等を行う。

なお、平時においては、災害時に迅速に対応するための体制づくり（マニュアル作成等）を行う。

第15節 家族の安全確保

計画の方針

市民は、災害発生時には、日頃身につけた知識や技術を活かし、自分や家族の安全を確保する。
また、地域で連携して高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるよう努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	自分や家族の安全確保、自主避難、 要配慮者の地域内での安全確保、 協働による避難所運営の実施
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	自分や家族の安全確保 要配慮者の地域内での安全確保
3時間以内	被害状況に応じて避難所等へ避難開始
6時間以内	協働による避難所運営の実施
12時間以内	
24時間以内	防犯パトロールの実施

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害情報の収集・伝達	防災対策班	市民、自主防災組織、企業等
2 避難対策	市民生活班	市民、自主防災組織、企業等
3 消火・救急救助・医療救護活動等	医療調整班、消防部	市民、自主防災組織、企業等
4 ライフライン関係	防災対策班、給水班	市民、自主防災組織、企業等
5 防犯対策	市民生活班	市民、防犯協会、企業等、各警察署
6 要配慮者対策	福祉班	市民、自主防災組織、企業等

1 災害情報の収集・伝達

(1) 情報入手手段の平時からの準備

市民は、災害発生前後においては情報が錯綜することから、自分の置かれた状況を冷静に判断するため、避難に当たっては携帯ラジオ・スマートフォンなどを含めた情報入手手段の準備をする。

(2) 要配慮者等への情報伝達

市は、災害に関する情報に留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない市民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

2 避難対策

(1) 災害時の避難

ア 避難行動

- (ア) 避難施設の被災状況を観察し、安全を確認する。
- (イ) 住家の出入口、窓等侵入可能な箇所を封鎖・施錠するとともに、通電火災防止のためブレーカーを落としてから避難する。
- (ウ) 避難所到着後は、分散せず、まとまって避難所開設担当者の到着を待つ。

イ 避難時の留意点

- (ア) 避難所へは、家族、隣近所の人達とまとまって避難する。
- (イ) けが人や高齢者などと一緒に避難する。
- (ウ) 危険の少ない広い道路を選んで避難する。
- (エ) 車へ避難する場合は、エコノミークラス症候群に注意する。

(2) 指定緊急避難場所への立入り・運営

市民は緊急に避難する必要があるときは、市による指定緊急避難場所の開設を待つことなく、指定緊急避難場所に立入り、安全を確保する。

また、避難者は、秩序ある行動によりその後の避難所運営に協力する。

3 消火・救急救助・医療救護活動等

(1) 消火活動

市民、企業、学校、事業所等は、家庭および職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、小さな火災であってもすぐに消防機関へ通報する。

<出火時の対応>

- ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。
- イ 出火した場合、近傍の者にも協力を求めて初期消火を行う。
- ウ 消防機関へ迅速に火災発生を通報する。

- エ 災害の状況によっては、消防隊の速やかな到着が非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。
- オ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず直ちに除雪する。

(2) 救急救助活動

災害発生時は、公的機関の防災災害対策活動のみならず、市民による自発的かつ組織的な防災災害対策活動が極めて重要であることから、市民や自主防災組織は、公的機関が行う次の防災災害対策活動に、積極的に協力する。

- ア 要配慮者の救護
- イ 簡易救出器具等を活用しての救出活動
- ウ 傷病者の救出および応急手当、救護所への搬送等の実施および協力
- エ 地域内の被害状況等の情報収集

(3) 医療救護活動

家族、隣近所、町内および自主防災組織と防災関係機関が協力して活動し、医師の応急処置を必要とする傷病者は救護所へ搬送する。

(4) こころのケア対策

- ア 被災市民には、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識する。
- イ 自身はもとより要配慮者に十分配慮したこころの健康の保持・増進に努める。

(5) 防疫保健衛生

- ア 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理を行う。
- イ 居住地域の衛生を確保する。

4 ライフライン関係

(1) 電話

- ア 災害発生時は、一般回線や携帯電話が通じにくくなることが予想される。このため、電話での連絡は必要最低限とするよう心がける。
- イ 災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web 171）、携帯電話の災害用伝言板サービスを活用する。
- ウ Eメールを有効活用する。

(2) 電気

- ア 火災発生防止のため、アイロンやドライヤーなどの熱器具のスイッチを切り、プラグをコンセントから抜き、ブレーカーを落とす。

イ 切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対に近づかない。

(3) ガス

ア ガス栓を閉止し、出火、爆発等の事故発生防止を行う。

イ 避難時に誘導を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の元弁閉止等の安全措置の実施状況を確認する。

ウ 積雪期の地震および風水害発生時に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

(4) 上水道

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、おおむね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄う。

(5) 下水道

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水を少なくするため、携帯トイレを使用したり、洗濯・入浴等差し迫りのない水使用を避けるなど、できる限り下水道使用を自粛する。

ア 各家庭において、携帯トイレの備蓄に努め、災害発生から3日間程度は対応できるようにする。

イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ 地域の避難所における携帯トイレおよびトイレ施設等の管理・配布等は、地域住民が共同で行う。

5 防犯対策

大規模災害時においては、一時的に社会生活がマヒ状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、地域住民や防犯協会等は防犯パトロールを実施し、警察署等の警備活動に協力する。

6 要配慮者対策

地域住民、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護事業者、社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

(1) 家族、近隣住民および自主防災組織が協力し、安否確認、避難誘導を行う。

(2) 安全が確保されていない要配慮者については、警察や市職員等に連絡する。

第16節 市民等の避難

計画の方針

市は、市民の一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市民等の主体的な避難行動を支援できるよう避難情報（高齢者等避難、避難指示）の発令を的確に実施するとともに、被災者が発生した場合には、被災者情報の把握に努める。

また、避難場所、避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、既に災害が発生し、避難のための立退きを行うことが、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれのある場合、緊急に安全を確保するための措置として、緊急安全確保の発令も併せて実施する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	避難の準備、避難所の開設、要配慮者・市民の避難
風水害等による被害発生	医療機関等へ要配慮者の移動
災害や異常気象等が沈静化	

各段階における活動の内容【地震災害・津波災害】

発災からの時間経過	活動の内容
発災直後	津波警報の伝達、市民等の避難（津波） 津波避難ビルの開設および避難者の受入
1時間以内	津波警報の伝達、市民等の避難（津波） 危険地域からの自主避難
3時間以内	警戒区域の設定、避難所等への避難、孤立者等の救助 要配慮者の安否確保、市民の避難状況の確認

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 避難情報の発令	防災対策班	各警察署、自衛隊、海上保安部
2 市民等の避難行動	防災対策班	
3 市民の避難に関する留意事項	防災対策班	
4 警戒区域の設定	防災対策班、消防部	各警察署、自衛隊、海上保安部
5 避難誘導	防災対策班、消防部	各警察署
6 避難路および指定緊急避難場所の安全確保	消防部	各警察署
7 津波避難ビルの開設および避難者の受入	防災対策班	
8 来訪者、入所者等の避難	防災対策班、各班	各施設管理者
9 避難者情報の把握	防災対策班、広報班	
10 積雪期の避難	防災対策班、消防部	

1 避難情報の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令する。

なお、避難情報の発令に当たっては、必要に応じて、専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言などを活用するほか、指定行政機関、指定地方行政機関および県は、市から求めがあった場合には、避難情報の対象地域、判断時期等について助言する。

(1) 避難情報の要件

ア 避難情報の発令場面

- 1 河川の上流が被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- 2 豪雨、洪水、高潮等の自然現象が、被害をもたらす危険があるとき。
- 3 地すべり、がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。
- 4 津波による災害のおそれがあると判断されたとき。（以下避難指示のみ）
- 5 火災が拡大するおそれがあるとき。
- 6 爆発のおそれがあるとき。
- 7 ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- 8 災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- 9 その他市民の生命を守るため必要と認められるとき。

イ 避難情報の発令基準

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準は次のとおりとし、総合的に状況を判断して行う。各情報の発令基準の細部については、別にマニュアルで定める。

表 3-16-1 基本的な避難情報の基準

種別	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミングで発令する。 2 河川の水位が氾濫注意水位【警戒レベル2相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値を活用) 3 大雨警報(土砂災害)が発表され、それまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれるとき。 (土砂キキクル(危険度分布)を活用) 4 夜間に避難指示の発令が予想されるときは、避難行動をとりやすい時間帯での発令に努める。 5 その他警報等が発表され、特に避難準備を要すると判断したとき。
【警戒レベル4】 避難指示	1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から防護し、その他災害の拡大を防止するために、立退き避難又は屋内安全確保を求めるために発令する。 2 河川の水位が避難判断水位【警戒レベル3相当】に達し、その後も水位の上昇が見込まれ、河川の氾濫に至るおそれがあるとき。 (洪水キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値を活用) 3 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生又はそれまでの雨量やその後の予想雨量などから、土砂災害の発生が見込まれると判断されるとき。(土砂キキクル(危険度分布)を活用) 4 津波注意報、津波警報および大津波警報が発表されたとき。 ※台風の接近時に発表される各警報により、暴風等により避難が困難になることを想定して早めに避難指示等を検討する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときに、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保することを求めるために発令する。

◆資料編 13-3 洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位等

(2) 津波警報発令時における市民等への避難指示

市は、津波による被害を防止するため、津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、沿岸地域住民のみならず、海水浴やマリンスポーツ客、港湾の観光客等に対し、直ちに海岸や河川から離れ、安全な場所に避難するよう避難指示を発令する。

(3) 避難情報の解除

避難情報の解除は、以下によりの確に判断する。

- ア 災害が沈静化し、被害が拡大するおそれがないと認められるとき。
- イ 気象庁が気象に関する警報又は注意報を解除し、災害の起こるおそれがないと認められるとき。

(4) 市長およびその他の者の避難指示等の発令・報告

災害対策基本法、その他の根拠法規にしたがって、避難指示および緊急安全確保を行うべき権限のある者は以下のとおりである。

その他の者は、いずれも市長の指示による場合もしくは緊急避難的な措置として避難指示又は緊急安全確保を行う。

そのため、市長以外の者が緊急避難的な措置として避難指示又は緊急安全確保を行った場合は、実施後直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

ア 市長

- (ア) 災害対策基本法第 60 条により、(1)項の基準により行う。

災害発生時に市長と連絡が取れない場合は、職務代理者の順位にしたがって、代理者が遅滞なく避難指示又は緊急安全確保を発令する。

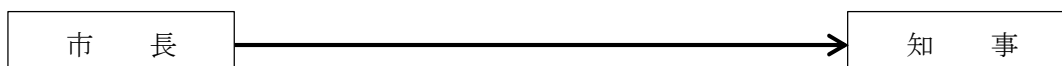
表 3-16-2 本部長の職務代理者

決定者	代 理 者		
	1	2	3
市長	副市長（総務部担当）	副市長	総務部長

(イ) 報告

市長は、避難指示又は緊急安全確保を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、市長が警察官又は海上保安官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたときおよび避難の必要がなくなったときも、同様に知事に報告する。



イ 警察官

(ア) 警察官職務執行法第4条による措置

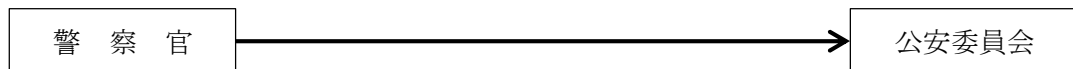
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、および危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

(イ) 災害対策基本法第61条による指示

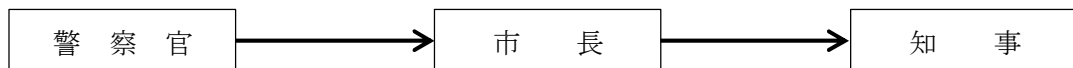
市長による避難指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退き又は緊急安全確保を指示する。

(ウ) 報告・通知

a 上記(ア)により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。



b 上記(イ)により避難のため立退きを指示したときおよび避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に報告する。



ウ 海上保安官

(ア) 災害対策基本法第61条による指示

上記イ警察官の(イ)に準じる。

(イ) 報告・通知

避難のための立退きを指示したときおよび避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に通知する。



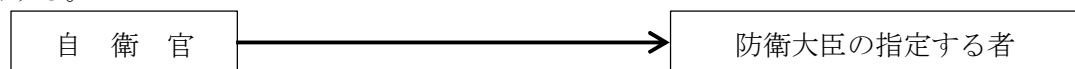
エ 自衛官

(ア) 避難等の措置（自衛隊法第94条）

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、上記イ警察官(ア)の警察官職務執行法による措置による避難等の措置をとることができる。

(イ) 報告

上記(ア)により自衛官がとった措置については、順序を経て防衛大臣の指定する者に報告する。



オ 水防管理者

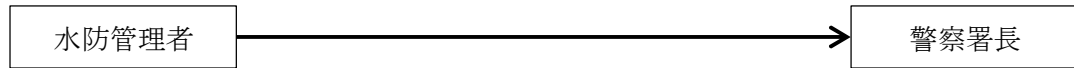
(ア) 指示（水防法29条）

洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは立退くこと

を指示する。

(イ) 通知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。



カ 知事又はその命を受けた職員

(ア) 洪水のための指示

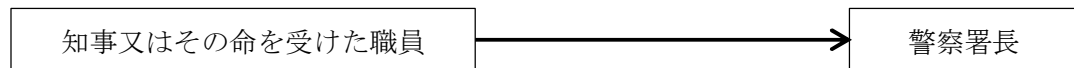
水防管理者の指示と同様

(イ) 地すべりのための指示（地すべり防止法第 29 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し立退きを指示する。

(ウ) 通知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。



(5) 避難情報の発令要領

ア 高齢者等避難および避難指示の内容

次の内容を明示して実施する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 要避難対象地域2 高齢者等避難又は避難指示の理由3 高齢者等避難、避難指示の期間又は発令時期4 避難先および必要により避難経路5 その他必要な事項 |
|---|

なお、避難場所については、市長が関係機関と協議して最も適当な指定緊急避難場所を指示し、開設する。

イ 緊急安全確保の内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 対象地域2 緊急安全確保の理由3 身の安全を確保するための行動の指示4 緊急安全確保の期間又は発令時期5 その他必要な事項 |
|---|

なお、緊急安全確保における避難場所については、立退き避難を行うことが、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるため、記載しない。

ウ 市民への周知徹底

避難情報の発令を行った者は、速やかにその旨を市民に対して周知する。

また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 県システムを通じたＬアラートを活用し、報道機関や連携アプリ等にて周知する。2 防災ネットあきたにより、配信する。3 市ホームページおよびＳＮＳを活用する。4 FM秋田との協定により、緊急告知ラジオを活用する。5 津波の場合は、津波警報サイレンを活用する。6 報道機関等の協力を得て市民に広報する。7 広報車や消防団による周知を行う。8 自主防災組織等の枠組みを活用し、周知を行う。 |
|---|

エ 関係機関相互の連絡

避難情報の発令および解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

オ 報告

避難の措置を実施したときは、市長は速やかにその旨を知事に報告する。

(6) 避難情報の伝達

ア 伝達手段

市長は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、防災ネットあきた、ＳＮＳ、広報車など、あらゆる伝達手段を活用し、市民への避難情報の周知を図る。

この際、情報集約配信システム等のＬアラート機能等を活用し、放送事業者への迅速な情報提供に努める。

また、消防職員や消防団などが必要により避難対象区域を巡回し、避難状況を把握し市長に報告する。

イ その他

市は、避難情報の発令に当たって、必要に応じて、専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言などを活用する。

また、市から求めがあった場合には、指定行政機関、指定地方行政機関および県は、避難情報の対象地域、判断時期等について助言する。

2 市民等の避難行動

(1) 避難情報等により市民等に求められる行動

行動を居住者等に促す情報	発令される状況と居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者および障がいのある人等、およびその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難をするタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれが高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(2) 避難行動時の留意事項

ア 避難に当たっては、率先して避難するとともに、周囲に呼びかけを行い、他者の避難行動に結びつけるように努める。

イ 避難に当たっては、要配慮者に配慮し、呼びかけや、個別避難支援プランに基づいて自主防災組織等が実施する避難行動要支援者の避難支援活動に協力するよう努める。

ウ 津波避難時

(ア) 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市の避難指示の発令を待たずに、自発的かつ速やかに浸水想定区域の外に避難する。津波の到達までに浸水想定区域の外への避難が間に合わないときは、付近の津波避難ビル等に避難する。

(イ) 避難は原則として徒歩による。

(ウ) 海岸付近を走行中の車両運転者は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったとき、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ち

に避難する。

(エ) 津波警報等が解除されるなど、津波被害の危険性がなくなるまで、避難行動を継続する。

(3) 津波避難ビルなどにおける避難者行動

津波避難ビルは、津波被害から一時的に避難するための施設であることから、避難者は、避難先において無断で住居や事務所等に侵入することがないように、モラルを持って行動する。

避難者は、ラジオ等から津波警報・注意報等が解除されたかどうかなどの情報収集に努め、避難者同士で情報を共有し、安全が確認できた際には、滞在可能な安全な避難所への移動を開始する。ただし、津波浸水により移動行動が危険であると判断される場合は、災害対策本部や119番通報等により救助を待つ。

また、けが人や高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦などの要配慮者に十分に配慮するとともに、避難者同士で協力して助け合う。

3 市民の避難に関する留意事項

(1) 要配慮者および避難行動要支援者

避難に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児および妊婦等の要配慮者のうち、特に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難に留意する。

(2) 携行品の制限

市民は、避難行動時に必要となる物品について、必要最小限にまとめ、避難の際に持ち出し携行する「非常持出品」を準備する。

また、外出時に災害が起きた場合に備え、「常時携行品」の携行にも心がける。避難時の服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具類および必要に応じ防寒具等を持参する。

ア 非常持出品の一例は次のとおり。(一人で携行できる範囲とし、両手が使えるようリュックサック等にまとめる。)

【非常持出品例】

- (ア) 飲料水（１．５～２リットル程度）
- (イ) 非常食（３食程度）
- (ウ) 懐中電灯
- (エ) 携帯ラジオ
- (オ) 貴重品（通帳、保険証の写し、現金）
- (カ) 持病の薬
- (キ) 着替え（必要に応じて防寒具）
- (ク) タオル類
- (ケ) 雨具
- (コ) モバイルバッテリー
- (サ) 携帯トイレ
- (シ) マスク、除菌シート等

イ 常時携行品の一例は次のとおり。

【常時携行品例】

- (ア) マスク
- (イ) モバイルバッテリー
- (ウ) 小型ライト
- (エ) ふえ・ホイッスル
- (オ) 持病の薬
- (カ) あめ・チョコレート
- (キ) ビニール袋
- (ク) 絆創膏等

(3) 自動車等による避難の制限

液状化、家屋の倒壊等による通行制限、渋滞等のおそれがあることから、避難は徒歩を基本とし、自動車による避難は行わない。やむを得ず自動車の避難を行う場合においては、避難開始の時期や経路を十分検討する。

(4) 避難者の移送

指定避難所等を変更する場合等、避難者の移送が必要な場合は、災害対策本部において安全な移送手段を決定し行う。

(5) 避難の継続

津波避難においては、津波注意報等の継続中は避難を継続し、津波避難対象地域内への立入りは、原則禁止とする。

4 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域設定

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要な場合、警戒区域を設定し、市民（災害応急対策に従事しない者）に対し、当該区域への立入りの制限、禁止、又は退去を命ずる。

(2) 代行者による警戒区域の設定

市長又は委任を受けて市長の権限を行う職員の不在時等において、その権限を代行する者等は、以下のとおり。

ア 警察官

市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。（災害対策基本法第 63 条）

イ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。（災害対策基本法第63条）

ウ 海上保安官

市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、海上保安官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。（災害対策基本法第63条）

エ 消防吏員又は消防団員

消防活動・水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場付近に近づけないよう措置をすることができる。（消防法第28条・36条、水防法第21条）

(3) 警戒区域設定の要領

ア 時機を失することのないよう迅速に実施する。

イ 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。

ウ 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

エ 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示する。

オ 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民への周知および関係機関への連絡を行う。

カ 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

<周知事項>

1 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

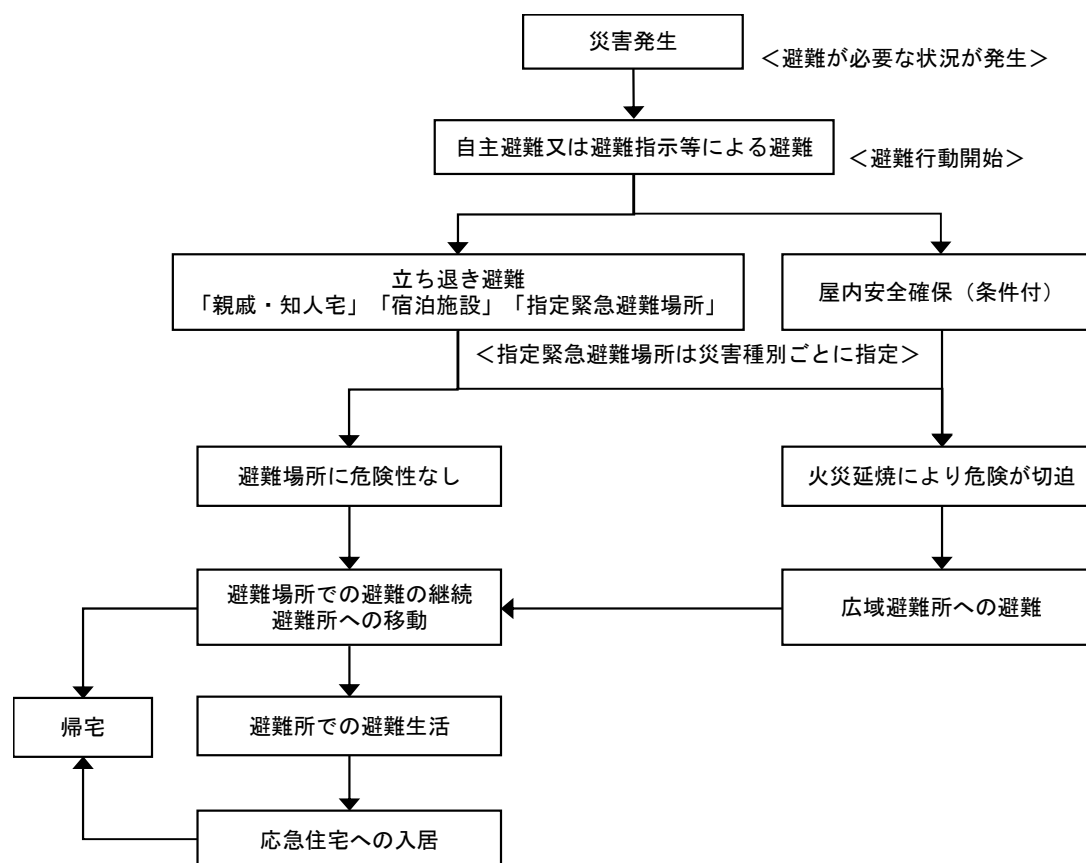
2 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等なるべくわかりやすく周知する。

5 避難誘導

(1) 避難場所等への避難

避難場所等への避難は、次に基づいて実施する。



(2) 警戒区域設定時の避難

本部長は、市民の危険を防止するため、警戒区域を設定した場合、避難の発令と同時に消防部に対し、区域内の市民を安全な場所へ避難させるよう命ずるとともに警察官、消防団員、町内会等の組織、自主防災組織等の協力によりあらかじめ指定する指定緊急避難場所へ誘導する。

(3) 警戒区域以外の避難

警戒区域以外の地域における緊急避難については、次のとおり行う。

ア 指定緊急避難場所又は広域避難場所までの避難誘導は、市職員、消防団員、町内会等の組織、自主防災組織および現場の警察官等が行う。

イ 本部長は、必要と認める指定緊急避難場所および広域避難場所に市職員を派遣し、避難収容者の確認および本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。

(4) 学校、事業所等の避難

学校、教育・保育施設、事業所、百貨店、その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とするが、災害の規模、態様により必要と認められるときは、近隣住民等の協力を得るとともに安全な場所への避難誘導に努める。

(5) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関等の組織体制により必要な措置を講ずる。

(6) 避難誘導の方法

市、消防機関、警察等が行う避難誘導は、災害の規模、態様に応じて、混乱なく安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して速やかに行う。

ア 要配慮者の安全確保の援助および優先避難（高齢者等避難段階での避難開始）を呼びかけ、近隣住民（自主防災組織）やボランティアなどの協力を得て、相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。

イ 避難経路の選定に当たっては、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、危険物取扱施設を避け、その他浸水、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれなどのない経路を選定する。

また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。

なお、避難経路は、本部長から特に指示がないときは、避難の誘導に当たる者が選定するように努める。

ウ 避難経路の要所に誘導員を配置する。

また、危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。

エ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。

オ 避難誘導は収容先を考慮して、できるだけ町内会等の単位で集団で行う。

カ 安全な避難が行われるために、所持品は最小限度にとどめるように指導する。

キ 被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、予想される浸水状況や津波到達時間等も考慮の上で避難指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

ク 危険の切迫に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

◆資料編 25－1 指定緊急避難場所一覧表

〃 25－2 指定避難所一覧表

(7) 津波避難ビルから安全な避難所等への避難者の移動

市は、津波避難ビルや、浸水地域内の高台等へ避難した人について、状況を把握後、安全が確保できる避難場所と移動手段・方法を決定し、避難者に対して周知を行う。

市は、避難者保護のため緊急と認めるときには、運送業者である指定公共機関等に対し、輸送すべき場所および期日を示して、避難者の輸送を要請するものとする。

なお、その際は、負傷者や高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者を優先的に輸送する。

6 避難路および指定緊急避難場所の安全確保

大規模災害が発生し、市民の避難が開始された場合、消防機関は警察機関と相互に協力し、避難路および指定緊急避難場所の安全確保を図る。なお、地震の場合には、消防機関は「震災時消防活動対策要綱」および「震災時消防団活動要綱」に基づき活動する。

(1) 消防機関の任務

ア 避難誘導経路の選定

消防機関は、避難指示が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災拡大経路および消防隊の運用等を勘案して、最も安全な誘導経路について災害対策本部および警察機関に通報する。

イ 避難誘導の実施

市民の避難が開始された場合には、広報車および当該地域に出動中の消防車両拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、消防団員に対して市民の誘導、避難指示の伝達の徹底に当たるよう要請する。

ウ 避難路、指定緊急避難場所の安全確保

火災が発生し、避難指示が発令された場合は、被災者の移動が完了するまでの間、指定緊急避難場所周辺の火災・延焼防止の消火活動を最優先で行い、誘導経路、避難場所の安全確保に努める。

(2) 各警察署の任務

ア 避難誘導員の配置

警察機関は、避難指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置する。

イ 避難誘導の実施

避難誘導員は夜間時の照明資材の活用等をはじめとして、安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故等が発生しないよう、適切な誘導を実施する。

ウ 指定緊急避難場所の警備

指定緊急避難場所等には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と綿密に連絡をとりながら、避難者の保護および指定緊急避難場所等の秩序保持に努める。

7 津波避難ビルの開設および避難者の受入

(1) 開設の方法

津波避難ビルの開設は、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されてから解除されるまでの期間とする。

津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合、津波避難ビルの鍵の配布をうけた者は、施設管理者や地域住民の協力を得て、速やかに津波避難ビルを開設する。

(2) 避難者の受入

ア 避難階

津波の浸水深等を考慮した上、津波避難ビルの上層階を使用する。

イ 受入場所

避難者の受入は、施設の屋上、階段の踊り場、廊下、会議室などのあらかじめ指定したスペースを充てるものとし、施設の管理に必要な事務室等は原則として受入場所として使用しない。

8 来訪者、入所者等の避難

(1) 避難誘導

市の公共施設および災害対策基本法における「防災上重要な施設」の管理者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画に基づき避難誘導を行う。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務もしくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員、来訪者の安全な避難を実施する。

(2) 避難の完了報告

大規模な災害が発生し避難指示が発令された各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、所轄部、本部へ避難の完了を報告する。

なお、連絡の方法は、一般加入電話、メール、FAX、防災行政無線（移動系）もしくは伝令による。

9 避難者情報の把握

市は、中長期にわたる避難者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の避難者の被害状況、配慮事項等を一元的に集約する避難者情報の把握に努める。

なお、情報照会等に関する手続き等については別に定める。

10 積雪期の避難

(1) 避難情報の伝達

屋外では音声情報が伝わりにくくなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報を伝達するよう留意する。

(2) 要支援者への配慮

足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

(3) 物資の提供

寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

第 17 節

避難場所・避難所の開設・運営

計画の方針

当該地域への避難情報発令時や災害発生時において、災害から直接命を守るための施設として必要な指定緊急避難場所を開設し、避難者を受け入れる。受け入れた指定緊急避難場所が指定避難所と兼ねる場合は、災害の沈静後、引き続き避難所として運営するか施設の状況等により検討する。

指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねていない場合や指定避難所として運営できない場合は、当該避難者を受入れ可能な指定避難所へ移動し、受け入れる。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

避難所運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、食物アレルギーなど個別の対応が必要となる要配慮者への対応、男女の視点の違いに十分に配慮し、市民が安心して避難できる環境づくりを行う。

また、地域住民、学校、行政との協働による避難所の開設、運営に努める。

その際、市は関係機関や関係団体と協力し、自家用車等への避難者や自宅でトイレ利用や入浴ができない自宅被災者に対し、仮設トイレおよび携帯トイレ、入浴サービスを提供し、避難者等の生活基盤の確保に努める。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	避難所等の開設、自主防災組織との協働による避難所運営、避難者名簿の作成、要配慮者への配慮、タオル・毛布等生活必需品の提供
風水害等による被害発生	防災関係機関への支援要請、トイレの被災状況（トイレ利用に関する需要）の確認、仮設トイレの設置の検討および処理施設の被害状況の確認、処理体制の決定
災害や異常気象等が沈静化	仮設トイレの設置
沈静化後 1 日以内	し尿収集・運搬・管理体制の確立
〃 3 日以内	自衛隊へ入浴支援要請
〃 1 週間以内	避難所の閉鎖・期間延長の判断、旅館・公衆浴場等へ協力要請、必要に応じて県、他市町村に応援要請
〃 1 か月以内	避難所の閉鎖

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	避難所等の開設
3 時間以内	避難者名簿の作成、トイレの被災状況（トイレ利用に関する需要）の確認、災害時支援協定締結先へトイレレンタルの打診
6 時間以内	自主防災組織と協働による避難所運営の実施、要配慮者への配慮、し尿処理施設の被害状況の確認、処理体制の検討
12 時間以内	防災関係機関への支援要請、携帯トイレの確保、仮設トイレの設置開始、動物の収容施設の確保、動物の食料等物資の確保
24 時間以内	し尿収集開始の検討、処理体制の決定
72 時間（3 日）以内	自衛隊へ入浴支援要請、動物救護に関して関係機関等との協力体制の確立、動物救護活動、相談窓口の設置、動物感染症の予防措置
1 週間以内	避難所の閉鎖・期間延長の判断、旅館・公衆浴場等へ協力要請、必要に応じて県、他市町村に応援要請、飼い主捜しの実施
1 か月以内	避難所の閉鎖

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 避難場所の開設	市民生活班、学校教育班	
2 避難所の開設	市民生活班、学校教育班、広報班	
3 避難所の運営	防災対策班、市民生活班、福祉班、健康支援班、学校教育班	秋田市医師会
4 トイレ対策	防災対策班、環境班、復旧班	し尿収集運搬業者
5 入浴対策	防災対策班、観光振興班、福祉班	自衛隊、秋田市旅館組合、公衆浴場環境衛生同業組合
6 動物の救護	健康危機管理班、動物園班、市民生活班	
7 広域避難	防災対策班	県、近隣市町村、運送事業者

1 避難場所の開設

(1) 災害種別ごとの指定緊急避難場所

使用できる指定緊急避難場所は災害種別（洪水、土砂災害、地震、津波）ごとに指定する。

(2) 指定緊急避難場所の開設と留意事項

各市民サービスセンターやコミュニティセンター、小中学校の多くは指定避難所の指定とともに指定緊急避難場所に指定しており、災害から命を守るための施設としていち早く開設する必要がある。施設の解錠については、市民生活班又は施設の管理者が迅速に行えるよう連絡体制を整備するとともに、地域住民との連携により施設のいち早い解錠について留意する。

2 避難所の開設

(1) 避難所収容の対象者

指定避難所の多くは、発災当初、命を守る指定緊急避難場所として避難者を受入れることから、災害の沈静後、住居等へ戻る避難者が多数想定される。避難所においてはそういった住居に戻るのことができない避難者等を引き続き収容する。

(2) 避難所の開設

避難所の開設は以下の点を踏まえ、「避難所開設・運営マニュアル」に基づいて行う。

- ア 施設の被害状況を踏まえ、継続使用の可否を確認する。
- イ 避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。
- ウ 市は、高齢者等避難もしくは、避難指示を発表したとき、又は市民の自主避難を覚知したときは、直ちに各避難所を開設する。
- エ 避難所の開設は市民生活班が行う。ただし、被害が市内全域にわたる場合や被害が甚大である場合などにおいては、全庁的な体制で対応を行う。
- オ 避難所は原則として事前に指定した施設とする。
- カ 避難所におけるプライバシーの確保等良好な生活環境の確保に努める。

◆資料編 25－2 避難所一覧表

(3) 臨時の避難所

災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置する。

- ア 既存の他の公共施設を利用する。
- イ 既存の他の施設（社寺・会社・工場等）を利用する。
- ウ 公共用地にテント等を設置する。
- エ 独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等を活用する。

(4) 避難所開設の報告

市は避難所を開設したときは知事に対し次の事項を報告する。

- ア 避難所開設の日時、場所、施設名
- イ 収容人員
- ウ 開設期間の見込み

(5) 避難所の開設期間

開設期間は、災害が発生した日から7日以内とする。ただし、「災害救助法」が適用された場合は、同法の定める期間とする。

(6) 避難所開設の周知

市（広報班）は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、収容すべき者を誘導する。

(7) 代替施設の確保

災害の様相が深刻で、市内に避難所を開設することができない場合、あるいは適当な建物又は場所がない場合は、県の協力を得て近隣市町村への収容、あるいは建物等を借り上げて開設する。

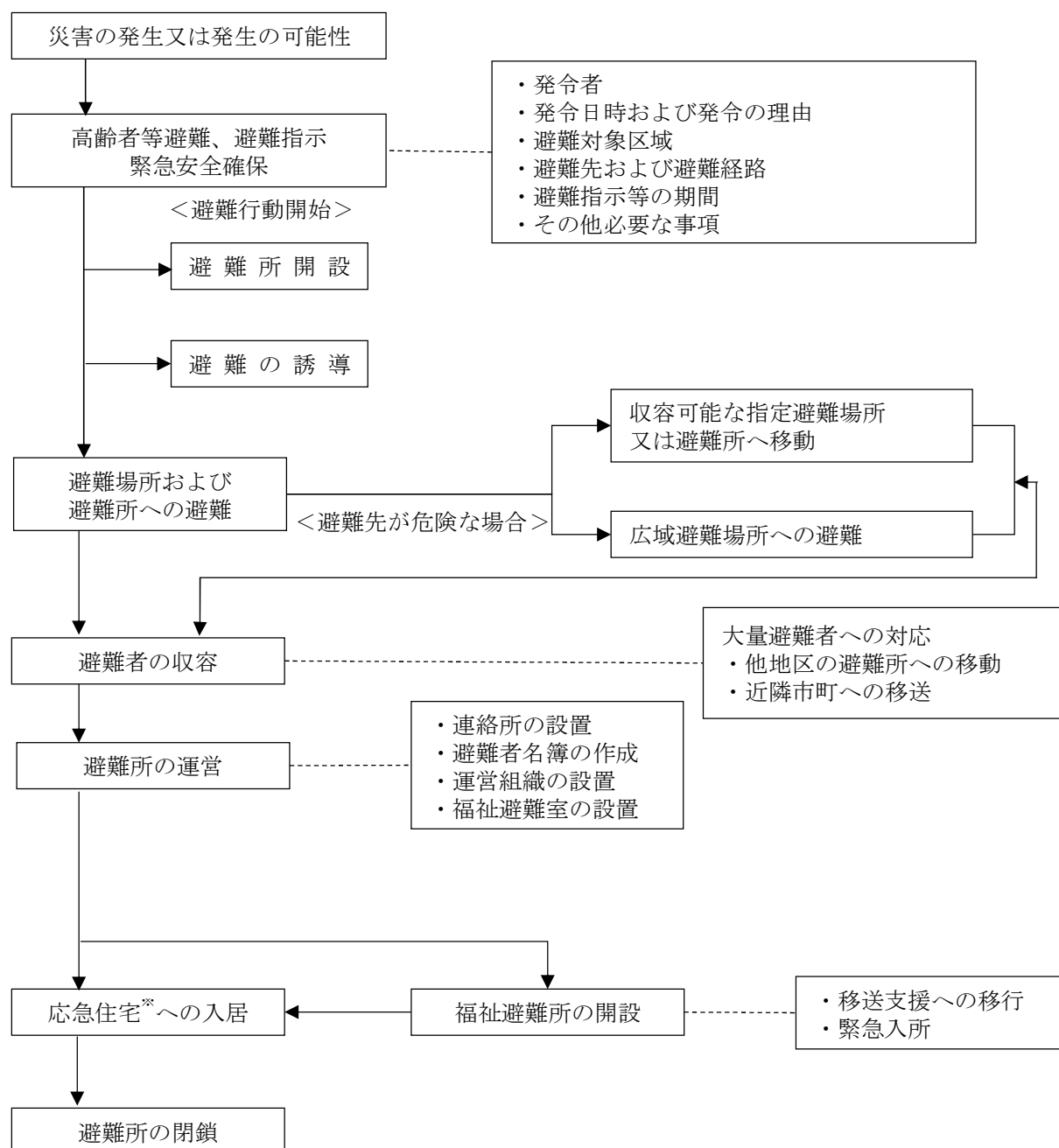
3 避難所の運営

(1) 運営の方針

避難所には担当職員を適切に配置し、人員の把握、保健衛生、清掃、物資の需給配分等、所内の維持に当たる。

なお、避難所における情報伝達、食糧、飲料水等の給付、清掃等の運営業務は、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた感染症への対策を十分に考慮する。



※「応急住宅」には、応急仮設住宅のほか、公営住宅、民間賃貸住宅等を含む。

図 3-17-1 避難所等の開設フロー図

(2) 管理運営体制

避難所の運営は、市民生活部長が派遣する職員（管理運営責任者）が担当する。

避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、管理運営責任者が、施設の管理者および地域の代表者等と連携をとりながら行う。

管理運営責任者は、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難者による自治組織を結成し、業務ごとのリーダーと併せてそれをサポートする者の選任を要請するとともに、避難者等との連携体制を構築し、次の事項についての的確に行う。

ア 避難所での秩序の維持（班の編成等）と衛生管理（仮設トイレ等）

- イ 避難者に対する情報伝達（特に避難者の住居周辺の被災状況や、ライフライン・道路等の復旧情報）
- ウ テレビ、ラジオ、ミニ広報紙、伝言板等の利用
- エ 仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底
- オ 避難所における情報の災害対策本部への連絡

なお、避難所における管理運営責任者の業務は、本部との連絡調整等の対外業務を主体とし、運営は原則として自治組織、自主防災組織、ボランティア等により行う。

また、施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営についても協力する。

(3) 運営方法

ア 避難所運営組織の設置

避難所の運営を円滑に行うため、避難所自治組織、管理運営責任者、施設管理者およびボランティア代表による協議の場を設け、調整を行う。

イ 世帯ごとの避難者名簿の作成整理

避難者名簿は、避難所運営のための基礎資料となるため、避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、管理運営責任者は、避難所運営マニュアルに定められた事項による避難者名簿を作成し、災害対策本部へ報告する。

災害対策本部では、避難者名簿をもとに被災状況の把握に役立てる。

ウ 避難所内の居住スペースの割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り、地域地区（町内会等）ごとにまとまりをもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（30人程度をめどとする）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

エ 食糧、生活必需品の要請、受取りおよび配給

管理運営責任者は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、本部長に報告し、本部長は産業振興部へ調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度、「避難所用物品受払簿」に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。

オ 避難所の運営状況の報告

報告は、各避難所の管理運営責任者が、市民生活班長へ報告する。

また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

カ 避難所の運営記録の作成

管理運営責任者は、避難所の運営記録として「避難所収容台帳」および避難所日誌を記入する。

キ 女性・高齢者等の参画の推進

- (ア) 運営組織には、男女両方が参画するようにするため、責任者や副責任者等、役員に女性も就くこととする。
- (イ) 女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりを行う。
- (ウ) 班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動（例えば、食事作りやその後片付け、清掃等）が性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。

(4) 避難所における生活環境の保護

避難所の生活環境には常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施する。

ア 避難者情報の管理

市（市民生活班）は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。

イ 要配慮者対策

- (ア) 管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における要配慮者について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。
- (イ) 管理運営責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食糧、生活必需品等の調達を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供するなど、避難所での生活について配慮する。
- (ウ) 避難生活の長期化など必要に応じて、福祉避難所（高齢者・障がい者福祉施設、特別支援学校等）への移動、福祉施設・病院等への緊急入所・緊急入院が行えるよう連絡調整を行う。
- (エ) 要配慮者が避難所での集団生活が困難である場合、市（市民生活班・福祉班）は、応急的措置として、避難所の教室・保健室等を活用し、要配慮者のための区画されたスペースを用意し、福祉避難室として対応する。
- (オ) 要配慮者は、避難所生活でも、生活を維持するために福祉サービスが必要となる。そのため、市（福祉班）は関係機関やサービス事業所と協力し、適切な福祉サービスを確保・継続できるように努める。
- (カ) 被災した体験や慣れない避難所での生活が続くことにより、身体的な疲労はもとよりストレスの蓄積により体調の変化やPTSD（心的外傷後ストレス障害）への進行が懸念されることから、市（健康支援班）は、専門家の協力を得ながら要配慮者のこころのケア相談に努める。
- (キ) 管理運営責任者は、保護者等と連絡が取れない、又は保護者が容易に判明しない年少者について、市と連携し保護者等の発見に努め、避難所において一時的な期間、付き添い者などに配慮する。同時に市は、児童相談所などの専門機関への情報提供および引き継ぎを行う。
- (ク) 避難所で生活する障がい児者とその家族への支援に当たっては、当事者の障害特性等に応じた合理的配慮を行うため、環境の整備に努めるとともに、当事者から合理的配慮の提供について求めがあった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、

合理的配慮を行う。

ウ 性別等への配慮

(ア) 避難所開設・運営への多様な視点の取り入れ、男女のニーズの違いへの配慮、避難所における妊産婦・乳幼児などへの配慮および安全・安心の確保に努める。

(イ) 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、女性専用の更衣室、授乳室および休憩等のための女性専用スペースの確保に努める。これらの設置に当たっては、パーティション等を活用するなどして、プライバシーの確保に努める。仮設トイレは、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置するとともに、障がい者、高齢者等に対する異性による介助利用や性的マイノリティの利用等を想定し、1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう努める。

(ウ) 避難所窓口には、女性が相談しやすいように、女性の窓口要員を配置する。

(エ) 女性や子供等に対する（性）暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置の検討、照明の増設、女性専用スペース等の巡回警備、男女ペアによる就寝場所の巡回警備、防犯ブザーの配付、注意喚起のためのポスター掲示など、女性や子供等の安全に配慮する。

また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

エ 医療・保健体制

市（健康支援班）は、避難者の健康・精神的ケアについて、保健師等による健康相談を行うほか、必要に応じて医師や医療救護チームを巡回派遣する。避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師の常駐等の措置を執り、避難所の衛生状況や被災者の健康状態を把握するとともに、状況に応じ、関係機関や専門職種と連携を図り、感染症の予防にも留意しながら、避難者の健康課題の解決や衛生環境の改善に努める。

また、市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

オ 避難所生活長期化への対応

市は、避難所生活の長期化に対応するため、必要な設備・機器を業者等から調達する。

また、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

(ア) 生活機器等の確保

冷暖房設備、冷蔵庫、炊事設備、洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機等生活機器の配備充実に努める。

(イ) 入浴施設および洗濯場の確保

自衛隊および関係機関との連携のもと仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図るほか、民間入浴施設の開放を要請する。

(ウ) プライバシー保護

避難者の世帯間を仕切る間仕切り、パーティション等を設置するよう努める。

(エ) 女性への配慮

女性が気兼ねなく着替えや授乳等ができる場所を確保する。

(オ) 長時間の停電対策

長時間の停電に備え、非常用電源の燃料の確保を行う。

(カ) 熱中症対策

熱中症対策として、必要に応じて冷房機、扇風機、冷風機、冷蔵庫や氷等の確保を行う。

(キ) 冬の寒さ対策の実施

災害が冬場に起きた場合の寒さ対策として、必要に応じて暖房器具や毛布、簡易ベッド等の確保を行う。

カ 食事療法等が必要な者への配慮

避難所において、アレルギーや腎疾患、糖尿病患者等で特別な食事が必要な者や食事制限がある者について把握し、必要な食糧の調達を手配するなどの配慮に努める。

キ 防犯対策

防犯対策として、必要に応じて警察等と連携し、犯罪やハラスメントの未然防止策を講じ、避難者が安心して避難生活を送ることができる環境の整備に努める。

(5) 管理運営上留意すべき事項

ア 避難所の維持管理体制の確立

イ 災害対策本部からの指示および伝達事項の周知

ウ 避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告

エ 自治組織、施設管理者および行政による連携

オ 避難者の要望、苦情等の取りまとめ

カ 環境衛生保護と維持

キ 避難者の精神的安定の維持

ク 施設の保全管理

ケ トラブル発生の防止

コ 避難所開設の早い段階からパーティションや簡易ベッドの設置

サ 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施

(6) 学校等の避難所対応

ア 教育部の基本的対応

学校施設の管理者は、臨時校舎の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については管理運営責任者と連絡・調整を図りながら行う。

イ 教職員による避難所対応への支援

児童生徒の在校時、在校していないときに関わらず、学校等が避難所として開設される

場合に備え、あらかじめ各学校等に初動体制の支援に当たる教職員を決めておく。

教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、児童生徒に関する指導等、本務に支障のない範囲内で避難所の運営を支援する。

ウ 避難所運営の責任

避難所の運営についての責任は、本部からあらかじめ指定され、派遣された責任者にあるが、施設設備の使用等を含めて、学校等の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行いその運営に当たる。なお、責任者の指定に当たっては、できるだけ避難所（学校）の近くに居住する者を充てる。

4 トイレ対策

(1) トイレの確保

ア 被災状況の確認

職員の配置・巡回により、避難所の状況および上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。トイレの確認については、事前に策定した「避難所開設・運営マニュアル」に基づいて行う。

イ トイレの確保

(ア) 備蓄携帯トイレ、組立トイレによる対応

- a 避難者の概数を把握する。
- b 避難者に対して携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。
- c 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回収、県からの緊急供給で補う。

(イ) 仮設トイレ（レンタル）およびトイレ用品による対応

- a 避難所等に調達を要する仮設トイレおよびトイレ用品の種類ごとの概数を把握する。
- b 支援協定先へ仮設トイレのレンタル供給を依頼する。
- c 調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。

ウ 市民・企業等の対応

災害発生から3日間程度に必要な携帯トイレは、原則として家庭および企業等における備蓄で賄う。

(2) 快適な利用の確保

ア トイレ使用方法の周知

市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分および災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ トイレの衛生管理

(ア) 運営体制の確立

トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、おおむね24時間以内に確立する。

(イ) 物資の供給および衛生管理

市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所等の状況に応じて避難者や避難

所運営ボランティアとの連携のもとで定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

(ウ) くみ取りの実施

市は、避難所等のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

◆資料編 26－5 し尿収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

ウ 快適性向上への対策

(ア) 自己処理型トイレの設置

市は、避難所の運営が長期にわたる場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理型トイレを設置する。

(イ) 快適に利用するための配慮

市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極的配置、女性や子供に対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者用トイレの設置

避難所に要配慮者用トイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用簡易トイレを配備する（おおむね 24 時間以内）。

イ トイレ利用への配慮

避難所等においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助等の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

5 入浴対策

(1) 入浴施設の確保

ア 旅館組合等への協力要請

市内の旅館組合等への協力要請を行う。市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は、県や入浴施設を有する他市町村に応援要請を行う。

イ 公衆浴場の再開支援

業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境等を確保する。

ウ 仮設入浴施設の設置

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。

エ 被災者への広報

市は、被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

オ 積雪期の対応

冬期間は、特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 交通手段の確保

市は、要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。

イ 利用への配慮

要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等を確保する。

ウ 広報の徹底

要配慮者への入浴施設情報の広報を徹底する。

6 動物の救護

(1) 特定動物・ペットの対策

ア 飼い主の役割

大規模災害時、原則として、ペットの飼い主は、人の安全を確保した上でペットを連れて避難する。避難所によりペットの受け入れが不可の場合は、ペット受け入れ可の避難所への避難指示に従う。

また、日頃からペットに対してケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札などの装着、ワクチンの接種および動物用避難用品の確保に努める。

イ 実施機関の役割

緊急時の対応として、担当班等は、県や関係各機関の協力を得ながら実施する。

ウ 実施の方法

(ア) 特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。

(イ) 被災動物の収容施設を確保する。

(ウ) 被災動物の食料を確保する。

(エ) 動物感染症の予防措置および負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。

(オ) 動物園においては、動物の逃走を防ぐために、獣舎の構造を強化するとともに平常時からフェンスや金網を適切に管理し、災害発生時には速やかに点検を行って必要な措置を講じる。

(2) 避難所のペットの管理

ア 避難所での対応

市は、大規模災害時、住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供に努めるとともに、同行避難ができることと指定した避難所において、同行避難したペットのためのスペースの確保に努める。

原則的には、飼い主が動物の管理を行うことになるが、さまざまな人が集まり共同生活をする避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、避難所の運営担当者が指定するスペースにおいて飼育する。

イ 避難所での管理

避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。

管理運営担当者は、避難所開設・運営マニュアルに基づき、被災者および在宅被災者が所有するペットについて、「愛護動物管理台帳」を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て飼育用スペースにおいて管理に努める。

(3) 関係者との連携

市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

7 広域避難

(1) 体制の構築

市は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、他の市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との間における応援協定の締結や、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(2) 広域避難の要請

市は、災害が発生するおそれがある場合において、他市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合は、他の市町村や県と協議の上、受入れを要請する。

(3) 関係機関における連携

国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

また、国、指定行政機関、公共機関、地方公共団体および事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(4) 広域避難の受入に係る準備

市は、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第18節 帰宅困難者支援

計画の方針

大規模災害が発生し、公共交通機関が停止して、多数の帰宅困難者が発生した場合、市および関係機関は、帰宅困難者への支援に努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	帰宅困難者への情報提供 一時滞在施設の確保、施設への誘導
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	徒歩帰宅者支援の実施

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	帰宅困難者への情報提供 一時滞在施設の確保、施設への誘導
6時間以内	
12時間以内	
24時間以内	
72時間（3日）以内	徒歩帰宅者支援の実施

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 市による帰宅困難者支援	防災対策班、広報班、交通班	
2 関係機関による帰宅困難者支援		公共交通機関の運行管理者、 駅・空港等の施設管理者

1 市による帰宅困難者支援

(1) 帰宅困難者に対する各種情報等の広報

市は、帰宅困難者に対し、第8節「災害時の広報・広聴活動」2 広報手段により広報するとともに、所属する組織（会社・学校等）へ避難するか、所属組織の建物への避難ができない場合は、一時滞在施設への避難を呼びかける。

さらに、家族・親戚等の安否確認手段については、携帯電話機又は公衆電話（避難所等設置災害時特設公衆電話）機からN T Tが開設する災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（w e b 171）、携帯電話各社の災害用伝言板サービスの利用を促す。

(2) 一時的に滞在できる施設の確保

市は、関係機関と連携し、公共施設や民間事業所の協力による一時滞在施設の確保を行う。
なお、一時滞在施設では、毛布等の防寒用品、食料および飲料水等の物資の提供に努める。

(3) 公共交通機関運行状況等の情報提供

市は、公共交通機関等と連携し、帰宅困難者に対し、広報車、市ホームページ、防災ネットあきた等により、公共交通機関の運行状況等の情報提供を行う。

(4) 徒歩帰宅支援の実施

市は、県と連携し各公共施設のほか、銀行・コンビニ店舗などを徒歩帰宅者の一時休憩所とするとともに、水、電源等の提供による徒歩帰宅者のための支援を行う。

2 関係機関による帰宅困難者支援

公共交通機関の運行管理者および駅・空港等の施設の管理者は、市と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保ならびに毛布等の防寒用品および飲料水等の物資の提供に努めるとともに、運行情報を随時提供するよう努めるものとする。

第19節 避難所外避難者への支援

計画の方針

平成28年の熊本地震では、余震の恐怖から避難場所を自家用車に求め「車中泊」をする被災者が数多く見られた。プライバシーやペット等の問題から自宅敷地でテント等で寝泊まりする被災者も見受けられた。今後の地方都市の災害でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

これらの被災者は、「やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者」であることから、災害対策基本法第86条の7により、避難所の被災者と同様に、食料・日用品等の提供、情報の提供、健康指導、保健医療福祉サービスの提供などの必要な支援に努める。

また、特に車中泊においては、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、その予防方法を周知する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	避難者数・内訳の把握、食糧等配布状況の周知、 エコノミークラス症候群等の予防、保健指導

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	
12時間以内	
24時間以内	
72時間（3日）以内	避難者数・内訳の把握、食糧等配布状況の周知 エコノミークラス症候群等の予防、保健指導

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 避難所外避難者の把握	市民生活班	
2 避難所外避難者への支援	市民生活班、健康支援班	
3 健康対策	健康支援班	

1 避難所外避難者の把握

(1) 車中泊避難者・指定外避難所の状況調査（発災後3日以内）

被災者は、自宅近くにいたいという強いニーズや様々な事情や目的があり、避難所以外の車、テント、神社、ビニールハウス、公的施設等に避難することが考えられる。

このため、町内会等や、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努める。

(2) 避難所外避難者の自己申告

車中泊避難者等の避難所外にいる避難者は、市、消防、警察又は最寄りの避難所に現況を連絡する。

2 避難所外避難者への支援

市は、避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、必要な支援を行うため、在宅避難者のための支援拠点の設置や車中泊避難のためのスペースの確保に努める。

また、各拠点においては、物資等の提供のほか、支援情報等の提供に努める。

(1) 新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど）

(2) 食糧・物資の供給

(3) 避難者の健康管理、健康指導

(4) カーラジオ（FMラジオ等）を利用した情報の提供

3 健康対策

被災した家屋や車中泊等、避難所以外で長期にわたり生活している避難者の健康状態や生活環境の状況を把握するため、保健師等による健康調査を実施するとともに、要支援者をリストアップし、必要に応じて医療、こころのケア相談所につなげる。

また、必要な保健指導を実施する。

(1) エコノミークラス症候群の予防

避難所外避難者は、運動不足やトイレに行く回数を減らすため、水分摂取を控え、エコノ

ミークラス症候群を発症する可能性が高くなる。市は、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、次の事項を避難者に呼びかける。

ア 時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。

イ こまめに十分な水分を摂る。

ウ アルコールを控える。

また、できれば禁煙する。

(2) 排気ガス車内充満の予防

豪雪時の車利用には、排ガス車内充満等の危険性もあるため、マフラー付近の除雪を心がけるように呼びかける。

第 20 節

要配慮者の安全確保

計画の方針

災害時において高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、自力では避難できない場合や、的確な避難情報の把握や地域住民との連携不足等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な対策を行う。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	地域住民等による要配慮者への情報伝達、 地域住民等による避難所や安全な場所への避難誘導、 要配慮者の避難状況の把握、安否確認
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認
沈静化後 1 日以内	保健・福祉相談窓口の設置
〃 3 日以内	福祉避難所等への移動、保健・福祉巡回サービスの開始
〃 1 週間以内	
〃 1 か月以内	
〃 3 か月以内	仮設住宅転居者等の健康相談を開始

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	地域住民等による要配慮者への情報伝達、 地域住民等による安全な場所への避難誘導
3 時間以内	地域住民による避難所への避難誘導
6 時間以内	要配慮者の避難状況の把握、安否確認
12 時間以内	社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認
24 時間以内	福祉避難所等への移動、保健・福祉相談窓口の設置
72 時間（3 日）以内	保健・福祉巡回サービスの開始
1 週間以内	
1 か月以内	
3 か月以内	仮設住宅転居者等の健康相談を開始

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 社会福祉施設入所者等の安全確保	福祉班	自主防災組織、市民、ボランティア団体等
2 在宅の要配慮者の安全確保	福祉班	民生委員・児童委員、自主防災組織、市民、ボランティア団体等
3 外国人の安全確保	企画班、広報班	ボランティア等

1 社会福祉施設入所者等の安全確保

(1) 救助および避難誘導

社会福祉施設等の管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助および避難誘導を実施する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助および避難誘導を援助するために職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。

また、近隣の社会福祉施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送および受入先の確保

社会福祉施設等の管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市（福祉班）は、施設管理者等の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設および他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

(3) 食糧、飲料水および生活必需品等の調達

社会福祉施設等の管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

市（福祉班）は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達および配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

社会福祉施設等の管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設および市等に対し応援を要請する。

市（福祉班）は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市（福祉班）は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

2 在宅の要配慮者の安全確保

(1) 安否確認の実施

市から避難指示等が発令された時、地域の自主防災組織、町内会等又は民生委員・児童委員は、「避難支援対象者名簿（避難行動要支援者名簿）」をもとに避難行動要支援者への情報伝達、避難行動の支援を行う。

また、避難行動要支援者の被災状況については、速やかに市福祉総務課など関係部局で取りまとめ、災害対策本部等に報告をするものとする。さらに、大規模災害の発生により、要支援者の身体、生命の危険がある場合、秋田市災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リストにより、安否確認等を行う。

市（福祉班）は、住宅等の広範な倒壊や火災の発生に伴い、交通網の寸断や、電気・水道・ガスなどのライフラインの途絶など都市機能が壊滅的な被害を受け、死傷者等人的被害も多発している場合など（震度5強以上の震災等）、避難支援対象者の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるときには、市で保管している「避難支援対象者名簿（全体版）」を活用し、自主防災組織や町内会等、民生委員・児童委員等と協力し、すべての避難支援対象者の安否確認を行い、地域からの安否確認情報に応じて、必要な対応を講ずる。

市（福祉班）は、自主防災組織、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア等により、個別避難支援プランをもとにあらかじめ定めた役割分担によって、要配慮者の避難支援および救助を行う。

(2) 福祉避難所の開設

市（福祉班）は、避難生活の長期化が予測される場合などには「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」に基づき、要配慮者のための「福祉避難所」を確保できるよう、関連施設管理者に開設を要請するとともに、避難所の中にも要配慮者が避難できるスペース（福祉避難室）の確保に努める。

また、福祉避難所が開設された場合は、受入体制が整い次第、災害派遣福祉チーム（DWAT）の活用などにより、対象者をスクリーニングして受け入れる。

(3) 要配慮者の状況調査および情報の提供

在宅や避難所で生活する要配慮者については、安全確保対策を的確に行えるよう状況把握を早期に行うことが必要である。

市（福祉班）は、民生委員・児童委員、ホームヘルパーおよびボランティア等の協力を得てチームを編成し、要配慮者のニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食糧・飲料水、生活必需品等の確保と配布を行う際の要配慮者への配慮

市（福祉班）は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。
また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・福祉巡回サービス

市（福祉班）は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・福祉相談窓口の開設

市（福祉班）は、災害発生後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

3 外国人の安全確保

(1) 外国人の避難誘導

日本語を解さない外国人は、災害時において、地理的不案内、生活習慣の違いなどのために適切な行動をとることが困難な場合が多い。そのため、災害時には、国際交流関係機関や秋田県災害多言語支援センターと協力し、外国語による情報提供等を行い外国人の安全を図るよう努める。

(2) 安否確認、救助

市（企画班）は、警察、近隣住民、語学ボランティア等の協力を得て、避難支援対象者名簿等に基づき外国人の安否の確認を行い、必要な対応を講ずる。

(3) 情報の提供

ア 避難所および在宅の外国人への情報提供

市（企画班）は、避難所や在宅の外国人への安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、市ホームページ等による情報の提供

市（広報班）は、外国人に適正な情報を伝達するため、広報あきた、テレビ、ラジオ、市ホームページ、SNS等を活用して外国語による情報提供に努める。

(4) 外国人に対する相談窓口の開設

市（企画班）は、罹災相談所内に外国人に対する「相談窓口」を設置し、語学ボランティアの協力を得て生活相談に応じる。

また、県および他市町村とも連携し、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第21節 学校等における応急対策

計画の方針

市（教育部および各学校長）は、災害が発生した場合は児童生徒の安全確保を最優先し、災害のため平常の学校教育の実施が困難となった場合は、緊密に連携し、県教育委員会など、関係機関の協力を得て、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するとともに、社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置を実施する。

なお、県立学校、私立学校、秋田大学附属学校についても同様の対策を講ずるよう要請する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	在校児童生徒の避難・安全確認、避難所開設・運営協力
風水害等による被害発生	保護者への安否情報の提供、被災状況の把握
災害や異常気象等が沈静化	児童生徒の帰宅又は保護継続
沈静化後1日以内	学校再開の時期等の判断・準備
〃 3日以内	学用品等の手配
〃 1週間以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	在校児童生徒の避難・安否確認、 避難児童生徒等の安全確保、被災状況の把握および報告
3時間以内	保護者への安否情報の提供、 児童生徒の帰宅又は保護継続、避難所開設・運営協力
6時間以内	授業実施の判断および連絡
12時間以内	
24時間以内	非在校児童生徒の安否確認
72時間（日）以内	
1週間以内	学用品等の手配、学校再開の時期等の判断・準備

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害発生直前直後の体制	学校教育班、消防部	各警察署
2 応急教育の実施	学校教育班	県教育委員会
3 教科書、学用品の調達および支給	学校教育班	県教育委員会
4 授業料の減免等	学校教育班	(独)日本学生支援機構
5 学校給食対策	学校教育班	県教育委員会、 (一財)秋田市学校給食会

1 災害発生直前直後の体制

適切な避難の指示により児童生徒の安全を確保するとともに、災害の規模、児童生徒および学校施設の被害状況を把握し、必要に応じ臨時休校等の措置をとる。

(1) 非常体制の確立

ア 教職員の非常招集

学校長等は教職員を非常招集するとともに、あらかじめ定めた災害時の体制を確立する。

イ 情報等の収集・伝達体制

(ア) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

(イ) 学校長等は、関係機関から災害に関する情報や気象警報等を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、テレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

(ウ) 学校長等は、児童生徒および学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を、教育委員会およびその他の関係機関に報告する。

ウ 協力体制の確立

市は、警察署、消防署（団）および保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立する。

(2) 児童生徒の避難等

在校時に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、以下により児童生徒の避難を実施する。

ア 情報の伝達

児童生徒への災害情報の伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮して行う。

イ 避難の指示

学校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

ウ 避難の誘導

学校長等および教職員は、児童生徒の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市教育委員会や消防署、警察署など関係機関の指示および協力を得て行う。

また、避難や負傷者の搬送に利用する交通路については、その安全性を十分に確認したのちに利用する。

エ 休校措置

学校長等は、教育委員会と協議し、必要に応じて臨時休校措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、特に低学年児童にあっては教職員が地区別に付き添うか、又は保護者に連絡の上、直接引き渡すなど、安全を確保する。

オ 下校時の危険防止

学校長等は、下校途中における危険・事故を防止するため、児童生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校、又は教職員による引率等の措置を講ずる。

カ 校内保護

学校長等は、災害の状況により、児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。

なお、市教育委員会に対し、速やかに児童生徒数その他必要な事項を報告する。

キ 保健衛生

学校長等は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒の保健衛生について必要な措置を講ずる。

(3) 在校時以外の措置

ア 休校措置

休日や夜間、早朝（登校前）に休校措置を決定したときは、直ちに各学校等で定める緊急時連絡網などにより、保護者又は児童生徒に徹底させるとともに教育委員会に報告する。

イ 安否確認

市および各学校長等は、災害発生が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統を用いて体制を整え、児童生徒の安否確認を行う。

(4) 被害状況の把握と報告

学校長等施設の管理者は、適切な緊急避難の指示をするとともに、災害の規模、児童生徒および学校施設の被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

2 応急教育の実施

被害程度および状況に応じて、代替施設の確保に努める。

また、教員の確保が困難な場合は、市教育委員会管内での調整や県教育委員会に対する補助

教員の配置の要請等を行い、応急教育の実施に努める。

市（学校教育班）は、被災した学校等の教育活動を早期に再開するための措置を講ずる。特に被災した学校が一部の地域に限られる場合には、無被災地域の学校による応援協力は応急教育に際して大きな支えとなることから、学校間における施設や教職員等に関する相互協力体制を整備する。

(1) 文教施設の確保

市（学校教育班）は、教育施設等の確保に努め、教育活動を早期に再開するため次の措置を講ずる。

ア 校舎の被害程度を速やかに把握し、応急修理可能な場合は、できる限り速やかに補修し、施設を確保して授業の再開に努める。

イ 被災により校舎の一部が利用できない場合は、被災をまぬがれた教室などを利用する。学校運営ならびに安全管理上緊急に修理を要する所については応急修理又は補強をするなど学校教育に支障を及ぼさないよう措置を講じ、合同又は二部授業を行うなどして、できる限り休校を避ける。

ウ 被災により一時使用不可能になった校舎が、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。

エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散して授業を実施する。

余裕のある学校がない場合は、公民館、体育館その他の公共施設等を利用して授業を行う。

オ 教育施設が確保できない場合は、プレハブ等の仮校舎を建設する。

カ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば早急に校舎の再建計画を立て、その具体化を図る。

(2) 教員の確保

市（学校教育班）は、災害発生時における教員の確保のために次の措置を講ずる。

ア 参集体制の整備

災害の規模、程度に応じた教員の参集体制を整備する。

イ 被災により教員を確保できない場合の処置

(ア) 少数の場合は、学校内で調整する。

(イ) 学校内で調整できない場合は、市教育委員会管内で調整する。

(ウ) 県教育委員会に対し補助教員の配置を要請する。

(3) 被災児童生徒の保護

ア 健康診断の実施

市（学校教育班）は、被災地域の児童生徒に対して、感染症、食中毒等予防のため臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努める。

イ 児童生徒への指導

学校長は、児童生徒に対し、災害によって生じた危険な場所には近づかないように指導の徹底を図る。

(4) 学校飼育動物の保護

- ア 被災動物の集中管理場の確保に努める。
- イ 動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿処理等の環境保全に努める。
- ウ 被災動物の飼料不足が発生しないよう、飼料調達に努める。

3 教科書、学用品の調達および支給

被災により就学上著しく支障のある児童生徒がいる場合、教科書、学用品等を調達し支給する。

また、文房具、通学用品を喪失又は棄損し、しかも災害のため直ちに入手が困難な児童生徒の人員、品目を調査の上、その確保に努める。

(1) 対象者

- ア 災害によって住家に被害を受けた児童生徒
- イ 小学校児童、中学校生徒および高等学校等生徒
- ウ 学用品がなく、就学に支障を生じている児童生徒

(2) 支給の品目

- ア 教科書および教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 教科書等の確保

ア 支給の方法

(ア) 教科書の調達・支給は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、県に報告するとともに教育委員会において一括調達し、学校長を経て速やかに支給する。

市（学校教育班）は、自ら学用品等の支給の実施が困難な場合は、県へ学用品等の支給の実施、調達について応援を要請する。

(イ) 教科書販売会社と連絡をとり、必要冊数を確保し、支給する。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第48節「災害救助法の適用」も参照のこと。

4 授業料の減免等

市は市立高等学校、公立美大附属高等学院の生徒、公立美術大学の学生が被害を受け、学資

の負担に堪えられなくなった場合は授業料の減免の措置に係る周知、相談体制の確保に努める。

奨学金についても独立行政法人日本学生支援機構に対し、貸付枠の拡大を図られるよう要請する。

5 学校給食対策

災害により給食ができないときは、以下の措置を行う。

(1) 応急措置

ア 学校給食施設、設備および給食物資の納入業務の被害状況を速やかに把握し、学校給食が困難な場合には中止等の措置をとる。

イ 被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策を立て、速やかに実施する。

(2) 応急復旧

ア 給食調理場、給食用設備等の清掃および消毒を徹底的に実施し、衛生管理に努める。

イ 児童、生徒、学校職員の感染症の発生状況を調査確認し、必要に応じ保健所等と協力し、防疫措置を講ずる。

第22節 児童生徒のこころのケア

計画の方針

児童生徒が災害から受けるこころの衝撃は大人よりも大きいと言われ、こころや身体の不調が大人と違った形で現れる傾向がある。精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、精神的な不調等へ適切に対応して、児童生徒のこころの健康保持・増進に努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	児童生徒の心身の健康観察、こころのケア
〃 3日以内	カウンセラー派遣計画の作成
〃 1週間以内	児童生徒・保護者への説明、カウンセリングの実施
〃 1か月以内	医療機関の受診勧奨（症状が1か月継続している児童生徒）

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	
12時間以内	
24時間以内	児童生徒の心身の健康観察、こころのケア
72時間（3日）以内	カウンセラー派遣計画の作成
1週間以内	
1か月以内	児童生徒・保護者への説明、カウンセリングの実施 医療機関の受診勧奨（症状が1か月継続している児童生徒）

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 カウンセラー派遣計画の作成要請	学校教育班	（県）教育委員会、 秋田県臨床心理士会
2 カウンセリングの実施	学校教育班	（県）教育委員会

1 カウンセラー派遣計画の作成要請

市は、学校開始直後から各校へカウンセラーを派遣できるよう、県教育委員会と連絡・調整を行い、カウンセラー派遣計画を作成する。

2 カウンセリングの実施

(1) 児童生徒・保護者への説明

市は、カウンセラー派遣計画について、迅速かつ確実に各学校へ通知するとともに、各校から児童生徒や保護者へ一斉メール等を利用して説明するよう指示する。

(2) 健康調査・カウンセリングの実施

カウンセリング実施に係る健康調査等のストレスチェックを実施するとともに、臨床心理士による児童生徒への早期カウンセリングを実施する。

(3) 相談窓口等での対応

家庭教育相談（ぐりーん・えこー）や児童生徒に関する施設・相談窓口では、こころのケアに十分配慮した対応を行い、関係機関と連携を取りながら、適切な対策を実施する。

第23節 応急保育の実施

計画の方針

災害時の保育は、乳幼児をもつ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児の精神的安定を確保する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	教育・保育施設の被害状況の把握
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	乳幼児の被災状況の把握
〃 3日以内	教育・保育計画の作成
〃 1週間以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	
12時間以内	教育・保育施設の被害状況の把握
24時間以内	乳幼児の被災状況の把握
72時間（3日）以内	教育・保育計画の作成
1週間以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施体制の確立	子ども班	各教育・保育施設
2 応急保育の実施	子ども班	各教育・保育施設

1 実施体制の確立

(1) 実施機関

応急保育は子ども班が指示し、各教育・保育施設が実施する。

(2) 復旧体制の確立

教育・保育施設の長は、職員を掌握して施設の整理を行い、乳幼児の被災状況を把握し、子ども未来部長と連携し、復旧体制の確立に努める。

(3) 連絡体制の確立

子ども未来部長は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、教育・保育施設の長はその指示事項の徹底を図る。

2 応急保育の実施

(1) 通所の可否による保育の実施

ア 通所可能な乳幼児について

通所可能な乳幼児については、災害対応マニュアル等に基づき、各教育・保育施設において保育する。

イ 通所できない乳幼児について

被災により通所できない乳幼児については、地域ごとに実情を把握するよう努める。

(2) 保育所での対応

ア 入所している乳幼児以外の受け入れについて

入所している乳幼児以外の受け入れについては、可能な限り、災害対応マニュアル等に基づき、対応するよう検討する。

イ 長期間教育・保育施設が使用できない場合

災害等により長期間教育・保育施設として使用できない場合、子ども未来部長は、関係機関と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、教育・保育施設の長に指示して、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努める。

第24節 防疫・保健衛生対策

計画の方針

被災地における防疫、保健衛生に万全を期し、これを迅速に実施して、感染症や食中毒発生等の防止を図り、また、市民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	避難者の輸送
風水害等による被害発生	食品の衛生確保、炊き出し等の衛生指導、 避難所の環境整備
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	防疫資機材の調達、感染症の予防
〃 1週間以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	
12時間以内	食品の衛生確保、炊き出し等の衛生指導、 井戸水等の衛生指導
24時間以内	避難場所の環境整備
72時間（3日）以内	防疫資機材の調達
1週間以内	感染症の予防

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 防疫対策	健康危機管理班	
2 食品の衛生監視	健康危機管理班	
3 防疫用薬品、資機材等の 調達	健康危機管理班	

1 防疫対策

(1) 防疫の実施機関

ア 活動に当たっては、保健部が担当する。

イ 本市単独の措置が不能の場合は、近隣市町や県、国、その他関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 防疫の実施方法

市（健康危機管理班）は、災害対策本部、生活班等と連携し、家屋の床上、床下浸水の状況把握、感染症患者の発生届の受理、ならびに市民に対する予防教育および広報活動に努め、災害規模に応じ防疫班を編成する。

また、災害時の防疫措置に必要な薬剤、器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。

ア 防疫措置情報の収集・報告

市（健康危機管理班）は、災害発生後、県、警察および消防等とも連絡を取り、被害状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、診断した場合、又は疑いのある場合は保健所（健康危機管理班）への届出を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる避難所との連絡を密にする。

イ 薬剤・防疫資機材・人員等の確保

原則として、個人又は所有者が調達するが、状況により市（健康危機管理班）は、災害時の防疫措置に必要な薬剤や器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。

(ア) 薬剤等

市で備蓄保管している薬剤等を確認し、不足分については県にあっせんを要請するとともに、業者より購入する。

(イ) 防疫班の編成

防疫班を災害規模により編成し、感染症の予防に関する活動を実施する。

ウ 感染症の予防

(ア) 感染症予防に関する広報

a 市（健康危機管理班）は、感染症予防のための情報を、新聞やテレビ・ラジオ等のメディアの協力を得て、広報するほか、地区組織等の協力を得て速やかに感染予防の指導を行う。

b 避難所等における手洗い方法やトイレの衛生管理等の指導を行う。

c 床上浸水については、屋内の清潔方法や消毒方法、家屋周辺の清潔方法を指導する。

(イ) 消毒の実施

保健所長の判断に基づき消毒を実施する。

なお、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第

114号。以下、「感染症法」という。)第27条の規定により、知事は、感染症患者もしくはその保護者又はその場所の管理者等に対し、消毒を命ずることができる。

また、災害の状況により感染症の患者等による消毒が実施不可能等の場合は、法第27条の規定により知事は市に消毒を指示することができる。

(ウ) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法第28条の規定により保健所長が定めた地域で実施する。

エ 感染症患者等の発生対応

市(健康危機管理班)は、感染症法に基づき速やかに対応する。

(3) 防疫の記録整備

市(健康危機管理班)は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を保健所長に報告する。

2 食品の衛生監視

(1) 実施機関と体制

市(健康危機管理班)は、食品衛生や環境衛生を確保するため、班を編成し、監視、指導を行う。

ア 食品・環境衛生監視指導班の構成

班の構成は、食品衛生監視員や環境衛生監視員が中心となるが、状況によっては、職務経験者やボランティア等の協力要請を行う。

職務経験者については、あらかじめ作成した協力者名簿を活用する。

イ 食品衛生協会、生活衛生同業組合との協力体制の確立

関係営業施設における衛生管理の周知徹底に当たっては、営業者団体との情報交換や協力が必要であることから、その体制を確立し、対策を実施する。

ウ 分析機関との連携

食中毒発生時の微生物検査や井戸水等の水質検査などの件数増大が予想されるため、緊急時の受入れ体制の確立等において分析機関との連携を図る。

表 3-24-1 防疫・保健衛生連絡リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
秋田県庁	生活衛生課	山王四丁目 1-1	860-1592	860-3856
秋田県健康環境センター	保健衛生部	千秋久保田町 6-6	832-5005	832-5938
秋田県動物愛護センター分所		浜田字神坂 160	828-6561	828-6562
秋田食品衛生協会	協会事務局	八橋南一丁目 8-3 (秋田市保健所内)	866-9875	866-9876
(公社)秋田県 獣医師会秋田支部	事 務 局	中通六丁目 7-9 (畜産会館内)	835-1031	832-2274
(公財)秋田県 総合保健事業団	児桜検査セ ンター	寺内児桜三丁目 1-24	845-5100	845-9255
(株)秋田県分析化学センター		八橋字下八橋 191-42	862-4930	862-4028
秋田県 ペストコントロール協会		外旭川字三後田 175 ((株)ダイナミックサ ニート内)	868-0522	868-5211
厚生労働省健康・生活衛生局	食品監視安 全課		03-5253-1111	03-3503-7964
厚生労働省東北厚生局 健康福祉部	食品衛生課		022-726-9264	022-204-8607

(2) 実施の方法

市（健康危機管理班）は、次により食品衛生および環境衛生の監視を行う。

ア 食品営業施設に対する監視指導

(ア) 食品営業施設の衛生管理

- a 調理場および食材調達から調理・保存等に至るまでの衛生管理を徹底する。
- b 営業施設の供給能力を超えないよう注意する。
- c 食中毒の発生しにくいメニューとする。

(イ) 他県業者の営業施設について

他県業者が製造した食品については、その自治体に輸送時間を考慮した衛生管理について指導を要請する。

イ 救護食品に関する啓発の指導

(ア) ラベル記載内容の確認等

消費期限、賞味期限、製造者等を確認する。

(イ) 保管方法と保存期間

- a 冷蔵庫の有無にかかわらず、食品の保存はできるだけ避け、早めに消費する。
- b やむを得ず常温保管する場合は、季節、室温、湿度、日差し等に注意し、冷暗所を選ぶ。

(ウ) 非加熱食品はできるだけ提供しない。

(エ) 幼児・高齢者・易感染者に対する注意

感染・発病の危険性が高いため、安全性の高い食品を提供する。

ウ 炊き出し施設に対する衛生指導

(ア) 食品の衛生的な取扱い

食品の食材調達から調理・保存・提供に至るすべての工程で「食品を汚さない」「加熱する」「細菌を増やさない」を原則とした衛生管理を徹底する。

(イ) 調理場所の衛生管理

十分な洗浄、消毒、乾燥等およびねずみ族・昆虫の侵入防止に努める。

(ウ) 食器の衛生指導

安全な水を使用できないところでは、使い捨て食器やペーパータオル等の使用を図る。

(エ) 調理者等の衛生指導

a 下痢をしている人、傷をもっている人、化膿創のある人、体調の悪い人等は炊き出しや食事のサービスに従事しない。

b 従事者の手指の洗浄・消毒を励行し、汚れたタオルでの手ふきを避ける。

(オ) 食材の保管と購入に関する衛生管理

ねずみ族・昆虫等の侵入防止、および食材購入時のラベル記載内容の確認、保存方法と保存期間に留意する。

エ 生活衛生関係施設に対する監視指導

(ア) 飲料水等の衛生管理

避難所等の飲料水や使用水の衛生管理について指導する。

(イ) 共同入浴施設の衛生管理

公衆浴場、旅館の入浴施設、仮設風呂など災害時に利用される入浴施設の衛生管理について指導する。

(ウ) 避難所のダニ等の衛生害虫の発生防止等について指導する。

オ 応援要請

食品・環境衛生監視指導において、監視指導人員が不足することが予想される場合は、近隣自治体職員の派遣、職務経験者の動員やボランティアの募集を要請する。

(3) 広報

災害対策本部を経由して広報を依頼する。

また、関係営業施設や一般を対象とした食品・環境衛生の確保に関するリーフレットを配布する。

3 防疫用薬品、資機材等の調達

防疫活動に必要な薬品および保健衛生資機材は、備蓄品を活用する。災害の規模により医薬品および器材等が不足する場合は、その都度、調達するとともに、必要に応じて県へあつせんを依頼する。

第 25 節

こころのケア

計画の方針

避難所等における被災者の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く避難生活による精神的不調、P T S D（心的外傷後ストレス障害）等へ適切に対応して被災者のこころの健康の保持・増進に努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	保健所内にこころのケア相談センターの設置
〃 3 日以内	避難所への巡回相談の開始 D P A T（県災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請
〃 1 週間以内	在宅者等への訪問活動の開始
〃 1 か月以内	
〃 3 か月以内	仮設住宅入居者等の健康相談の開始、P T S D への対応

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	保健所内にこころのケア相談センターの設置
72 時間（3 日）以内	避難所への巡回相談の開始 D P A T（県災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請
1 週間以内	在宅者等への訪問活動の開始
1 か月以内	
3 か月以内	仮設住宅入居者等の健康相談の開始、P T S D への対応

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 こころの健康状態の把握	健康支援班	秋田市医師会
2 こころのケア相談	健康支援班	秋田市医師会、D P A T、秋田県子ども・女性・障害者相談センター

1 こころの健康状態の把握

(1) 被災者のこころの健康状態の把握

市（健康支援班）は、県や市医師会の協力を得て、医師および保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、「見守り必要性チェックリスト」を用いてこころの健康状態の把握を行う。

(2) 被災者のストレスの緩和

市（健康支援班）は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象にレクリエーション等を行いストレスの軽減に努めるとともに、P T S Dに関する広報活動を行う。

市（健康支援班）は、被災によってP T S Dの疑いのある者等、こころのケアが必要な者について、「こころのケア相談センター」を通じて支援し、必要に応じて精神科医や臨床心理士等の専門家に相談できるよう適切な対応を行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

市（健康支援班）は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康相談票およびリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

市（健康支援班）は、症状の安定のために関係機関と連携を図り、必要に応じて、施設（医療機関、福祉施設等）の利用、あるいは在宅で安全な生活ができるよう支援する。

2 こころのケア相談

(1) 「こころのケア相談センター」の設置

市（健康支援班）は、「こころのケア相談センター」を設置し、被災者の精神衛生状態の把握に努める。

また、保健所長が必要と判断した場合には、県保健医療福祉調整本部に対し、D P A T（県災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請する。

なお、「こころのケア相談センター」では、D P A Tの派遣など支援体制の進展に応じて次

の活動を実施する。

ア 第一段階

D P A T ・市医師会および臨床心理士の協力を得て、精神科医等医師による保健所での相談、保健所からの避難所への巡回相談および訪問活動

イ 第二段階

(ア) D P A Tによる巡回相談、近隣の精神科医療機関への紹介

(イ) 保健所による長期継続が必要なケースの把握、対応

ウ 第三段階

「こころのケア相談センター」におけるこころのケアに関する相談支援体制の構築、各避難所および在宅者の状況把握

エ 第四段階

(ア) 仮設住宅入居者、在宅者等への巡回相談、訪問活動

(イ) P T S Dへの対応

(2) 児童、高齢者、外国人に対するこころのケアの実施

市（健康支援班）は、言葉で十分に気持ちを表現することが難しい児童や、環境の変化で体調を崩しやすい高齢者、情報入手が困難な外国人に対しても十分配慮し、適切なケアを行う。

(3) こころのケアに対する正しい知識の普及および相談

市（健康支援班）は、こころのケアやP T S Dに関するリーフレットを被災者および支援者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続してこころのケアに対応していく。

(4) 支援者および市職員等のこころの健康の保持・増進

災害復旧や被災者の対応に当たる支援者に対し、支援者自身のこころのケアに関する情報を提供する。

ア 市（健康支援班）は、被災や災害現場での支援活動によるP T S Dの疑いのある者について、「こころのケア相談センター」を通じてこころの相談などの適切な対応を行うとともに、P T S Dに関する広報活動に努める。

イ 市（各班）は、できるだけ早期に業務内容を明確にし、職員に休息をとらせるためのローテーションに努める。

第26節 ボランティアの受入れ

計画の方針

大規模な災害が市内に発生した場合、応急対策や被災者の生活支援を迅速かつ的確に実施するには、市および防災関係機関だけでは、十分に対応できないことも予想される。このため、市は、災害ボランティアセンターの設置等によりボランティアの協力を最大限得られるよう努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	災害ボランティアセンターの設置、 コーディネーターの確保、ボランティアニーズの把握
〃 3日以内	一般・専門ボランティアの受入
〃 1週間以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
3時間以内	
6時間以内	
12時間以内	
24時間以内	災害ボランティアセンターの設置 コーディネーターの確保、ボランティアニーズの把握
72時間（3日）以内	一般・専門ボランティアの受入
1週間以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 ボランティアの分類		
2 ボランティアの活動分野		
3 ボランティアとして活動する個人、団体		
4 受入体制の確立	福祉班、各班	秋田市社会福祉協議会、 日本赤十字社秋田県支部、 ボランティア団体等
5 連携体制の確保	福祉班、各班	秋田市社会福祉協議会

1 ボランティアの分類

災害ボランティアとは、「災害発生後に、行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援や被災者の生活や自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供できる個人や団体」である。

(1) 一般ボランティア

災害時に被災者の救護活動、高齢者、障がい者等の介護の補助など労務を提供するボランティア。

(2) 専門（技術）ボランティア

応急危険度判定など建築・土木関係の専門家、外国語・手話通訳者などの専門家。

2 ボランティアの活動分野**(1) 一般分野**

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難所の運営
- ウ 炊き出し、食糧等の配布
- エ 救援物資等の仕分け、輸送
- オ 要配慮者の介護の補助
- カ 清掃（災害ごみの運び出し支援等）
- キ その他被災地における軽作業等

(2) 専門分野

- ア 宅地等の応急危険度判定

- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 外国語の通訳
- エ 情報の収集整理、広報
- オ 災害ボランティアのコーディネート
- カ その他専門的知識、技能を要する活動

3 ボランティアとして活動する個人、団体

(1) 個人

- ア ボランティア登録者
- イ 地域住民
- ウ その他

(2) 団体

- ア NPO等（特定非営利活動法人・一般社団法人）
- イ その他のボランティア活動団体

4 受入体制の確立

災害時には、被災地内外のNPO等やボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図る上で大きな力となる。そこで、円滑かつ効果的なボランティア活動等が行えるように、被害状況や被災者ニーズの全体像を把握するとともに、秋田市社会福祉協議会と連携しNPO等の支援内容を把握する。

また、発災当初は、市災害対策本部事務局がNPO等との窓口となり、NPO等が円滑に活動できる体制を確保する。さらに、個人や団体のボランティア活動のために、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

秋田市社会福祉協議会は、市（福祉班）と速やかに協議し、関係各機関と連携を図り、災害ボランティアセンターを開設する。市（福祉班）は、その事務局の設置場所を近隣の公的施設内に提供するとともに、連絡員を派遣する。

また、災害ボランティアセンターの運営に係る人員体制については、平時より秋田市社会福祉協議会や関連団体と人員派遣について協議し、人員確保に努める。

なお、市は、県から事務の委任を受けた場合に、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費および旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

- ア 災害ボランティアセンターの業務

- (ア) 市災害対策本部との連絡・調整
 - (イ) 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
 - (ウ) 行政情報およびボランティア情報など各種情報の収集・整理・提供
 - (エ) ボランティアの受付・派遣・コーディネート、保険加入の手続
 - (オ) 被災者ニーズの把握
 - (カ) その他被災状況、時期により必要と認められるもの
- イ ボランティアへの対応
- 市（福祉班）は、あらかじめ秋田市社会福祉協議会に災害時のボランティアへの対応を要請し、日頃から市民の災害ボランティアの育成を行うとともに、両者で、災害時に各地から駆けつけるボランティアへの対応方法についても協議しておく。
- ウ コーディネーターの確保
- 災害ボランティアセンターの開設に当たっては、次のような団体あるいは個人にコーディネーターを要請する。
- また、このコーディネーターを核として、民間諸団体および個人ボランティアをネットワーク化し、市や被災した市民の要請に応えた活動を展開する。
- (ア) 被災地の諸事情に詳しく、人的、組織的ネットワークを持っていること。
 - (イ) 市と信頼関係がある、又は作ることができること。
 - (ウ) 被災地の中で中立的な立場を保つことができること。
 - (エ) ボランティア活動についての豊富な知識、経験を有していること。
 - (オ) 集団や組織のマネジメントができること。
- エ 偽ボランティア対策
- 災害ボランティアセンターでは、登録したボランティアに対し、証明書あるいはワッペンを発行し、ボランティアを装った便乗業者等を識別できるようにする。

(2) ボランティアの受入れ体制の整備

市災害対策本部は、市が実施する業務を担うボランティアを受け入れるため、災害ボランティアセンターとの接点となる窓口を各班に設置し、窓口では、ボランティアについて、班内のニーズ把握、センターへの派遣要請、班内での割り振り、活動場所の提供等の調整を行う。

表 3-26-1 ボランティアの受入れ窓口

区分		活動内容	受入れ窓口
一般		炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護の補助、手話等	市民生活班 福祉班
専門	応急危険度判定	被災建築物の応急危険度判定（被災建築物応急危険度判定士） 被災宅地の危険度判定（被災宅地危険度判定士）	建築指導班 都市計画班
	要配慮者の支援	要配慮者の介護等（各種支援団体）	福祉班

区分	活動内容	受入れ窓口
語学	外国語通訳・翻訳等	企画班
アマチュア無線	非常通信等	総務班
応急救護活動等	応急救護活動等（消防職・団員ＯＢによる消防支援隊）	消防部

5 連携体制の確保

市（福祉班）はボランティア活動について、県、秋田市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、各ボランティア団体と連携し、以下の支援を行う。

(1) 活動拠点の提供

市（福祉班）は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、災害ボランティアセンター（市社会福祉協議会）との調整に基づき、ボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(2) 資材・機材・設備等の提供

市（福祉班）は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、災害ボランティアセンター（市社会福祉協議会）との調整に基づき、必要に応じて資材・機材・設備等を提供する。

(3) 被害状況等の情報提供

市（福祉班）は、災害ボランティアセンターに対し、被害状況や被災者ニーズに関する情報の提供を積極的に行う。

(4) 連絡会議等による情報共有

市（災害対策本部）は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等と連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

(5) ボランティア保険の加入促進

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

(6) ボランティアに対する活動費用の負担

市は必要に応じてボランティアの活動に伴う経費を負担する。

第 27 節

飲料水の確保

計画の方針

生命を維持していくために飲料水は不可欠である。災害によって水道機能の停止等により飲料水の確保が困難になった場合は、市は、水道施設等の被災と同時に活動を開始し、飲料水の供給に万全を期する。

活動に当たっては、飲料水の確保と給水に必要な資材を利用できる機動力を動員し、円滑な給水作業を維持する。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第 48 節「災害救助法の適用」も参照のこと。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	被災状況の把握、個人備蓄による対応
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	給水車による給水
〃 1 週間以内	生活水の確保

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	被災状況の把握、 個人備蓄による対応
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	給水車による給水
1 週間以内	生活水の確保

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施機関	給水班	
2 飲料水供給対象者		
3 応急飲料水等の確保	給水班	
4 応急飲料水の供給方法	給水班	
5 応援要請	防災対策班、上下水道総務班	
6 生活水の確保	給水班	
7 応急給水時の広報	広報班、給水班	
8 給水活動の配慮事項	防災対策班、給水班	

1 実施機関

市（給水班）は、被災者又は断水地域における市民の飲料水の確保を行う。

2 飲料水供給対象者

災害のための水道、井戸等の供給施設が破壊し、飲料水が汚染し、又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し供給する。

3 応急飲料水等の確保

(1) 応急給水計画の作成

市（給水班）は、応急給水計画を作成し、飲料水を確保する。

ア 水道機能の被害状況の早期把握

飲料水の供給に当たっては、水道機能の被害状況を早期に把握し、断水状況に即した応急給水計画を確立する。

イ 供給目標水量の設定

被災から3日間	：	1人1日3リットル（飲料水）
〃 4日目以降	：	1人1日20リットル（飲料水＋生活用水）

(2) 優先的な給水

緊急（特別）に給水を要する人工透析実施病院等に対し、優先的に応急給水をする。

(3) 応急給水資機材の調達

市（給水班）は、あらかじめ定められた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況によっては給水用の車両や資機材が不足する可能性があること

から、相互応援体制に基づき他市町村の水道事業者に応援を求め、さらに必要と認められる場合は県に調達を要請する。

(4) 取水拠点（水源）

ア 取水拠点（配水場等）および応急給水施設（応急給水弁等）を利用する。

イ 近隣市町村の水道水を利用する。

◆資料編 28－2 浄水場・配水場一覧表

〃 28－4 応急給水施設一覧表

4 応急飲料水の供給方法

(1) 計画の方針

上下水道事業管理者は、被災地区の道路事情を勘案し、指定避難所に対する拠点給水、あるいは給水車等による運搬給水により応急給水を行う。

また、水道施設の応急復旧の進捗に合わせて、適宜、仮設給水栓を設置し応急給水を行う。

(2) 給水拠点

応急給水拠点は資料編に示す避難所のうち、小中学校などの規模の大きい施設とする。

◆資料編 25－2 指定避難所一覧表

(3) 給水方法

応急給水拠点において1 m³用の給水バッグと仮設給水栓を設置し、被災者が持参した容器や市が準備した非常用飲料水袋等に給水する。

また、状況に応じて給水拠点以外に必要とされる避難所や集団住宅等の被災者へ迅速に給水する。

5 応援要請

(1) 応援の要請

上下水道事業管理者は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請するとともに、他の協定書や相互応援計画に基づき応援要請する。

(2) 自衛隊への要請

(1)の災害時応援に関する協定書によっても処理できない場合は、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求める。

6 生活用水の確保

災害によって水道機能の停止等により生活用水の確保が困難になった場合、市（給水班）は、応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の水量および供給に努める。

また、発災から時間が経過するにしたがって、被災者が求める水は飲料水から生活用水へと増加していくため、それに応じた供給目標水量を検討する。トイレ、炊事、風呂、洗濯等、普段の生活では1世帯当たり1日200リットル以上を使うとされ、被災後の時間推移に伴って生活用水についてのニーズも高まってくる。このため、要給水住民数と給水体制を勘案しながら、漸次、1人当たりの給水量を増やしていく。

7 応急給水時の広報

市（給水班）は、被災地区住民に対し応急給水を行うときは応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法について混乱が生じないように、給水の場所や時間等の内容について、広報車、市ホームページ、SNS、報道機関、広報あきた等を用いて迅速かつ確実に伝達する。

8 給水活動の配慮事項

(1) 給水活動の配慮事項

給水活動の実施に当たっては次のような点に配慮する。

ア 優先的な給水

継続して多量の給水を必要とする救急病院等に対して、優先的に給水を実施する。

イ 衛生面の配慮

水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生を確保する。

ウ 要配慮者への配慮

家屋等に被害がない断水地域では、避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす市民も多いと考えられる。しかし、市民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる高齢者、障がい者、乳幼児等も存在することから、このような要配慮者に対する給水に配慮する。

エ 市民の協力

給水時の混乱防止や、高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援について、ボランティアに協力を依頼する。

(2) 水質検査の実施および飲料水の調達体制の整備

市は、被災地区住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質検査を実施するよう指導を行う。

また、災害時に被災者等に対し飲料水の供給が行えるよう流通業者等からの飲料水の調達体制を整備する。

第 28 節

食糧の確保

計画の方針

災害によって、炊事はもちろんのこと食糧の確保さえも困難になった場合には、被災者の生命・身体の安全を確保するために、迅速に食糧の供給活動を行う。

また、必要に応じて応急対策に従事する者に対しても食糧の供給を行う。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第 48 節「災害救助法の適用」も参照のこと。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	必要数量の把握、 避難所備蓄物資による対応、個人備蓄による対応
風水害等による被害発生	協定に基づく食糧の調達、 おにぎり・パン等の供給、近隣市町村への応援要請
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	炊き出し等による食糧の配給
〃 3 日以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	必要数量の把握、 避難所備蓄物資による対応、個人備蓄による対応
6 時間以内	
12 時間以内	協定に基づく食糧の調達
24 時間以内	おにぎり、パン等の供給、近隣市町村への応援要請
72 時間（3 日）以内	炊き出し等による食糧の配給

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施機関	総務班、福祉班、市場班、 防災対策班	
2 食糧供給対象者		
3 災害救助法適用時の食糧 の応急供給	防災対策班	
4 食糧の供給品目	防災対策班	
5 食糧の調達	防災対策班、市場班	農林水産省、自衛隊、県、 協定締結業者等
6 炊き出しの実施と応急食 糧の配食	福祉班	
7 県、近隣市町村への応援 要請	防災対策班	
8 支援物資の受入周知	広報班、財政班	

1 実施機関

防災対策班、市場班又は福祉班は、本部長の指示に基づき応急給食の配給、人員、設備等の計画を策定し、食糧の調達および炊き出しを行う。食糧の調達については防災対策班および市場班、炊き出しについては福祉班、これらの供給運搬は総務班が担当する。

2 食糧供給対象者

食糧供給の対象者は以下のとおりとする。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けたため炊事のできない者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者および縁故先への一時避難者
- (4) 災害現地において災害応急対策に従事する者で、食品の供給を行う必要のある者（この場合は、災害救助法による措置としては認められない。）

3 災害救助法適用時の食糧の応急供給

(1) 応急供給を行う場合

災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、または知事の補佐をする者として、市長が実施する。

(2) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 避難所に収容された者、住家に被害を受け現に炊事のできない者を対象とする。
- イ 被災者が直ちに食することのできる現物による。
- ウ 費用は、災害救助法に基づき、主食、副食および燃料等の経費として、一人一日あたり1,330円以内とする。
- エ 実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(3) 緊急措置

市は、緊急措置のため知事に連絡できないときは、現地供給機関と協議の上、供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給数量および受領責任者等の事項を知事に報告する。

4 食糧の供給品目

(1) 災害に応じた品目選定

食糧の給与に当たっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を選定して給与する。

(2) 被災者数および被災者の考慮

避難所等における被災者数および被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に応じた食料品目の選定および必要数量の設定を行う。特に要配慮者およびアレルギーや腎疾患等で特別な食事が必要な者に配慮した品目の供給に努める。

(3) 基本的な品目

米穀類（米飯を含む）・麺類・乾パンおよび食パン等の主食のほか、必要に応じて、肉類・乾加工品類・缶詰類・そ菜類および漬物等の副食、味噌、醤油および食塩等の調味料類等を給与する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

5 食糧の調達

(1) 食糧の調達

米穀は、市内の生産者、米穀小売業者等から調達するが、災害救助法が適用され、業者の所有米穀で不足の場合は知事に要請する。この場合、市長はあらかじめ知事から指示されている範囲で、知事を通じ農林水産省又は政府食糧を保管する倉庫の責任者に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け総合食料局長通知）に基づき応急米穀の緊急引渡しを要請し、供給する。

(2) 食品の調達

市場班は、災害の状況および配給を必要とする被災者数を確認し、市が備蓄する食品および応援協定に基づく締結業者等から調達した食品を被災者に給与する。同時に、市場班は各市場と物資調達のための連絡調整も行う。

(3) 副食、調味料および野菜の調達

副食（佃煮、梅干し等）、調味料（塩、味噌、醤油等）、野菜等は小売業者および応援協定締結業者などから調達し、災害が甚大で市内での物資の調達が困難な場合は、県および協定締結都市に援助協力を要請する。

また、粉ミルク等については、備蓄品で不足した場合、薬局など粉ミルク販売業者から調達する。

(4) 食糧集積地の選定および管理

ア 食糧集積地の選定

市（防災対策班・市場班）は交通および連絡に便利な公共施設その他適当な場所を食糧の集積地として選定し、調達した食糧の集配を行う。

イ 集積地の管理

市（市場班）は、食糧の集積を行う場合、集積地に管理責任者および警備員等を配置し、食糧管理の万全を期す。

6 炊き出しの実施と応急食糧の配食

市（福祉班）は、災害による被災者および応急対策に従事する者に対し、炊き出しの実施によって迅速かつ円滑に応急食糧の配食を行う。

また、必要に応じ、日赤奉仕団に協力を求める。

(1) 炊き出しの実施方法

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。

イ 炊き出し場所については、できる限り事前に周知を行う。

(2) 現場責任者

福祉班が責任者を配置する。

(3) 炊き出し実施上の留意点

ア 炊き出しに当たっては、献立の栄養価を考慮するとともに、食品衛生に心がける。

イ 被災状況により食器等が確保されるまでは、おにぎりや乾パン、缶詰等を配給する。

7 県、近隣市町村への応援要請

市は、市内で多大な被害が発生し、市において炊き出し等による食糧の給与の実施が困難と認めたときは、県および近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。手続については防災対策班が行う。

8 支援物資の受入周知

大規模災害時には、支援物資の受入又は受入制限を決定する。

また、過去の災害において、個人等からの小口の物資では被災地の需要に応じた供給が困難であり、物資の滞留や物資集積拠点の混乱等の原因となったことから、市は、受付品目・期間等の条件の明確化や企業・団体からの受付を個人よりも優先するなど、報道機関等を通じて広く国民に周知するよう努める。

なお、品目については、時間の経過に伴い多様化・詳細化する被災地ニーズに対応するよう努める。

第29節 生活必需品の確保

計画の方針

災害により被服、寝具その他の衣料および生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難である市民に対し、衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速確実に行うことにより、民生の安定を図る。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第48節「災害救助法の適用」も参照のこと。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	生活必需品の必要数の把握、避難所備蓄による対応
風水害等による被害発生	避難所へ寝具・日用品・乳児用品等の供給、 生活必需品給付の周知、 申請受付および協定に基づく調達、 協定に基づく生活必需品の調達、 近隣市町村への応援要請
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
災害発生の日から10日以内	その他生活必需品の供給

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	生活必需品の必要数の把握
6時間以内	避難所へ寝具、日用品、乳児用品等の供給
12時間以内	生活必需品給付の周知、申請受付および協定に基づく生活必需品の調達
24時間以内	近隣市町村への応援要請
災害発生の日から10日以内	その他生活必需品の供給

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施機関	福祉班	
2 生活必需品の給与又は貸与の対象者		
3 生活必需品の範囲		
4 生活必需品の確保および配分	総務班、福祉班、市民生活班	協定締結事業者等
5 県、近隣市町村への応援要請	防災対策班	
6 政府への要請	防災対策班	
7 支援物資の受入周知	広報班、財政班	

1 実施機関

市は、被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の給与又は貸与を行う。ただし、災害救助法が適用された場合の給与物資の確保および市当局までの輸送は県が行い、被災者に対する支給は市が行う。また、災害救助法が適用されない場合においても、市による早期支給ができるよう必要な準備を行う。

2 生活必需品の給与又は貸与の対象者

対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品、および家財を喪失し、又はき損した者で、資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にあり、日常生活を営むことが困難な者とする。

3 生活必需品の範囲

災害のため供給する生活物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限の物資を供給する。

ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）

イ 日用品雑貨（石鹸、タオル、手拭き、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、サンダル、傘、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等）

ウ 衣料品（作業着、靴下、洋服、作業服、子供服等、運動靴等）

エ 肌着（シャツ、パンツ等）

- オ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切、炊飯器、ガス器具等）
- カ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- キ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L P ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ、木炭等）
- ク その他（上敷きゴザ、ビニールシート等）

4 生活必需品の確保および配分

市は、被害状況や避難状況等を確認しつつ、各避難所において生活必需品の給付に関する周知用のチラシおよび申請書類を配布するとともに、避難所における被災者のニーズ調査などにより、生活必需品が不足している世帯等の状況を取りまとめ、生活必需品の品目、数量等を算定するとともに、市の備蓄品、支援物資、流通備蓄物資等を確保し、物資を支給する。

また、被災世帯に速やかに周知するため、避難所、市ホームページ、SNSのほか、必要に応じて報道機関を通じた周知を行う。

(1) 支給についての配慮

生活必需品の給付に関する申請受付および物資の支給は避難所を原則として、在宅被災者に対しても、生活必需品が不足している場合は、避難所にて申請手続きを行うよう周知する。

ただし、局所的な災害等で避難所が開設されない、又は極めて短時間で避難所が閉鎖された場合には、民生委員や町内会の協力も得ながら、生活必需品が不足している世帯からの申請受付および物資の支給を行うものとする。

(2) 人員の確保

物資の支給に際しては、運搬、小分け、配布等の極めて人手を要する作業が生じることから、各部局による全庁的な体制とするとともに、民間事業者やボランティア等の協力を得る。

5 県、近隣市町村への応援要請

市は、多大な被害を受けたことにより市内において生活必需品の調達が困難と認めたときは、県および近隣市町村に対して協力を要請する。

県は、市からの要請を受けたときは、近隣市町村等の連携を図りながら生活必需品の調達および給（貸）与を行う。

6 政府への要請

市は、被災状況にある場合、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は政府本部に対し、物資の調達を要請する。

7 支援物資の受入周知

大規模災害時には、支援物資の受入又は受入制限を決定する。

また、過去の災害において、個人等からの小口の物資では被災地の需要に応じた供給が困難であり、物資の滞留や物資集積拠点の混乱等の原因となったことから、市は、受付品目・期間等の条件の明確化や企業・団体からの受付を個人よりも優先するなど、報道機関等を通じて広く国民に周知するよう努める。

なお、品目については、時間の経過に伴い多様化・詳細化する被災地ニーズに対応するよう努める。

第30節

優先給油の要請

計画の方針

大規模で広域的な災害が発生した場合には、製油所の被災による操業停止や道路網の寸断によって、燃料不足が起こる可能性があることから、必要に応じて、協定に基づき秋田県石油商業組合秋田支部に対し、石油製品等の供給を要請する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	市域の燃料供給状況の把握
沈静化後1日以内	秋田県石油商業組合秋田支部への石油製品等の供給要請

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	市域の燃料供給状況の把握 秋田県石油商業組合秋田支部への石油製品等の供給要請

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 石油商業組合との協定に基づく優先供給の実施	防災対策班	
2 燃料油に係る情報の収集・提供	防災対策班、広報班	
3 国および県における優先給油の調整		

1 石油商業組合との協定に基づく優先供給の実施

市は、秋田県石油商業組合秋田支部との間で「災害時における石油製品等の供給に関する協定」を締結している。

市は、災害時に緊急支援車両や避難所の暖房など、必要な燃料の不足が見込まれる場合、本協定に基づき、燃料等の必要量を確保し、緊急車両、防災拠点・避難施設、医療機関への優先的な給油を秋田県石油商業組合秋田支部に要請する。

また、市内における燃料の在庫不足又は石油元売り各社から市内への燃料の供給不足が見込まれる場合には、県を通じて国に対し、市への燃料の優先供給を要請する。

◆資料編 9－15 災害時における石油製品等の供給に関する協定（秋田県石油商業組合秋田支部）

2 燃料油に係る情報の収集・提供

災害発生時には県や秋田県石油商業組合秋田支部から燃料油の供給に関する情報を収集するとともに、それらの関係機関と連携しながら、市ホームページ等において、市民への情報提供を実施する。

3 国および県における優先給油の調整

国（経済産業省）は、被災都道府県が複数にまたがる場合、必要に応じて被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整を行い、県は、被災市町村が複数にまたがる場合、必要に応じて被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

第31節 廃棄物の処理

計画の方針

市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、住宅、所管の道路および河川施設について、障害物の除去、解体を実施する。除去作業に当たっては、県、近隣市町村、民間事業者等による応援協力体制を活用する。

また、被災地域におけるごみの収集およびし尿の処理等の清掃業務等を迅速に実施し、地域の環境衛生の保全に努める。

なお、大規模災害時には、「秋田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物等の処理を行う。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	水没便槽等のし尿収集の検討
災害や異常気象等が沈静化	収集体制・集積場所の検討、仮設トイレの設置
沈静化後1日以内	し尿収集開始
〃 3日以内	片付けごみ等の収集開始 仮置場の開設
〃 1週間以内	解体ごみの収集開始
〃 1か月以内	廃棄物処理施設の応急復旧

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	収集体制・集積場所の検討
12時間以内	仮設トイレの設置開始
24時間以内	し尿収集開始
72時間（日）以内	片付けごみ等の収集開始
1週間以内	仮置場の開設、解体ごみの収集開始
1か月以内	廃棄物処理施設の応急復旧

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 障害物の除去	各班	各道路管理者、各河川管理者、 秋田市建設業協会
2 ごみ処理	環境班	
3 し尿処理	環境班	
4 廃棄物処理施設の応急復旧	環境班	
5 廃棄物処理の継続のための措置	環境班	
6 死亡獣畜処理	農業農村振興班、健康危機管理班	

1 障害物の除去**(1) 道路関係障害物の除去**

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に著しい障害を及ぼしているものについて除去を実施する。その際、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

表 3-31-1 連絡リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所	秋田国道維持 出張所	秋田市泉字登木 73-3	862-2276	864-9040
秋田地域振興局建設部	保全・環境課	秋田市山王四丁目 1-2	860-3472	860-3826

ア 除去の方法

市（道路班）は、次により除去を実施する。

(ア) 除去する道路の優先順位は次のとおりとする。

<優先順位>

- | |
|-------------------------------|
| 1 市民の生命の安定を確保するために重要な道路（避難路等） |
| 2 災害防止上重要な道路（火災防ぎょ線となるような道路） |
| 3 緊急輸送を行う上で重要な道路 |
| 4 その他応急対策活動上重要な道路 |

(イ) 除去作業のため必要とする資機材、運搬のための車両等の確保については関係機関の協力を得る。

イ 応援要請

市の能力を超える場合は、県および関係業者に応援を要請する。

◆資料編 8－19 災害時における応急対策活動に関する協定書（一般社団法人秋田県造園協会秋田支部）

〃 8－20 災害時における応急対策活動に関する協定書（一般社団法人秋田市建設業協会）

(2) 河川関係障害物の除去

流木等による橋梁被害や、河川のせき止めによる氾濫に伴う浸水被害を防止するため、障害物の状況を各河川管理者が調査し、速やかに除去する。

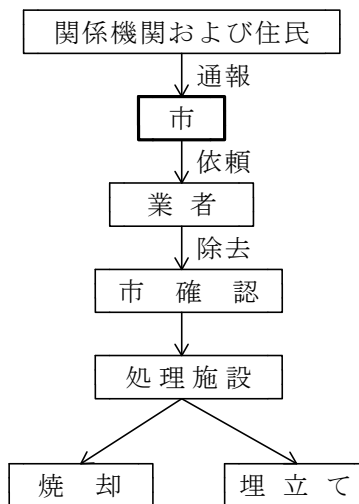


図 3－31－1 河川障害物除去のフロー（市が管理する河川）

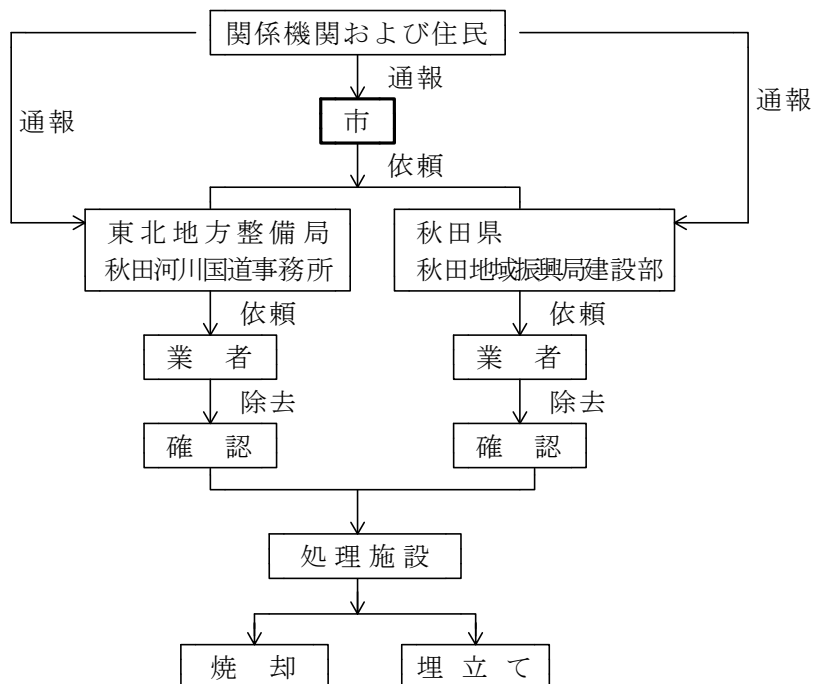


図 3－31－2 河川障害物除去のフロー（市以外が管理する河川）

表 3-31-2 連絡リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所	茨島出張所	秋田市茨島五丁目 6-28	862-4362	862-4750
秋田地域振興局建設部	保全・環境課	秋田市山王四丁目 1-2	860-3482	860-3826

(3) 住家関係障害物の除去

市は、職員による巡視などにより迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、災害によって日常生活に著しく支障を及ぼす障害物の除去、解体を実施する。

ア 実施担当

災害救助法の適用の有無にかかわらず、市長が必要と認めたとき、障害物除去の実施を決定する。なお、市において除去が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 除去の対象物

除去すべき対象物は、住家およびその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物とする。

ウ 除去の対象者

自らの資力で障害物の除去ができない被災者で、次の条件に該当する者とする。

- (ア) 障害物のため、日常生活を営むことが困難な状態にあること。
- (イ) 半壊又は床上浸水した住家
- (ウ) 原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること。

エ 除去の方法

市は、除去作業のため必要とする資機材の種別、数量、保有する業者等を明らかにしておくとともに、障害物の除去を実施する。

(4) 除去障害物集積所の確保

災害によって発生する障害物は、被災状況によっては大量になる可能性がある。市は、最終処分までの間保管する場所を確保することから、空地等に一時集積するとともに、不足の場合は、県を通じて近隣市町村に対して集積場所の確保を要請する。

集積場所が確保できない場合は、次の基準により災害発生場所の近くに設ける。

- ア 交通に支障のない国有地、県有地、市有地を確保する。
- イ 国有地、県有地、市有地に適当な場所がないときは民有地を使用するが、やむを得ないとき以外は、所有者の了解を求め事後の処理には万全を期す。

◆資料編 7-10 災害時における廃棄物の仮置場に関する協定書（秋田県）

(5) 除去障害物の処理

ア がれき等の発生量の推計

災害発生後、損壊建築物等の情報を速やかに収集し、がれきの発生量を推計する。

イ 分別処理の努力

災害時といえども、可能な限り再資源化を行うことが望ましいことから、集積場所において分別や有害物質の除去を行う。

また、アスベスト等の有害廃棄物は、廃棄物処理法（廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））の規定に従い、適正な処理を進める。

ウ 工作物の保管および処理・処分

(ア) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間、その工作物名などを公示する。

(イ) 保管した工作物等が消滅又は破損するおそれのあるとき、その保管に不相当の費用および手数を要するときは、その工作物を売却し代金を保管する。

(ウ) 売却の方法、手続は競争入札又は随意契約による。

2 ごみ処理

災害による大量のごみの発生は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の処理施設の被害、通信の輻輳、交通の混雑等を十分考慮した上で、市は、ごみの処理を迅速に行い、市民の保健衛生および環境の保全を積極的に図る。

なお、災害ごみの処理は、基礎的自治体を実施する事業であるため、被災地域が局所的となるような場合は、市町村間での協力が有効である。このため、近隣市町村、また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制を整備する。

(1) 実施機関

ごみ処理は、環境班が実施する。

(2) ごみ排出量の推定

市（環境班）は、災害時に処理するごみなどを、災害により排出されるもの（片付けごみ、解体ごみなど）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定する。

(3) 作業体制の確保

市（環境班）は、迅速に処理を行うため、平常作業および臨時雇用による応援体制を確立する。

また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

また、ボランティア等の支援が得られるよう事前に作業内容など連携体制の整備に努める。

(4) 収集の方法

被災地および避難所の生活ごみは、委託業者・許可業者・車両借上業者により収集し、原

則として、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ、水銀含有ごみの4区分で収集する。ただし、家庭ごみの収集を優先するため、状況に応じて、腐敗性等が少なく一時的に休止しても生活環境の保全上影響が少ない資源化物等の収集を休止・変更する。

災害ごみは、被災者による仮置場による自己搬入を原則とする。やむを得ない事情により搬入が困難な世帯を対象に、戸別収集を実施する。

ア 状況把握

市（環境班）は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 市民への広報

市（環境班）は、速やかに仮置場の開設方針・状況や災害ごみの分別区分・排出方法を市民に広報する。

ウ 収集運搬処理

市（環境班）は、仮置場を管理し、災害ごみを処理施設にできるだけ速やかに運び処理する。その際、被災地におけるごみの排出量が市の収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣市町村や他の民間廃棄物処理業者に協定等により応援を要請し、トラック等車両および作業員を確保することで、収集運搬を効率的かつ衛生的に収集運搬を実施する。

(ア) 避難所が開設された場合は、毎日収集を原則とし、排出物は秋田市総合環境センターに搬入する。

(イ) 被災者が自己の住居で生活している被災地区についても上記と同様とするが、収集はいずれの場合も道路の障害物除去後に実施する。

また、収集運搬の手段がない場合は、国および県の助言を受け、環境への影響が最も少ない場所および方法により緊急措置を講じる。

◆資料編 26-4 ごみ収集車（委託）保有状況一覧表

〃 26-6 ごみ収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

(5) 処理方法

市（環境班）は、次によりごみ処理を実施する。

ア 搬入された災害ごみは秋田市総合環境センター等において熔融処理・破砕処理・埋立処分・再資源化処理を行う。

イ 被災が広域にわたり、生活環境の保全上の支障を除去し公衆衛生の向上を図るため緊急を要する場合は、協定に基づき民間や他市町村等の処理施設において処分を行う。

◆資料編 26-1 ごみ処理施設一覧表

(6) 仮置場の選定

大量に発生した災害廃棄物により生活環境の保全に支障をきたすおそれがある場合は、中間処理に備え、仮置場を設置する必要があることから、発災後直ちに仮置場を指定できるよう、あらかじめ選定を行う。

(7) 仮置場開設の公表

仮置場を開設したときは、直ちにその旨を市民に公表する。

(8) 応援要請

災害廃棄物の収集運搬や処分にあたり、支援が必要な場合は、協定に基づき民間団体等への要請や国および県を通じて関係自治体等への要請を行う。

(9) ごみ処理実施上の留意事項

- ア 災害救助法適用時における手続上の資料の把握と書類整備
- イ 災害対策本部からの指示および伝達事項の周知

3 し尿処理

被災地におけるし尿の処理を迅速に実施し、市民の保健衛生の保全を積極的に図る。
また、収集運搬、処理等の状況により、近隣自治体や県（流域下水道）に応援要請を行う。

(1) 実施機関

し尿処理は、環境班が実施する。

(2) し尿処理排出量の推定

市（環境班）は、早急に収集処理を行うため、地区別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋のくみ取り式便槽および避難所等仮設トイレのし尿排出量を推計する。

(3) 作業体制の確保

- ア 市（環境班）は、し尿処理の実施に必要な人員、車輛、機材等の確保に努める。
- イ 仮設トイレの設置が必要な場合は、協定書締結業者に設置を要請する。

(4) 実施の方法

被災地および避難所の仮設トイレのし尿は、許可業者および近隣自治体の応援隊により収集する。

ア 状況把握

市（環境班）は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から、迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 仮設トイレの設置

仮設トイレの必要数（被災世帯数（人数）等により算出）をレンタル業者等に手配し、設置する。

ウ 収集運搬

被災地区および仮設トイレのくみ取りに対しては、専属収集班が収集し、秋田汚泥再生処理センターに搬入する。

◆資料編 26－5 し尿収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

エ 処理

被災地および避難所から収集運搬したし尿は、秋田汚泥再生処理センターにおいて処理する。

◆資料編 26－2 し尿処理施設一覧表

4 廃棄物処理施設の応急復旧

廃棄物処理施設が被災することによる市民生活への影響を最小限にとどめ、災害復旧に伴い発生する廃棄物を速やかに処理するために、使用可能な状態に廃棄物処理施設の機能を回復する。

機能回復が遅れ施設が使用できない場合は、県を通じて他の市町村に受入れを要請するとともに、国、県と協議して臨時の集積場所を確保する。

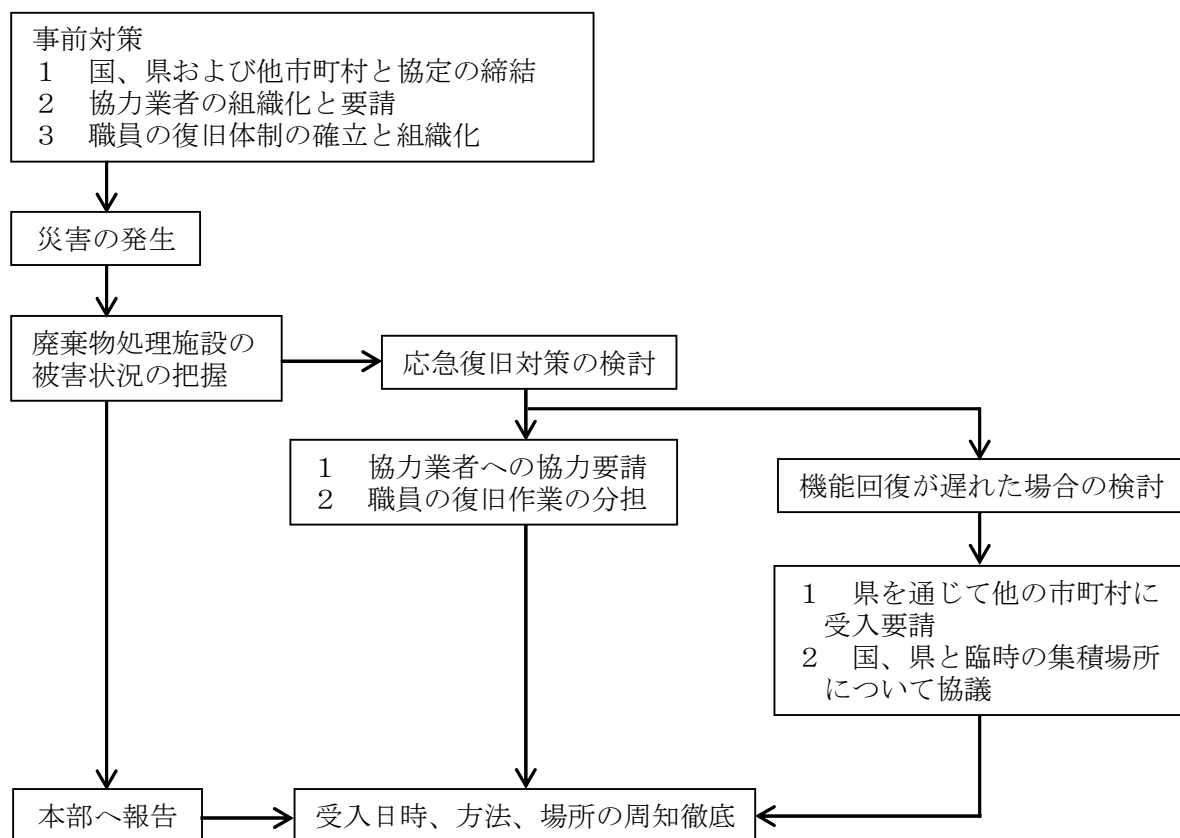


図 3-31-3 廃棄物処理施設の応急復旧の体系

(1) 実施の主体

市（環境班）は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）の応急復旧を実施する。

(2) 施設の応急復旧

ア 施設被害の把握

市（環境班）は、災害発生と同時に施設パトロールを実施し、被災状況の把握に努める。

イ 応急復旧

市民生活への影響を最小限にとどめるとともに、災害復旧に伴う廃棄物の受入れを考慮して、次の対策措置を講ずる。

(ア) 施設が被災したときは、その施設の機能回復を重点とした応急復旧工事を策定する。

(イ) 保有資機材および職員を投入し、被災設備の応急復旧を速やかに行うとともに、設備メーカーに対して緊急修理の要請をする。

(ウ) 被災設備の応急復旧に必要な資機材が不足する場合は、資機材メーカーに対して緊急供給の要請をする。

(エ) 設備の運転に必要な燃料・電気・水等を関係機関・業者等と連携して確保する。

(3) 広報

下記の事案が発生した場合、広報を実施し、周知を図る。

ア 廃棄物処理施設の一時受入れ停止

(ア) 理由

(イ) 対策の進捗状況

(ウ) 復旧見込み時期

イ 災害復旧に伴う廃棄物の受入れ

(ア) 開始日時

(イ) 方法

(ウ) 場所

ウ 市が受入れできない場合

(ア) 開始日時

(イ) 方法（県および他の市町村が受入れる場合）

(ウ) 場所（国および県が受入れる臨時の集積場所）

5 廃棄物処理の継続のための措置

(1) 他市町村への受入要請等

廃棄物処理施設の機能喪失が長期に及ぶ場合は、災害ごみは、県を通じて他市町村に受入要請するとともに、協定に基づき民間処理施設への要請を行う。

一般ごみのうち、家庭ごみについては、災害廃棄物処理計画に基づき東北6県の熔融施設を所有する自治体に応援要請を行うとともに、陸・海の運搬ルートについて県に支援要請するなど、その処理の継続について検討する。

(2) 仮設焼却炉建設の検討

機能喪失が長期に及び、かつ、災害廃棄物発生量と民間処理委託等も含めた処理可能量を比較し処理完了が著しく困難な場合は、仮設焼却炉の建設を検討する。

6 死亡獣畜処理

災害によって獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）が死亡した際の処理は、家畜検査冷蔵保管施設に飼い主が自らの責任で行う。

(1) 実施機関

市は、災害により交通が遮断されるなど家畜検査冷蔵保管施設が使用できない場合は、庁内関係機関が連携を図り、市保健所の許可を得て新たな区域を埋却場に指定し畜主に使用させる。

死亡獣畜の畜主が、何らかの理由で自ら処理できない場合は、市が埋設場に搬送し処理する。

(2) 実施の方法

ア 処理方針

死亡獣畜の処理は、あらかじめ家畜検査冷蔵保管施設で行う。

ただし、家畜検査冷蔵保管施設に搬送できない状況が発生した場合は、新たに市保健所の許可を受けた埋却場を使用する。

また、家畜保健衛生所が行う B S E 検査により陰性が確認されたものに限り埋却する。

イ 処理方法

死亡獣畜を埋却する穴の深さは、投入した死亡獣畜の上部から地表まで 1 m 以上の深さとし、クレゾール石けん液および石灰等を散布し、土砂で覆う。

第32節

行方不明者および遺体の捜索・収容・埋火葬

計画の方針

災害のため、現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の捜索、又は遺体の処理、収容、埋火葬を行い、被災者の精神的な安定を図る。

なお、市は、県が策定する「大規模災害時における遺体処理・埋火葬等計画」に基づき遺体の捜索、検視、安置、埋葬等を行う。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	行方不明者の捜索、安否情報照会への回答 ドライアイス、霊柩車、納棺用品等の確保、 火葬場の被災状況の確認
〃 3日以内	遺体安置所への搬送、身元確認、火葬

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	行方不明者の捜索、安否情報照会への回答
12時間以内	
24時間以内	ドライアイス、霊柩車、納棺用品等の確保、 火葬場の被災状況の確認

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 行方不明者および遺体の 検索	市民生活班、消防部、消防団	各警察署、秋田海上保安部、 陸上自衛隊、市民等
2 遺体の処理	市民生活班	秋田市医師会、日本赤十字社 秋田県支部、各警察署、秋田 海上保安部等
3 遺体の収容・安置	市民生活班	
4 遺体の埋火葬	市民生活班	秋田県トラック協会、 秋田県葬祭業組合
5 大規模災害時における遺 体搬送、埋火葬	市民生活班	

1 行方不明者および遺体の検索**(1) 実施責任者**

ア 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て行う。知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事の補助機関として行う。

イ 災害救助法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準**ア 対象**

遺体の検索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ 支出費用

遺体の検索のため支出する費用は、舟艇その他検索のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費、輸送費および人件費であって、その実費とする。

ウ 実施期間

遺体の検索の実施期間は、原則として、災害発生の日から 10 日間以内とする。

(3) 災害救助法が適用されない場合の実施基準

上記(2)に準じて実施する。

(4) 検索の方法

ア 市（市民生活班）は市庁舎に「行方不明者相談所」を開設し、検索依頼・届出受付の窓口

とする。

イ 届出を受けたときは、氏名、身体的特徴、着衣などについて、可能な限り詳細に聞き取り記録する。

ウ 「届出」についてはまず避難所収容記録簿にあたり確認する。

エ 本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、既に死亡していると推定される者の名簿（要搜索者リスト）を作成する。

オ 行方不明者の搜索、救出活動に当たっては、災害対策本部、消防、警察、自衛隊、海上保安部等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材等を投入し、救出活動に万全を期する。

カ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると判断される者については、直ちに遺体搜索に切り替える。

キ 遺体の搜索は、消防団、地域住民等の協力を得て搜索に必要な舟艇その他機械器具を借り上げて行う。

(5) 関係機関による活動

ア 県警察本部、秋田海上保安部

県警察および秋田海上保安部は、市、消防団等関係機関の協力を得て、可能な限り遺体発見場所の写真撮影や地図への表示など、発見状況を明らかにする。

イ 陸上自衛隊第21普通科連隊

自衛隊は、被災現場において、行方不明者の搜索による救助活動を行う。

ウ 消防本部・消防団

消防機関は、市および自衛隊等関係機関と連携して救助活動を行う。

(6) 安否不明者の個人情報の取扱い

安否不明者が大量に発生した場合、その搜索範囲は広域にわたる可能性があり、早期に安否情報を精査する必要がある。このため、安否不明者の氏名等の公表は有効と考えるものの、一方で個人情報の公表には一定の配慮が必要であり、被災状況により適切に判断することが重要である。

市は、県が行う安否不明者の氏名等の公表による安否不明者の絞り込みを行う際は、県の作成する基本方針に基づき、安否情報の収集・精査等を行う。

2 遺体の処理

(1) 実施責任者

ア 市長

(ア) 市（市民生活班）は、遺体の清浄、縫合、消毒等の処理を、秋田市医師会等の関係機関の協力を得て行う。

(イ) 災害救助法が適用された場合は、県又は日本赤十字社秋田県支部が、救助法第16条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して、遺体の処理を行う。

イ 県警察本部

(ア) 警察官は、災害によって死亡したと認められる遺体を発見したとき、また遺体がある旨の届出を受けた場合は速やかに警察署長に報告し、死体取扱規則および警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき、死因および身元を明らかにするため、遺体の外表や発見場所等の調査を行う。

(イ) 遺体の身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに遺体を速やかに遺族などに引き渡す。ただし、当該者に引き渡すことができない場合は、墓地、埋葬等に関する法律等により死亡地の市町村長に、遺体の身元を明らかにすることができないと認められる場合は、行旅病人および行旅死亡人取扱法等により所在地の市町村長に、遅延なく、着衣および所持品とともに当該遺体を引き渡す。

ウ 海上保安部

(ア) 海上における遭難者、もしくは陸上から海上に及んだ災害の行方不明者については、巡視船艇、航空機により捜索するとともに、発見し、又は死体がある旨の届出を受けた遺体については、速やかに秋田海上保安部長に報告し、死体取扱規則および警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき、死因および身元を明らかにするため、遺体の外表や発見場所等の調査を行う。

(イ) 遺体の身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに遺体を速やかに遺族に引き渡す。ただし、当該者に引き渡すことができない場合は、墓地、埋葬等に関する法律等により死亡地の市町村長に、遺体の身元を明らかにすることができないと認められる場合は、行旅病人および行旅死亡人取扱法等により所在地の市町村長に、遅滞なく、着衣および所持品とともに当該遺体を引き渡す。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

災害の際死亡した者に関わる遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施する。

実施に当たっては、人心の安定、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段および適切な安置施設ならびに遺体の保存等に十分配慮する。

イ 支出費用

次に掲げる費用は、災害救助法施行細則による。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒のための費用

(イ) 遺体の一時保存のための費用

(ウ) 救護班によらない検案のための費用

(エ) 遺体処理のため必要な輸送費および人件費

ウ 実施期間

遺体処理の実施期間は、原則として、災害発生の日から 10 日間以内とする。

(3) 災害救助法が適用されない場合の実施基準

前記(2)に準じて実施する。

(4) 遺体の取扱い

- ア 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察職員にその旨を通報する。
- イ 警察は、遺体の調査・検視を行う。
- ウ 捜索により発見された遺体は、遺体安置所に搬送し、納棺する。
- エ 警察、地元町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。
- オ 警察は、調査・検視および医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。
- カ 遺族等の引き取り者がいない場合、また遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として火葬を行う。
- キ 身元が判明しても自宅が被災し、遺体の引き取りができない場合は、身元不明遺体と区別して保存する。

(5) 身元不明者の取扱い

- ア 県警察本部等関係機関に連絡し、身元不明遺体等の取扱いについて協議を行う。
- イ 遺族その他より遺体の引き受けの申し出があったときは、遺体処理台帳等に整理の上、引き渡す。
- ウ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取扱うとともに、被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない遺体についても、行旅死亡人として取扱う。
- エ 県、県警察本部と連携し、遺体安置所等に所持金品等の内容提示や報道機関への情報提供および問合せ窓口の開設を行う。
- オ 県警察は、市および地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(6) 漂流遺体の処理

- ア 遺体の身元が判明している場合
身元が判明している遺体が漂流、漂着したときは、警察官又は海上保安官の調査を受けた後、直ちにその遺族、親戚、縁者又は災害発生地市長に連絡し引き取らせる。
ただし、被災地域に災害救助法が適用されている場合、これを引き取らせることができないときは、知事に漂流、漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。
- イ 遺体の身元が判明していない場合
遺体の身元が判明していない場合であっても、災害救助法を適用されていたり、被災地市町村から漂流、漂着したものと推定される場合は、前記と同じように取扱う。
なお、遺体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておく。
また、遺体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、市長が「行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律93号）」により処理する。

3 遺体の収容・安置

検視を終えた遺体については、関係各機関の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり、収容・安置する。

(1) 安置所の確保

安置所については、災害対策本部が災害の規模などの状況を勘案し、迅速に公共施設等を安置所に指定する。

また、寺院や民間施設等の協力を得るとともに、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。

なお、安置所には管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。また、県、県警察本部と連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。

(2) 台帳の作成

死体収容台帳を作成するとともに、棺に氏名および番号を記載した氏名札を添付する。

(3) 納棺用品等の確保

遺体の安置に当たっては、ドライアイス、納棺用品等必要な用品を業者から調達する。

(4) 遺体の引渡し

遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、県警察本部等と協力して、死体処理台帳により整理の上、引き渡す。

身元が判明した遺体を遺族に引き渡す場合は、県警察本部と協力して、着衣、所持金品等の品目や数量等を確実に確認させる。

身元不明遺体、引き取り人のいない遺体については、着衣、所持金品等も含め、警察から引きとる。

(5) 広報

身元不明者の確認のため、遺体安置所に所持金品等の内容掲示の他、「広報あきた」、マスコミ等へ対策本部を通じた広報を行う。

(6) 報告

遺体の収容状況を定期的に対策本部へ報告する。

4 遺体の埋火葬

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けているため、市長が実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がいらない等のため埋火葬が困難な場合。

イ 支出費用

埋火葬のため支出できる費用は、災害救助法施行細則による。

ウ 実施期間

遺体の埋火葬は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

(3) 災害救助法が適用されない場合の実施基準

前記(2)に準じて実施する。

(4) 埋火葬の方法

ア 原則として火葬するが、習慣又は状況により埋葬する。

イ 棺、又は骨壺等、埋火葬に必要な用品の支給および火葬、埋葬、又は納骨等の役務の提供を原則とする。

ウ 引受人が見つからない遺体については、死亡診断書等により埋火葬の手続を行う。

エ 縁故者の判明しない焼骨又は縁故者が墓地を有していない焼骨を一時保管し、縁故者が判明次第、又は墓地を確保次第引き継ぐ。

また、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋蔵する。

(5) 費用

ア 原則として、市が負担する。その他の費用については、県と協議して決定する。

イ 災害救助法が適用された場合については同法による。

(6) 応援要請

災害による死者が多数におよび、遺体の収容、斎場の火葬能力を超える場合、応援要請を行う。

ア 民間の所有する霊柩車の出動を要請をする。

イ 近隣市町村の火葬場使用についての受け入れを要請する。

ウ 埋火葬に相当の日時を要する場合は、遺体安置所で一定期間保存するため、ドライアイスを多量に必要とするので、民間の業者に依頼する。

エ 市民生活班だけでは対応が困難な場合は、各部の協力課所室や協力班などを活用する。

表 3-32-1 連絡先リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	FAX
秋田県トラック協会	霊柩部会	秋田市寺内蛭根一丁目15-20	863-5331	863-7354

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
秋田県葬祭業協同組合	半田葬儀社	秋田市大町六丁目 5-11	862-2993	823-5713

(7) 広報

身元不明者の確認のため、遺体安置場所に所持金品等の内容掲示の他、「広報あきた」、マスコミ等へ対策本部を通じた広報を行う。

(8) 報告

遺体の収容状況を定期的に対策本部へ報告する。

5 大規模災害時における遺体搬送、埋火葬

(1) 遺体の搬送

市は遺体搬送が困難な場合、他市町村や県へ遺体の搬送、資機材等について応援を要請する。

(2) 遺体の埋火葬

市は、「大規模災害時における火葬業務マニュアル」に基づき、迅速かつ適切に火葬等を実施する。

遺体が市の火葬能力を超えると判断されるときは、県内および県外の火葬場と広域火葬に係る調整を県に対して要請する。

第33節

公共施設等の応急対策

計画の方針

災害発生時の避難、救護およびその他応急対策活動上重要な公共施設は、市民の日常生活に大きく関わっており、災害により被災した場合は、市民生活に多大な影響を与える。このため、各施設の管理者は、応急復旧対策を早急を実施する。

また、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	自主防災組織等との協力体制の確立、危険区域における施設の入所者・患者等の避難誘導、入所者・患者等の避難状況の確認および安否確認
風水害等による被害発生	施設等の被災状況の確認
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	医療施設等の応急復旧
〃 3日以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	自主防災組織との協力体制の確立、入館者、入所者、患者等の避難誘導
3時間以内	施設等の被災状況の確認
6時間以内	防災関係機関への応援要請
12時間以内	
24時間以内	医療施設等の応急復旧
72時間（3日）以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 市の施設	各班	
2 その他公共施設等	福祉班、子ども班	社会福祉施設等の管理者、 医療施設の管理者

1 市の施設

災害発生後、市役所、市民サービスセンター、公民館等の市の施設は、避難や救護、さらに応急対策活動の拠点となる。そのため、市の施設の管理者は、地震等の災害発生後は速やかに次の行動をとる。

なお、不特定多数の人が利用する市の社会教育施設（博物館、図書館等）の応急対策については、本章第 21 節「学校等における応急対策」、特定多数の人が利用する市営住宅等の応急対策については、本章第 46 節「応急住宅対策」を参照のこと。

(1) 避難誘導

災害発生時は、関係機関に通報するとともに、施設利用者の避難誘導に全力をあげる。

(2) 応急措置および応急修理

施設の職員は、災害に際しては、平常時からの訓練に基づいた役割を十分に発揮する。

また、施設の管理者は、施設が応急対策活動の拠点として機能するように、停電時の措置、給水不能時の措置等を行うとともに、施設の応急修理を迅速に実施する。

2 その他公共施設等

(1) 社会福祉施設等

社会福祉施設等の管理者は災害発生後、次の行動をとる。

ア 避難誘導

災害発生時には、消防機関等各関係機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一に考え、入所者の避難誘導に全力をあげる。

イ 応急措置

停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、重要機（器）材等の保全措置に万全を期す。

ウ 協力体制の確立

(ア) 災害に際しては、平時からの訓練に基づいて役割を十分に発揮し、自主防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、防災関係機関に応援要請を行う。

(イ) 災害の被害を受けていない他の施設に連絡し、入所者の移動等、その安全を図る。

エ 応急修理

施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。

(2) 病院等医療施設

病院等の管理者は、災害発生時において被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にして、避難、救出等防災対策に万全を期す。

ア 避難誘導

(ア) 災害発生時には、消防機関等各関係機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。

(イ) 重症患者、新生児、高齢者等自力で避難することが困難な患者の避難救援活動に全力をあげる。

(ウ) 応急措置

停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置および診療用放射線照射器具等重要機器材等の保管措置に万全を期す。

イ 応援要請

災害に際しては、平常時からの訓練に基づいた役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに防災関係機関に応援要請を行う。

第 34 節

道路・橋梁等の応急対策

計画の方針

道路・橋梁等の施設は、市民の日常生活および社会、経済活動はもちろんのこと、災害発生時の応急対策活動においても極めて重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設についての応急対策実施体制を整備し、迅速な対応を図る。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	危険箇所の巡視・点検
風水害等による被害発生	被災点検調査、道路啓開、交通規制、迂回路の選定、応急復旧、市民への広報
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	
〃 1 週間以内	
〃 1 か月以内	被災箇所の復旧事業の実施

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	被災概要調査、パトロールによる巡視
3 時間以内	道路啓開、緊急措置
6 時間以内	被災点検調査、交通規制、迂回路の選定、市民への広報
12 時間以内	
24 時間以内	協力体制の確立、応急復旧の着手
72 時間（3 日）以内	
1 週間以内	
1 か月以内	被災箇所の復旧事業の実施

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 被害の把握	道路班	秋田河川国道事務所、 秋田地域振興局建設部
2 応急復旧	道路班	秋田河川国道事務所、 秋田地域振興局建設部、 建設業関係団体等
3 広報活動	広報班	秋田河川国道事務所、 秋田地域振興局建設部

1 被害の把握

(1) 実施の主体

道路および橋梁施設の応急復旧の実施責任者は、国道は東北地方整備局秋田河川国道事務所、県道は秋田地域振興局建設部、市道は市建設部道路班とする。

(2) 被害の把握

施設の応急対策は、利用者の安全確保や市民生活および社会・経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、災害発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、直ちに対策を実施する。

2 応急復旧

(1) 応急措置

市（道路班）は、被害を受けた道路、橋梁および交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施するとともに、市民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制および広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

市（道路班）は、収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策定する。この際復旧のための優先順位を明らかにする。

また、道路上への倒壊物および落下物等、通行の支障となる障害物等を速やかに除去する。被害箇所については早期に仮工事を実施して、交通を確保する。

(3) 協力体制の確立

市（道路班）や民間事業者などの土木施設管理者は、施設の応急対策に関し、行政と民間

事業者、また地域間や事業者間の連携・協力を図り、効率よく作業を進める。

(4) 放置車両等の移動

緊急輸送道路上に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、移動又は道路管理者に移動を要請する。

ア 道路管理者による放置車両および立ち往生車両等の移動

(ア) 市（道路班）は、市が管理する緊急輸送道路上において放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(イ) 市（道路班）は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両を破損することができる。

(ウ) 市（道路班）は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。

イ 道路管理者に対する放置車両等の移動の要請

市（道路班）は、市道以外の緊急輸送道路上において放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、国道および県道等の道路管理者に対し放置車両等の移動の要請を行う。

3 広報活動

各道路管理者は、被害および措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等についてテレビ、ラジオ、標識、情報板、看板および道路パトローカー等により、通行者に周知徹底を図る。

第35節 治山・砂防施設等の応急対策

計画の方針

治山・砂防等の管理者は、災害時は施設における損壊箇所の機能確保を図るため、応急体制を確立するとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関の緊密な連携のもとに迅速かつ的確な応急対策を実施する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	土砂災害警戒区域等の警戒
風水害等による被害発生	被災概要調査、施設の点検・巡視、二次災害の防止、 応急復旧、被災状況の広報
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	
〃 3日以内	
〃 1週間以内	
〃 1か月以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	被災概要調査、施設の点検・巡視、二次災害の防止
12時間以内	
24時間以内	応急復旧、被災状況の広報
72時間（3日）以内	
1週間以内	
1か月以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害の未然防止	各班	施設管理者
2 被害の拡大および二次災害の防止	農地森林整備班	施設管理者
3 応急復旧	農地森林整備班	施設管理者
4 避難対策および市民への広報等	防災対策班、広報班	自主防災組織、市民

1 災害の未然防止**(1) 点検・巡視**

震度4以上の地震や風水害等の災害が発生した場合、各施設の管理者は、被害の実態を把握するとともに、円滑な応急活動を実施するため、それぞれの管理する施設の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

(2) 異常を発見した場合の措置

点検、巡視により異常や被災を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により市民安全確保のための措置を実施する。

ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。

イ 施設の被災等により市民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、市民に対する適切な避難のための指示および避難誘導等を実施する。

2 被害の拡大および二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し、関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

(1) 治山施設

ア 関係者および関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ 施設の被害が拡大するおそれのある場合は、巡回パトロールや要員の配備等により危険防止の監視を行う。

ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

エ 倒木や流木等により二次災害が発生するおそれのある場合は、速やかにその除去に努める。

(2) 砂防施設等

- ア 砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、下方の地域の人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者、関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。
- イ 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。
- ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

3 応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資機材ならびに機械の有無等を考慮して、適切な広報により被災施設の応急復旧工事を実施する。

4 避難対策および市民への広報等

(1) 避難指示等の実施

- ア 被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに、避難指示等の発令、および避難誘導等を実施する。
- イ 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。
- ウ 地震後や災害発生後の降雨により、土砂災害警戒情報が発令された場合、巡回巡視するなど警戒態勢をとるとともに、必要に応じて市は避難指示等を発令し、災害の拡大を防止する。

(2) 市民に対する広報等

- ア 気象状況によっては被災箇所の急激な拡大および土砂の異常流出が発生しやすくなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係市民、関係機関等に周知する。
- イ 災害等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係市民、関係機関等へ逐次連絡する。

(3) 要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織と連携し、必要な情報の伝達、避難支援活動を行う。

第 36 節**河川および内水排除施設の応急対策****計画の方針**

河川および内水排除施設の管理者は、災害時は施設の破損箇所や機能確保を図るための応急対策を行うとともに、関係機関の緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

※内水排除施設とは、住宅地や田畑に貯まった水を除排水するためのポンプ施設や、流入防止のための水門施設などをいう。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	浸水区域の警戒
風水害等による被害発生	被災概要調査、施設の点検・巡視、二次災害の防止、応急復旧、被害状況の広報
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	
〃 1 週間以内	
〃 1 か月以内	被災箇所の復旧事業の実施

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	被災概要調査、施設の点検・巡視、二次災害の防止
12 時間以内	
24 時間以内	応急復旧の着手、被害状況の広報
72 時間（3 日）以内	
1 週間以内	
1 か月以内	被災箇所の復旧事業の実施

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 被害の把握	道路班	秋田河川国道事務所 秋田地域振興局建設部
2 応急活動	道路班	秋田河川国道事務所 秋田地域振興局建設部、 建設業関係団体等
3 広報および報告等	広報班、道路班	秋田河川国道事務所 秋田地域振興局建設部

1 被害の把握

(1) 実施の主体

河川および内水排除施設の応急復旧の実施責任者は、一級河川の指定区間外は東北地方整備局秋田河川国道事務所、指定区間および二級河川は秋田地域振興局建設部、それ以外の準用河川および普通河川は市建設部とする。

表 3-36-1 連絡先リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所	茨島出張所	秋田市茨島五丁目 6-28	862-4362	862-4750
秋田地域振興局建設部	建設部 保全・環境課	秋田市山王四丁目 1-2	860-3482	860-3826

(2) 被害の把握

変状の有無の調査により、堤防の破損や亀裂、湧水の発生など、何らかの変状が発見された場合は、迅速に応急補強工事を実施する。

市（道路班）は、災害発生後直ちに、所管河川施設の被害や異状について、市民からの情報を収集するとともに、現地を調査し、次に掲げるような項目を把握する。

- 1 堤防の表面又は漏水・湧水の状況
- 2 堤防の破堤や亀裂の有無
- 3 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況
- 4 周辺における市民および滞在者の数
- 5 付近の降雨量
- 6 その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項

2 応急活動

市は、調査の結果、危険性が高いと判断された堤防について、関係機関や地域住民に周知を図り、消防団（水防団）とともに土のう積みなどのほか、警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講ずる。

また、市内各河川においても同様に応急対策を行う。

堤防の破壊等については、クラック等の雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシートなどで覆う。水門および排水樋門等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

3 広報および報告等

(1) 関係機関への通報

各河川管理者は、被害および措置状況を速やかに防災関係機関へ通報する。

(2) 市民への広報

各河川管理者は、被害状況等についてテレビ、ラジオ、パトロールカー等により市民に周知徹底を図る。

河川および内水排除施設の応急復旧で交通規制が必要な場合は、ラジオ、標識、情報板、看板等により、通行者に周知の徹底を図る。

(3) 報道機関への連絡

交通規制の解除に際しては、報道機関に連絡をする。

第37節 港湾施設の応急対策

計画の方針

地震、津波、風水害等の災害により港湾施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。これらの施設については、災害による施設の損壊箇所の機能確保のため、応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	被害概要調査、立入禁止等緊急措置・市民への広報
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	応急復旧の開始

各段階における活動の内容【地震災害、津波災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	
3時間以内	
6時間以内	
12時間以内	
24時間以内	被害概要調査、立入禁止等緊急措置・市民への広報
72時間（3日）以内	
1週間以内	応急復旧の開始

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 被害の把握	商工貿易班	(国)秋田港湾事務所、 (県)秋田港湾事務所
2 応急復旧	商工貿易班	同上（各施設管理者）
3 広報活動	広報班	同上（各施設管理者）

1 被害の把握

(1) 実施の主体

港湾施設の応急復旧の実施責任者は、港湾管理者である秋田県および国（国土交通省）である。

(2) 被害の把握

ア 市の措置

市（商工貿易班）は、港湾周辺施設の被害状況を調査するとともに、港湾管理者等から情報収集し、その状況を本部長に報告するほか、必要に応じて港湾管理者に情報提供を行う。

イ 国および県の措置

港湾施設が被災した場合には、国および港湾管理者は、その被害程度を迅速に調査し、その緊急性に応じた対策を講ずる。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 護岸の表面又は漏水・湧水の状況2 護岸の亀裂の有無3 護岸や周辺の建築物・構造物等の損壊の状況4 周辺における住民および滞在者の数5 そのほか、二次災害予防又は応急対策上参考となる事項 |
|--|

(3) 被害状況の通報

ア 国および県の措置

各港湾施設管理者は、被害および措置状況を速やかに防災関係機関へ通報する。

2 応急復旧

(1) 国および県の措置

国および港湾管理者は、調査の結果、危険性が高いと判断された港湾施設については、応急工事等を実施し、被害が拡大しない措置を講ずる。なお、応急工事等の実施に際しては、特に十分な注意と監視を行いながら実施する。

(2) 市の措置

市（商工貿易班）は、国および施設管理者の実施する施設の応急復旧に協力する。

3 広報活動

(1) 市の措置

被災した施設は、気象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、被害状況等については、テレビ、ラジオ、パトロールカー、市ホームページ、防災ネットあきた等により周辺住民への周知徹底を図る。

(2) 国および県の措置

施設の被害状況等について、テレビ、ラジオ、パトロールカー等により周辺住民への周知徹底を図る。

第 38 節**上水道施設の応急対策****計画の方針**

災害により上水道施設に被害が発生した場合、市は、被災者の生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所の早期把握および応急復旧を図るとともに、二次災害防止のため、所要の措置を講ずる。

また、上水道施設は、市民の日常生活および社会、経済活動、災害発生時における被災者の生活確保、応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、マヒ状態に陥ることも予想される。このため、市は、復旧までの間の代替措置を講じるとともに、迅速に応急復旧体制を確立する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
災害による被害発生	被災状況の把握、市民への広報
災害や異常気象等が沈静化	応急復旧体制の確立
沈静化後 1 日以内	代替措置の実施
〃 3 日以内	主要施設の復旧、医療機関等における応急復旧、 復旧の見通しについての広報
〃 1 週間以内	主要配水管の応急復旧
〃 1 か月以内	給水管の応急復旧

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	被災状況の把握
3 時間以内	
6 時間以内	被災状況の広報
12 時間以内	応急復旧体制の確立
24 時間以内	代替措置の実施
72 時間（3 日）以内	主要施設の復旧、医療機関等における応急復旧、 復旧の見通しについての広報
1 週間以内	主要配水管の応急復旧
1 か月以内	給水管の応急復旧

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施体制	市民生活班、上下水道部各班	
2 応急措置	市民生活班、上下水道部各班	
3 応急復旧の実施	市民生活班、復旧班	
4 応援要請	防災対策班、上下水道総務班	
5 市民への広報	広報班、上下水道部各班	

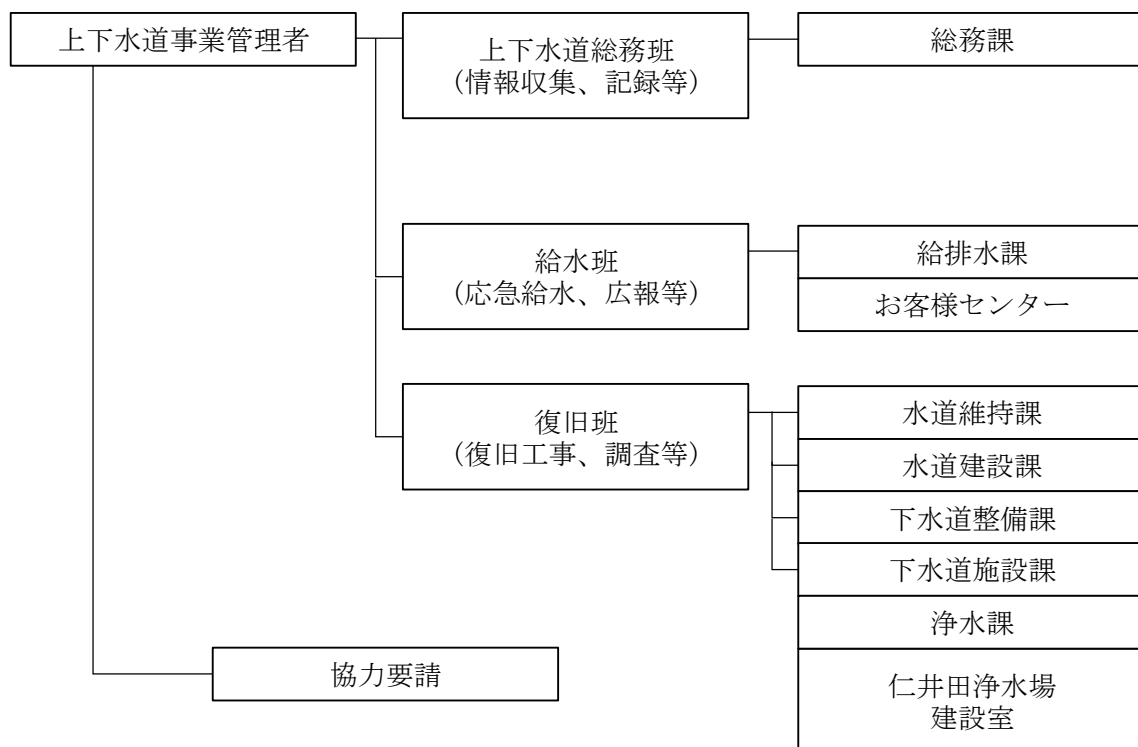
1 実施体制

(1) 実施の主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、上下水道事業管理者および小規模水道等設置管理者とする。

(2) 応急体制の整備

上下水道事業管理者は、以下により速やかに応急体制を確立する。



※小規模水道については市民生活班で対応するものとする

図 3-38-1 上水道施設の応急対策実施体制

2 応急措置

(1) 施設被害の把握

市は災害発生と同時に施設のパトロールを実施し、被災状況の把握に努めるとともに、市民からの情報を収集する。

(2) 水道停止時の代替措置

応急給水活動を本章第 27 節「飲料水の確保」に示した要領で実施する。

(3) 二次災害防止の措置

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、警察・消防機関等から送水停止等の要請があった場合は、適切な危険防止措置を講ずる。

3 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

なお、市が協力要請を行った場合、県では他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

(2) 応急復旧作業の実施

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、優先的に作業を行う。

＜応急復旧の行動指針＞

- | |
|--|
| ア 施設復旧の完了の目標を明らかにする。 |
| イ 施設復旧の手順および方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。 |
| ウ 施設復旧に当たる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない職員があることを想定する。 |
| エ 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。 |
| オ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。 |
| カ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容および方法を明らかにする。 |

(3) 基幹施設の復旧

ア 取水、導水、浄水施設等基幹施設の破損は給水の停止や給水不良につながることから、水道施設の管理者は、災害発生と同時に浄水施設等の被害状況を調査し、状況に応じた応急工事を速やかに行い、施設の機能回復に努める。しかし、破損がひどく応急工事が困難な場合は、他の給水系統から給水を図り、給水不能地域の拡大防止を図る。

イ 施設が破損したときは、破損箇所から有毒物等が混入しないよう措置する。特に浸水地区等で汚水が混入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。

ウ 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、ブロック弁により他系統の導管から給水を行う。

また、配水管の破損が大規模で応急復旧が困難な場合は、仮設応急配管を実施して共用栓などを設置する。

(4) 応急復旧資機材の確保

市は、応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

4 応援要請

市（上下水道総務班・防災対策班）は、災害応急対策又は応急復旧のため、応援が必要と認めるときは次により応援要請を行う。

- (1) 応急給水、応急復旧について独自で処理できない場合は、「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援要請する。
- (2) 自衛隊、ボランティアの応援を必要とする場合は、秋田市災害対策本部を通して応援要請する。
- (3) 復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応援要請する。

5 市民への広報

市は、被災状況および応急復旧の見通し、断減水の状況、給水情報などについて、関係機関へ通報する。

また、広報班および上下水道部各班は、市民に対して、広報車、市ホームページ、SNS、報道機関、広報あきた等により適切に情報提供を行う。

第 39 節**下水道施設の応急対策****計画の方針**

下水道施設は、その多くが地下埋設施設のため、災害により被害を受けた場合には、被害状況の把握、応急対策の実施に時間を要し、市民生活に大きな影響を与えることが予想される。

このため、被災時にはできるだけ速やかに管理施設の被害状況を把握するとともに、ポンプ施設、処理場においては最小限の機能回復を行い、復旧対策までの一次的な下水道機能を確保する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
災害による被害発生	処理場等の緊急点検、被災状況の把握、被災状況の広報
災害や異常気象等が沈静化	応急復旧体制の確立
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	応急措置、復旧の見通しについて広報
〃 1 週間以内	応急復旧作業の開始

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	処理場等の緊急点検、被災状況の把握
3 時間以内	
6 時間以内	被災状況の広報
12 時間以内	応急復旧体制の確立
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	応急措置、復旧の見通しについて広報
1 週間以内	応急復旧作業の開始

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施体制	上下水道部各班	
2 応急措置	上下水道部各班、 防災対策班、環境班	
3 応急復旧の実施	復旧班	
4 応援要請	上下水道総務班	
5 市民への広報	広報班、上下水道部各班	

1 実施体制

(1) 実施の主体

下水道施設の応急復旧の実施責任者は、上下水道事業管理者とする。

2 応急措置

(1) 施設被害の把握

上下水道事業管理者は、災害発生とともに施設のパトロールを行い被害情報を収集する。

(2) 下水道停止時の対応

ア 宅内の排水設備の使用不能時

市（給水班）は、市民の問合せに対し、排水設備業者の紹介などを行う。

また、避難所における仮設トイレの設置状況などに関する情報提供を行う。

イ 下水管渠の使用不能時

市（復旧班）は、下水管渠の使用可能な近隣地区の公共施設や大規模商業施設等にトイレ使用を依頼し、臨時トイレとする。

臨時使用のトイレを確保できない場合は、市（上下水道部から防災対策班へ連絡）は、仮設トイレ等を設置する。

ウ ポンプ場、終末処理場の使用不能時

市（復旧班）は、緊急止水処理（土のう等での遮断）をし、一時的に管内貯留をする。

3 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市（復旧班）は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

市（復旧班）は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

ア 下水管渠

下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保に努め、他施設に与える影響の程度を考慮しながら、下水道本来の機能を回復することを目的とし、応急復旧工事を実施する。具体的には管渠、マンホール内部の土砂の清掃、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

ポンプ場および終末処理場の被害に対しては、排水および処理機能の回復を図るため応急復旧工事を実施する。

終末処理場が被害を受け、処理機能や排水機能に影響がでた場合は、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、応急復旧を図る。

次に周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や消毒池に転用するなどの簡易的な処理を行うとともに、早急に処理機能の回復に努める。

停電のため施設の機能が停止した場合は、自家発電による運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

4 応援要請

(1) 協定に基づく応援要請

大規模災害等により、市独自では対応できない下水道被害が発生した場合、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール（令和5年3月24日改訂）」に基づき応援要請を行う。

(2) 関係業者への応援要請

復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応援要請をする。

5 市民への広報

市（上下水道総務班、広報班）は、広報車、市ホームページ、SNS、報道機関、広報あきた等を利用して、下水道の被害の状況および復旧の見通しなどについて市民への広報を実施する。

第40節 電力施設の応急対策

計画の方針

停電による社会の不安を除去し、市民の安全を守るため、公衆の感電事故防止、電気火災等二次災害防止、また、電力施設被災状況、復旧の見通しについて周知を図る。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	被災状況の把握、被災状況の広報 復旧人員・資機材の調達、病院等重要施設の復旧
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後1日以内	復旧の見通しについて広報
〃 3日以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	停電状況の把握
3時間以内	被災状況の把握、被災状況の広報
6時間以内	
12時間以内	応急復旧体制の確立
24時間以内	復旧の見通しについて広報
72時間（3日）以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施体制		東北電力ネットワーク(株)
2 応急措置		東北電力ネットワーク(株)
3 応急復旧の実施		東北電力ネットワーク(株)
4 市民への広報	広報班	東北電力ネットワーク(株)

1 実施体制

(1) 実施の主体

電力施設の応急復旧の実施責任者は、電力事業者（東北電力ネットワーク(株)秋田電力センター所長）とする。

(2) 災害時の組織体制

電力事業者は、防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、このもとに設備ごと、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

(3) 動員体制（応急復旧要員の確保）

電力事業者の対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める災害対策要員の動員を指示する。被害が多大で当該事業所のみでは早期復旧が困難な場合は、他事業所などに応援を要請し要員を確保する。

ア 対策要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各災害対策要員は、気象、水象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

(イ) 非常体制が発令された場合は、災害対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

(ウ) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない災害対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

イ 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想される場合、又は発生したときは応援の要請を行う。

2 応急措置

(1) 電力停止時の代替措置

電力事業者は、電力停止時の代替措置が緊急に必要な場合、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない範囲において、他ルートからの送電等により代替措置を講じる。

(2) 二次災害防止措置

電力事業者は、災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、警察・消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険防止措置を講ずる。

3 応急復旧の実施

電力事業者は次の措置により応急復旧を実施する。

(1) 通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および加入電話等を利用して行う。

(2) 災害時における情報の収集、連絡

各班が設備（発電所・変電所・送電線・配電線等）ごとに被害状況を迅速・的確に把握し、別に定める通報連絡経路にしたがって報告する。

また、災害に関する連絡は非常災害連絡用電話回線等を使用して行う。

ア 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、支店および各事業所の対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速・的確に把握し、速やかに上位対策組織に報告する。

(ア) 一般情報

- a 気象、水象、地象情報
- b 対外対応状況

地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、市民等への対応状況

- c その他災害に関する情報（交通状況等）

(イ) 電力被害情報

- a 電力施設等の被害状況および復旧状況
- b 停電による主な影響状況
- c 復旧機材、応援隊、食糧等に関する事項
- d 従業員の被害状況
- e その他災害に関する情報

イ 情報の集約

支店対策組織は、各事業所の対策組織からの被害情報等の報告および独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努め、関係機関に報告する。

(3) 災害時における基本方針

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害防止を勘案して、迅速・適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に応急復旧措置を行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器、機器、貯蔵品等の活用により応急復旧措置を行う。

(ウ) 配電設備

配電部門災害対応マニュアルにより迅速、適切な復旧を行う。

(エ) 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用による通信を確保する。

(4) 復旧計画

ア 復旧計画の作成および報告

対策組織は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定し、上位対策組織に速やかに報告する。

(ア) 復旧応援要員の必要の有無

(イ) 復旧要員の配置状況

(ウ) 復旧資材の調達

(エ) 電力系統の復旧方法

(オ) 復旧作業の日程

(カ) 仮復旧の完了見込

(キ) 宿泊施設、食糧等の手配

(ク) その他必要な対策

イ 指示

上位対策組織は、前項の報告に基づき各事業所対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(5) 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、人命の安全、民心の安定および事故の拡大防止、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

表 3-40-1 電力施設の復旧順位

設備名称	復旧順位
送電設備	1 全回線送電不能の主要線路 2 全回線送電不能のその他の線路 3 一部回線送電不能の主要線路 4 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。) 4 その他の変電所
避難所	1 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官庁等の公共機関、配電設備その他重要施設への供給回線 2 その他の回線
通信設備	1 非常災害用通信回線 2 給電指令回線ならびに制御監視および系統保護回線 3 保安用回線など

(6) 災害時における復旧資材の確保

ア 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 事務所間相互の流用

(ウ) その他

イ 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ協力関係にある取引先の車両、ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

ウ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場（アスファルト又はコンクリート舗装）および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

4 市民への広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブサイト等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第41節 ガス施設の応急対策

計画の方針

東部ガス(株)ならびにその他ガス事業者は、災害発生後速やかに災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めている復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

また、市は、二次災害の防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	(L P ガス) 被災状況の把握、二次災害防止措置 (都市ガス) 被災状況の確認、供給停止判断・措置、 二次災害防止措置、市民への広報、 消費先安全確認、供給再開確認
災害や異常気象等が沈静化	(都市ガス) 応急復旧体制の確立、
沈静化後1日以内	復旧の見通しについて広報
〃 3日以内	(L P ガス) 消費先の緊急点検完了

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1時間以内	被災状況の把握、市民への広報 供給所停止判断・措置、二次災害防止措置(都市ガス)
3時間以内	二次災害防止措置(L P ガス)
6時間以内	
12時間以内	応急復旧体制の確立(都市ガス)、
24時間以内	復旧の見通しについて広報
72時間(3日)以内	安全点検完了後、供給再開(L P ガス)

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 都市ガス施設	消防部	東部ガス(株)
2 L P ガス	消防部	L P ガス充填・販売事業所

1 都市ガス施設

(1) 実施の主体

都市ガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、都市ガス事業者（施設の管理者又は長）とし、災害により都市ガス施設に被害が生じた場合は速やかに施設の点検を実施するとともに、二次災害を防止するため迅速かつ的確に応急措置を行い、施設の機能回復に努め、公共の安全と利便の確保を図る。

◆資料編 17－3 都市ガス

(2) 災害時の出動体制

ア 職員

勤務時間外に、災害の発生もしくは発生するおそれのあること、又は震度5弱以上の地震が発生したことを報道等で知った場合、職員は保安業務のため情報を収集しながらそれぞれの職場に出動する。

イ 指定工事業者等

災害の発生もしくは発生するおそれのあること、又は震度5弱以上の地震が発生したことを報道等で知った場合、市等からの出動要請に備え、待機体制をとる。

(3) 災害対策本部の設置

都市ガス施設の管理者は、職員を招集し災害対策本部を設置するとともに、応急対策を行う体制を整える。

(4) 応急措置

ア ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能および安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

(ア) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。

(イ) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、速やかに調達できる体制を整備しておく。

イ 二次災害防止措置

都市ガス事業者は、災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害等が予想される場合は、供給の停止などの適切な二次災害防止措置を講ずる。

(5) 応急復旧の実施

都市ガス事業者は、施設の被災による二次災害の防止、ならびに速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持するために、以下を実施する。

ア 情報の収集・伝達

職員は設備の被害状況、導管沿線の被害状況・交通の状況およびその他災害に関する情報の収集を迅速、的確に行い、災害対策本部に報告する。

災害対策本部は関係機関への連絡を行う。

また、災害に関する連絡は非常災害連絡用電話回線等を使用して行う。

イ 応急復旧作業の実施

災害対策本部のものと組織ごとに応急復旧活動を行う。

(ア) 需要家に対して

供給の止まった需要家に対し、メーターガス栓の閉止をお願いするほか、閉栓確認作業を行う。

(イ) ガス導管に関して

緊急路線巡回を行い、臭気等による安全確認を行う。

漏洩のおそれのある部分に関しては、ガス検知器にて危険度を判断し適切な対応を行う。

(ウ) 製造・供給設備に関して

供給を継続することができるよう、復旧作業ならびに設備点検を行う。特に電力設備については、早期に復旧できるように電力事業者（東北電力ネットワーク(株)）との連絡を密にする。

ウ 被害復旧活動資機材の備蓄

(ア) 製造設備の資機材

架構、配管および電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

(イ) 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカーおよび各工事会社等の貯蔵品で対応する。

(ウ) 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて県内の他の事業所が、被災事業所に諸機材を貸与し、緊急事態に対応する。

(6) 応援要請

復旧に長時間かかることが予想される場合は、(一社)日本ガス協会東北部会等に応援を要請する。

(7) 市民への広報

都市ガス施設の事業者は、被害発生直後は、テレビ・ラジオ・広報車を通じて「ガスの火を消すこと」「臭気等で異常を感じたらメーターガス栓を閉止すること」を周知する。

ガスの供給を停止した場合は、以下の周知をする。

ア ガスの供給を停止したこと。(一部地区の場合はその地区をわかりやすく)

イ メーターガス栓、ガス栓、器具栓等を閉めておくこと。

ウ ガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

なお、地方自治体、警察署、消防署、諸官庁、マスコミに対し、以下の周知と協力要請をする。

- (ア) 地方自治体の災害対策本部との情報連絡体制
- (イ) ガスの供給を停止したこと。(一部地区の場合はその地区をわかりやすく)
- (ウ) ガス事業の保安体制・広報体制
- (エ) 保安確保のための協力要請、需要家への広報の協力要請
- (オ) 復旧の見通し

2 ＬＰガス

秋田中央ＬＰガス協議会等と協議を行い、人命に係る施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立て、被災状況、施設の復旧の難易度により復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 実施の主体

ＬＰガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、ＬＰガス取扱事業者（施設の管理者又は長）とする。

◆資料編 17－4 ＬＰガス

(2) 被害状況の調査

ア ガス供給設備

イ 重要建物のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した供給設備の修理復旧順位および供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(3) 復旧措置に関する広報

ＬＰガス施設の管理者は、秋田中央ＬＰガス協議会の広報車等により、復旧措置に関しての安全確保のため、付近の住民および関係機関等に対し、災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

(4) ＬＰガス施設の応急復旧

ＬＰガス施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

- ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。
- イ 貯蔵所の充てん容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所へ移動する。
- ウ 必要により施設周辺の住民に対して避難を指示する。
- エ 災害が拡大し、又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県ＬＰガス協会に対して応援を要請する。

オ LPガス販売事業者は常時、液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）および「同法施行規則」に基づいて、施設、設備、移送等の保安に努める。

カ 災害事故発生時には、被災設備の速やかな応急復旧を図るとともに、地域住民に対する迅速、適切な措置を講ずる。

キ LPガスのタンクローリーについては、移動基準の徹底、有資格者の同乗など輸送規則の徹底を図り未然防止に努める。

(5) 需要家設備の復旧作業

ア 復旧作業の流れ

- (ア) 被災地域の復旧ブロック化
- (イ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (ウ) 各家庭の漏洩調査
- (エ) 漏洩箇所の修理
- (オ) 配管検査（気密テスト等）
- (カ) 点火・燃焼試験および警報機作動・メーター遮断試験
- (キ) 安全点検完了
- (ク) 供給再開

イ 再使用時事故防止措置

各需要家の配管検査およびガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用を再開する。

第 42 節

電話施設の応急対策

計画の方針

一般電話会社および携帯電話会社は、災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、市や県等と連携した応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

また、東日本電信電話(株)秋田支店は災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(w e b 171)、携帯電話各社は災害用伝言板サービスの利用を可能とし、被災地の民生の安定を図る。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板サービスの運用 被災状況の把握、確認、 重要通信の確保、被災状況の広報、応急復旧体制の確立
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	復旧の見通しについて広報
〃 3 日以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板サービスの運用 被災状況の把握、確認
3 時間以内	被災状況の広報
6 時間以内	
12 時間以内	応急復旧体制の確立、重要通信の確保
24 時間以内	復旧の見通しについて広報
72 時間（3 日）以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 一般加入電話（固定電話）		各電話事業者（NTT東日本（株）、KDDI（株））
2 携帯電話		各携帯電話事業者（NTTドコモ、au（KDDI（株））、ソフトバンク、楽天モバイル）

1 一般加入電話（固定電話）

(1) 実施体制

ア 実施の主体

電信電話施設の災害応急復旧の実施責任者は、電話事業者（東日本電信電話（株）秋田支店長等）とする。

イ 災害時の組織体制

電話事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、秋田支店および被災地支店等に非常災害措置表に基づく次の対策組織を設置する。

(ア) 情報連絡室

(イ) 災害対策本部

ウ 動員体制

防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について措置方法を定めている。

(ア) 社員の非常配置

(イ) 社員の非常招集方法

(ウ) 関係組織相互間に対する応援要請方法

(エ) 工事会社等の応援要請方法

(2) 被害状況の把握および情報連絡体制

災害時において、被害状況の把握と情報連絡ならびに重要通信を確保するための諸活動が初動措置として重要であることから、電話事業者は、次の初動措置を迅速に行う。

ア 被害状況の把握

(ア) 被害の概況調査

社内外からの被害に関する情報の迅速な収集

(イ) 被害の詳細調査

現地調査班等による被害の全貌把握

イ 情報連絡

- (ア) 情報の収集・分析・記録
- (イ) 情報連絡用打合せ回線の作成
- (ウ) 情報連絡担当者の選定、連絡、連絡先の確認
- (エ) 状況により情報連絡要員の増員等体制強化
- (オ) 社外の災害対策機関との連絡、協力
- (カ) 気象、道路状況等に関する情報の収集

(3) 復旧資機材等の確保

応急復旧に必要な資機材については電話事業者（秋田支店）保有の資機材を使用するが、不足が生じるときは、電話事業者（東北管内および本社）が保有する資機材を使用する。

また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、下記の災害対策用資機材等を配備している。

- ア ポータブル衛星通信装置
- イ 移動電源車および可搬電源装置
- ウ 応急復旧ケーブル
- エ その他の応急復旧用諸装置

(4) 市民への広報

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、支店ホームページおよび広報車により地域の市民等に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送および新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害復旧に関してとられている措置および応急復旧状況
- イ 通信の途絶又は利用制限の状況と理由
- ウ 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ
- エ 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- オ 市民に対して協力を要請する事項
- カ その他必要な事項

2 携帯電話

(1) 実施体制

ア 実施の主体

移動通信設備等の災害応急復旧の実施責任者は、携帯電話事業者とする。

イ 災害時の組織体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておく。

ウ 動員体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合において、業務の運営もしくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

- (ア) 社員の非常配置および服務基準
- (イ) 社員の非常招集の方法
- (ウ) 関係組織相互間の応援の要請方法

(2) 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には設備の状況を監視し、電気通信の疎通を図り重要通信を確保する。

(3) 広報活動

ア 災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、通信の疎通利用制限の措置状況および被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ 災害によって通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ、広報車等により市民に周知する。

- (ア) スマートフォンや携帯電話の災害用伝言板（web171）の利用呼びかけ
- (イ) スマートフォンや携帯電話のメール機能の利用呼びかけ

(4) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材および物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類および数量ならびに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

第 43 節

鉄道施設の応急対策

計画の方針

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送を行う鉄道は、地震や風水害等により被害が発生した場合、利用者の人命および市民生活に重大な支障を与えるおそれがある。

このため、地震や風水害等による災害が発生した場合、旅客および施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	運休措置、乗客の安全確保、乗客・市民への広報、被災状況の把握、応急復旧作業
災害や異常気象等が沈静化	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	緊急停止、安全確保、乗客への広報
3 時間以内	被災状況の把握、被災状況の広報
6 時間以内	応急復旧作業の開始
12 時間以内	
24 時間以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 実施の主体		各鉄道事業者
2 応急措置等	消防部	各鉄道事業者
3 広報活動	広報部	各鉄道事業者
4 応急復旧		各鉄道事業者

1 実施の主体

(1) 実施の主体

鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道(株)秋田支社とする。

2 応急措置等

(1) 施設被害の把握

状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている係員から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、市民から直接情報を聴取する。

(2) 消火活動等

車両火災が発生したときは、消防部は速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

◆資料編5-12 鉄道災害発生時における消防活動に関する協定（東日本旅客鉄道）

(3) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、折り返し運転の実施および運転不能線区の実代行輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折返し運転の実施および運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強および他社線との振替輸送

3 広報活動

(1) 災害が発生したときは、速やかに関係機関に被害状況を通報する。

(2) 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ的確に把握し、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行いうるよう必要な措置を講じ、関係機関に連絡する。

(3) 市は、二次災害防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により市民に周知する。

4 応急復旧

(1) 災害が発生したときは、列車防護等の手配を講じ、併発事故の防止に努める。

(2) 災害が発生したときは、直ちに災害現場等に対策本部を設置する。

(3) あらかじめ定めた担当により復旧作業を実施する。

第 44 節**宅地等の応急危険度判定****計画の方針**

地震や降雨等により宅地災害が広範囲に発生した場合、宅地の被害に関する情報に基づき応急危険度判定を実施して被害の状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止を図る。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	被災宅地地域の把握、判定士の派遣要請
沈静化後 1 日以内	被災宅地危険度判定活動の開始
〃 3 日以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	被災宅地地域の把握、判定士の派遣要請
72 時間（3 日）以内	被災宅地危険度判定活動の開始

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 判定士の派遣要請	都市計画班	県（都市計画課）
2 応急危険度判定活動	都市計画班	県（都市計画課）

1 判定士の派遣要請

(1) 危険度判定実施の決定

市長は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

また、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域および宅地を定める。

(2) 判定士派遣要請

市長は、被災地の状況により必要があると認めるときは、被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

2 応急危険度判定活動

(1) 市長は、被災宅地危険度判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

(2) 市長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

第 45 節

建築物の応急危険度判定

計画の方針

地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害の防止を図る。

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	被災地域・被災建築物の把握
6 時間以内	判定実施本部の設置、応急危険度判定士の派遣要請
12 時間以内	
24 時間以内	被災建築物の応急危険度判定活動の開始

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 判定実施本部の設置、応急危険度判定士の派遣要請	建築指導班	県（建築住宅課）
2 応急危険度判定活動	建築指導班	県（建築住宅課）

1 判定実施本部の設置、応急危険度判定士の派遣要請

(1) 判定実施本部の設置

市は、余震等による二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、判定の実施を決定し、判定実施本部を設置する。

市（建築指導班）は、必要に応じて余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

(2) 判定士の受入れ体制

応急危険度判定士は震災後早期に来市して判定活動に当たるが、市内の地理や被害状況について不案内であったり、滞在場所や食糧について備えが不十分なこともあり得ることから、受援計画などにより受入体制の整備に努める。

また、道路の破損等により被災現場への移動が困難な場合は、バイクや自転車を確保し、判定士の活動を支援する。

2 応急危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- ア 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- イ 判定実施時期および作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ウ 判定結果の責任については、市が負う。

(2) 判定の関係機関

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

(3) 判定作業概要

- ア 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- イ 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」((財)日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会発行)の判定基準に準じ、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ウ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- エ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上、判定を行う。
- オ 判定は、原則として「目視」により行う。
- カ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

第 46 節

応急住宅対策

計画の方針

災害のために住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、応急仮設住宅を含めた公的住宅等の提供、住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	公営住宅の空き家提供、空き家情報の広報
〃 1 週間以内	被災戸数の確定、供与対象者の選定、住宅の応急修理
〃 20 日以内	仮設住宅の建設着工、民間賃貸住宅（借上）の提供・紹介

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	公営住宅の空き家提供・空き家情報の広報
1 週間以内	被災戸数の確定、供与対象者の選定、住宅の応急修理
20 日以内	仮設住宅の建設着工、民間賃貸住宅（借上）の提供・紹介

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 応急仮設住宅の建設	建築班、住宅政策班	プレハブ建築協会、建設業関係団体等
2 公共住宅等の提供	住宅政策班	民間施設の管理者
3 被災住宅の応急修理	建築班、調査修理班	建設業関係団体等
4 災害時の二次被害の拡大防止対策	都市整備部各班、各班	建設業関係団体

1 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅建設の流れ

市は災害により、住宅を失い、又は損壊等を被り、自らの資力で住宅の確保ができない被災者に対する応急仮設住宅の建設を実施して居住の安定を図る。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事に対して仮設住宅の建設を要請し、知事の委任を受けた場合は、市長が実施する。

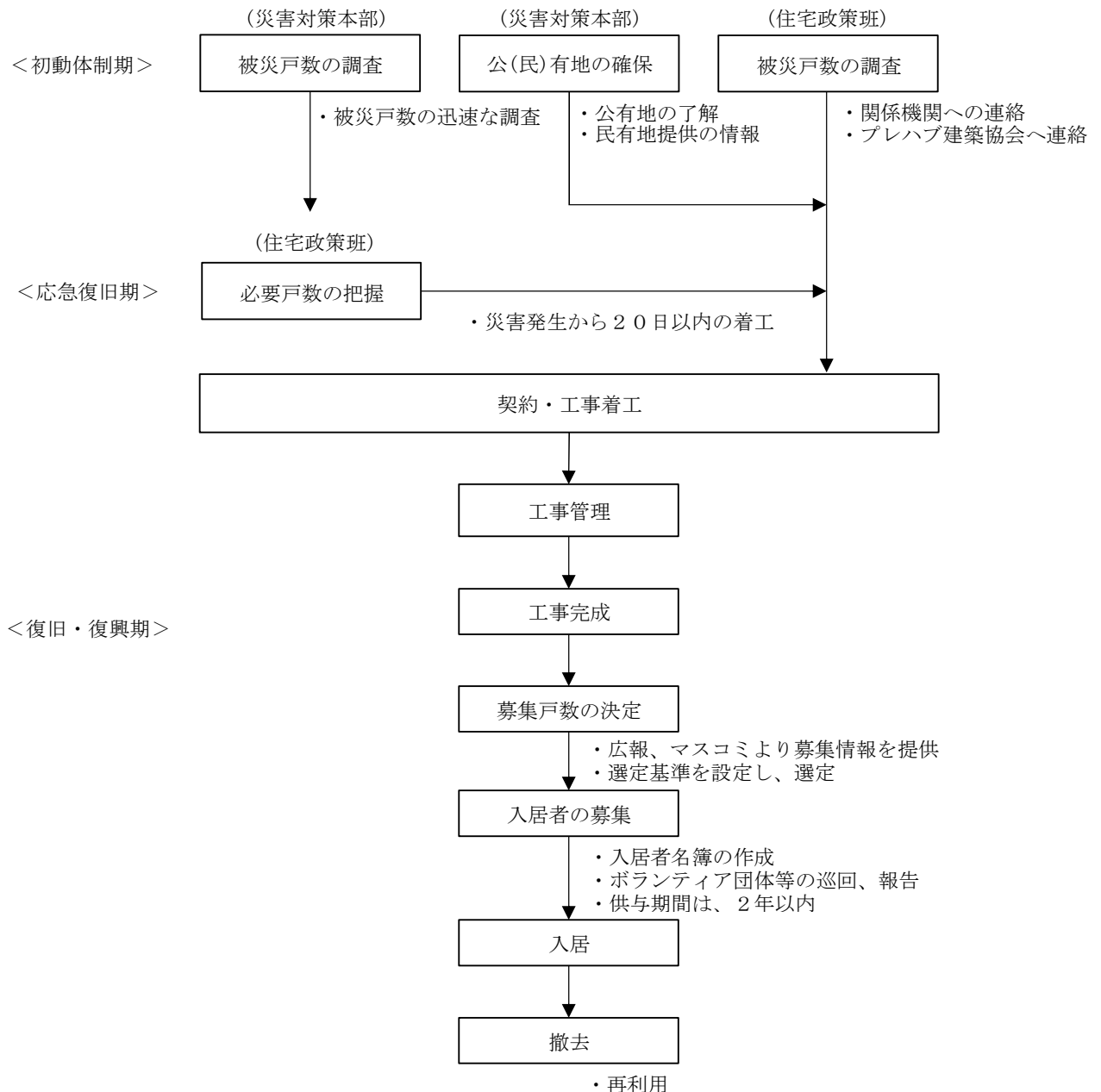


図 3-46-1 応急仮設住宅供与の流れ

(2) 入居対象者

災害のため住家を滅失し、自らの資力で居住する住家を確保できない被災者を対象として
公的住宅の空き家の提供や、応急仮設住宅の建設を実施し、保護していくものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置

ア 期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日又は借り上げ
の日から、原則として 2 年以内とする。(建築基準法第 85 条第 4 項の期限内)

イ 設置場所

建設地は、災害の状況を判断し市が選定した場所とする。

なお、仮設住宅の設置予定場所は、私有地又は市有地、国および県から提供された公有
地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所
は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

ウ 構造

建物の形式は軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとするが、積雪
等に耐える構造とする。

また、バリアフリーなど、高齢者などの要配慮者世帯に配慮した設備・構造とする。

エ 規模、費用

一戸当たりの床面積は、災害救助法に定めた基準によるが世帯数および資材の調達状況
により、基準運用が困難な場合は、基準枠を調整してその規模および費用の追加ができる
ものとする。

なお、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅につ
いても建設する。

オ 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設については、県が一般社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し、
その協力を得て建設する。

カ 建設費用

応急仮設住宅設置のための費用は災害救助法施行細則（資料編参照）で定める限度額の
範囲内とする。

キ 建設

事業者との契約により実施する。

◆資料編 30－1 災害救助法による救助の程度、方法および期間並びに実費弁償の基準

(4) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置

前記(3)に準じて実施する。

(5) 被災者の収容および管理

ア 計画の方針

応急仮設住宅への入居によってそれまで生活していたコミュニティを喪失し、被災者の

精神的なダメージからの回復が遅れることもある。したがって、コミュニティの持つ癒やしの機能に配慮しながら入居を進め、その後の管理運営に当たっても、入居者の精神的な回復が図れるよう留意する。

イ 入居者の選定

市は県に協力して被災者の状況を調査し、これを踏まえて、県が次の基準により入居者を決定する。

また、民生委員・児童委員等の意見を参考にするとともに、要配慮者の優先入居にも努める。入居者の選定は、場合によっては県から委任を受ける。

(ア) 住家が全焼、全壊、又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること。

ウ 管理運営

災害救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理を行い、市はこれに協力する。ただし、状況に応じて市は県から管理の委任を受ける。救助法適用に至らない場合は市が管理する。

応急仮設住宅地区の運営に当たっては、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努める。

また、市の福祉担当者やボランティアの連携による生活支援とともに、保健師等による健康状態の把握および健康相談等を行い、健康な生活を送ることができるよう支援する。

(6) 応援要請

ア 県は、近隣市町村に対して公営住宅の空室を確認の上、被災者の入居あっせんを行うよう要請する。

イ 県は、応急仮設住宅の工事管理について、近隣市町村へ協力を要請する。

(7) 応急仮設住宅建設上の留意事項

ア 住宅の応急供給に関わる計画の立案には、正確な滅失住宅数の把握を迅速に行わなければならない、棟単位ではなく被災戸数の調査が必要である。

イ 被害認定には迅速性と確実性の両面が要求され、認定結果に矛盾があると市民の不満に結びつきやすいので、配慮が必要である。

ウ 応急仮設住宅の設置場所については、市民サービスセンターや商業施設等への交通手段の確保に努める。

エ 応急仮設住宅の建設については、非木造のプレハブ応急仮設住宅の建設のほか、県内工務店関係団体の地域の技能者および地場産材（特に木材）を活用した木造応急仮設住宅の建設を行う。

オ 応急仮設住宅は、要配慮者の長期避難生活を想定した応急仮設住宅の構造等、積雪寒冷地に配慮した構造および仕様とする。

カ 応急仮設住宅の運営管理において、女性の参画や入居者によるコミュニティの形成、男女別ニーズの違いなどへの配慮を行う。

キ 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

(8) 広報

ア 応急仮設住宅の建設に当たり、利用可能な民有地に関する情報提供を「広報あきた」等で呼びかける。

イ 応急仮設住宅の入居募集について、「広報あきた」等で被災者に伝える。

(9) 報告

ア 応急仮設住宅の設置状況について、知事に報告する。（災害救助法が適用された場合）

イ 被害程度、その他の要件から必要があれば、応急仮設住宅の設置戸数の限度引き上げについて、厚生労働大臣の承認を得る。

2 公共住宅等の提供

市は、市内あるいは近隣市町村の公共住宅等に空き家がある場合は、関係機関にも協力を求め、被災者、特に要配慮者に対し優先的に提供する。

なお、供与期間、入居対象者および入居者の選定は、応急仮設住宅の場合に準ずることとし、民間賃貸住宅については県および関係団体などから提供された情報をもとに借り上げを行う。

(1) 市営住宅等の活用

県は、県や県内市町村等の公営住宅等の空き家情報を収集し、市に提供する。市は、市営住宅のほか、提供された情報を基に一時入居のあっせんを行う。また、必要に応じて、市営住宅の点検、応急修理を実施する。

(2) 民間施設等の活用

県は、民間アパート等の民間施設についても、その情報を収集し、必要な場合は県が民間賃貸住宅を災害救助法の応急仮設住宅として借り上げる。市は、県から委任を受けた場合、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、関係団体から得られた借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報提供を県から受け、所有者、管理者等に入居の協力を依頼するなどの措置を講ずる。

3 被災住宅の応急修理

(1) 被災住宅応急修理の流れ

市は、災害救助法が適用された場合、知事に対して家屋の応急修理を要請する。知事の委任を受けた場合は、市長が実施する。

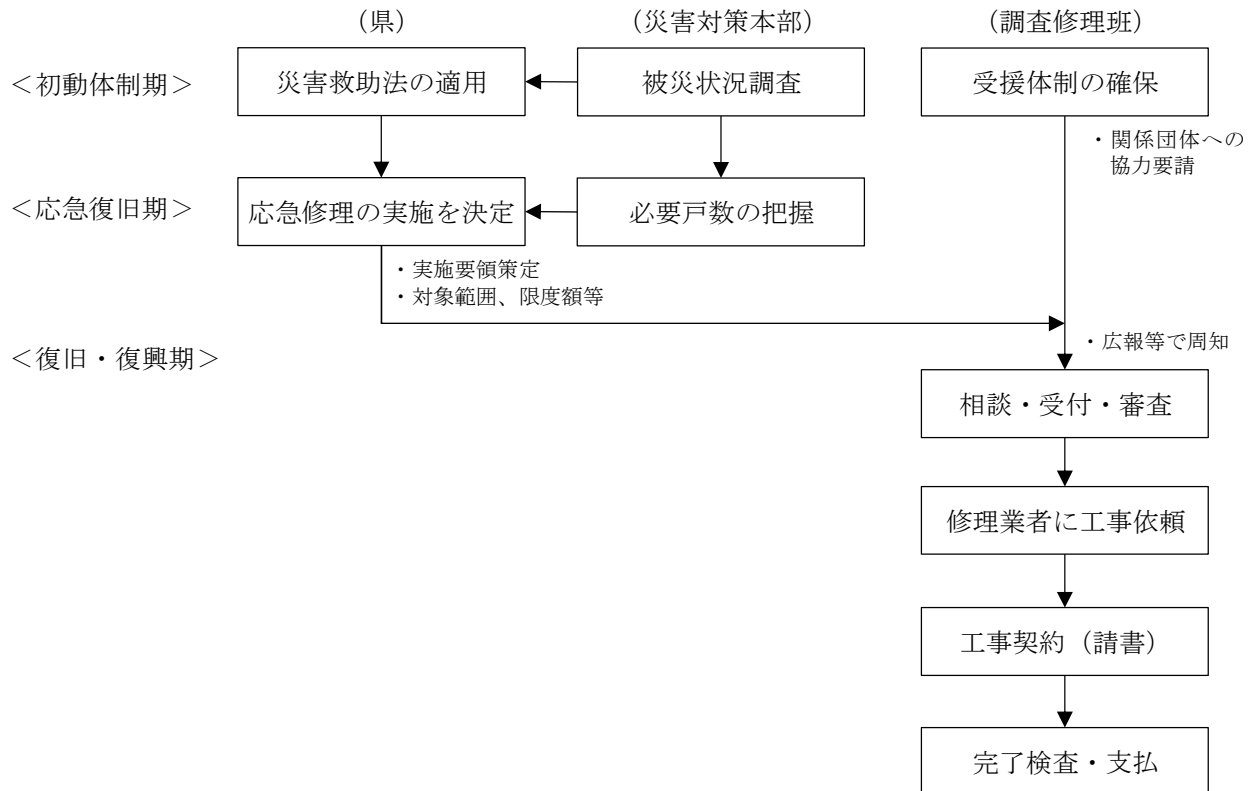


図 3-46-2 被災住宅応急修理の流れ

(2) 修理対象者

災害により住宅が半壊し、半焼し、もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、現に応急修理対象の住家に居住し、自らの資力では応急修理ができない被災者を対象とする。

(3) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について応急的に修理する。

(4) 修理の戸数

戸数は、市からの要請により、県が決定する。

(5) 修理の費用

応急修理に要する費用の限度額は、県の実施要領のとおりとし、現物給付により行う。

(6) 修理の期間

応急修理は災害発生の日から 3 か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては 6 か月以内）に完了する。

(7) 協力要請

市は、応急修理に当たっては、県の協定に基づく関係団体、一般社団法人秋田市建設業協会および協同組合安心リフォーム協議会に対して協力を要請する。

表 3-46-1 連絡先リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
(一社)秋田市建設業協会		秋田市山王二丁目 10-4	864-0220	864-0316
協同組合安心リフォーム協議会		秋田市大町二丁目 6-29	865-1411	874-9241

(8) 広報

応急修理に関する情報提供を「広報あきた」等で行う。

(9) 報告

市は、被害家屋の応急修理状況について、知事に報告する。

4 災害時の二次災害の拡大防止対策

市は、災害時に適切な管理のなされていない空き家等に対し、必要に応じて、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第47節 文化財の保全対策

計画の方針

災害により文化財が被災した場合には、所有者から災害原因、被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財に対して応急措置を迅速に講ずる。

文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	文化財（動産）の移動、入館者の安全避難
風水害等による被害発生	入館者の安全確保、 被害状況の調査報告、被害拡大防止措置
災害や異常気象等が沈静化	文化財の保全措置

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	入館者の安全確保
3 時間以内	被害状況の調査報告
6 時間以内	文化財の保全措置
12 時間以内	
24 時間以内	

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 応急措置	文化振興班	文化財の各管理者、 県教育委員会、文化庁
2 保全措置	文化振興班	文化財の各管理者、 県教育委員会、文化庁

1 応急措置

(1) 被害拡大の防止

災害により文化財が被害を受けたときは、その管理者（又は所有者）は消防部等に通報するとともに、被害拡大の防止に努める。

(2) 被害調査および報告

管理者（又は所有者）は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定文化財は市教育委員会へ、県指定文化財は市文化振興班を経由して県教育委員会へ、国指定文化財は市文化振興班・県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。

(3) 応急措置

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するために、協力して応急措置を実施する。

2 保全措置

(1) 責任体制の確立

文化財の所有者および管理者は、防災責任者を定めるなどの責任体制を確立して保全に努める。

(2) 文化財の搬出

搬出可能な文化財については性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時に当たっての保全に努める。

(3) 被災公文書取扱いの周知

災害により多くの公文書等（古文書ほか歴史資料を含む。）が被災した場合、市民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）および取扱い等について周知を図る。

<被災古文書等に対する注意事項>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。2 湿気を妨げる場所か容器に保管すること。3 雨や水にぬれたものは、そのまま陰干しすること。
ページとページがくっつかないように、吸湿性の高い紙（新聞紙や障子紙でよい。）を挟み込むこと。<ol style="list-style-type: none">(1) 無理な水洗いはしないこと。(2) 濡れたままでビニール袋や箱などに長時間入れないこと。4 被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。 |
|--|

(4) 一般古文書等

災害により損壊した家屋、蔵などにおいては、未知の古文書等の歴史資料が他のがれき等とともに廃棄、散逸する可能性がある。市および関係機関は、これら古文書等の発見・収集に努め、又は所有者に保全を呼びかける。

第 48 節**災害救助法の適用****計画の方針**

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、災害により被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。

災害救助法が適用された場合は、市民の生命・身体・財産を保護するため、災害救助法施行細則（昭和 39 年秋田県規則第 38 号）にのっとり、速やかに対策を実施する。

各段階における活動の内容【一般災害】

発災前後からの時間経過	活動の内容
災害発生のおそれがある場合	
風水害等による被害発生	被害状況の把握、災害救助法の適用手続、 災害救助法による救助
災害や異常気象等が沈静化	
沈静化後 1 日以内	
〃 3 日以内	

各段階における活動の内容【地震災害】

発災からの時間経過	活動の内容
1 時間以内	
3 時間以内	
6 時間以内	
12 時間以内	
24 時間以内	
72 時間（3 日）以内	被害状況の把握、災害救助法の適用手続、 災害救助法による救助

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害救助法の適用基準		
2 災害救助法による救助の程度、方法および期間		
3 災害救助法による救助業務の実施者と救助の内容等	防災対策班	
4 災害救助法の適用手続	防災対策班	
5 救助の実施状況の記録および報告	防災対策班	

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「救助法施行令」という。）第1条に定めるところによる。本市においては、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたときに、その適用が指定され、実施される。

(1) 適用基準

- ア 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が150世帯以上に達したとき。（救助法施行令第1条第1項第1号）
- イ 県全体の滅失世帯が1,000世帯以上に達した場合で、市の住家の滅失世帯が75世帯以上に達したとき。（救助法施行令第1条第1項第2号）
- ウ 県の区域内で滅失した世帯の数が5,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域で発生した場合や、有毒ガス等が発生した場合等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ市町村で多数の世帯の住家が滅失した場合。（救助法施行令第1条第1項第3号）
- エ 火山噴火や有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため多数の市民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合や、船舶の沈没や爆発事故等により多数の者が死傷した場合等、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。
- 国が特定災害対策本部、非常対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示した当該本部の所管区域に本県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。（救助法施行令第1条第1項第4号）

表 3-48-1 災害救助法の適用基準

	滅失世帯数	
	市（人口30万人以上）	県
アの場合	150世帯以上	—
イの場合	75世帯以上	1,000世帯以上
ウの場合	多数	5,000世帯以上

(2) 被害認定基準

住家の滅失等の認定については、資料 22－1「被害の認定基準」による。なお、適用基準の「住家」および「世帯」の考え方は次のとおりである。

住家	現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。

◆資料編 22－1 被害の認定基準

2 災害救助法による救助の程度、方法および期間

災害救助法による救助の程度、方法および期間については、資料 30－1 のとおり。

◆資料編 30－1 災害救助法による救助の程度、方法および期間並びに実費弁償の基準

3 災害救助法による救助業務の実施者と救助の内容等

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

(1) 災害が発生した場合

- ア 避難所および応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与および飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療および助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

※ただし、災害援護貸付金等の各種貸与制度の充実により、現在、運用されていない。

- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索および処理
- サ 災害によって住居又その周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 災害が発生するおそれがある場合

- ア 避難所の供与

災害救助法に基づく救助は、災害が発生した市町村の区域内において、現に救助を必要とする者に対し知事が行う。

ただし、救助活動を迅速に実施するため、前述のア（応急仮設住宅を除く）、イ、オ、ク、サに掲げた救助の実施に関する職権は、市長に委任されている。したがって、これらの救助については、災害救助法適用の如何を問わず、市長が必要と判断した場合は直ちに実施し、その後、災害救助法が適用された場合には、市長は、速やかに委任された救助の実施内容を知事に報告するとともに、経費支払証拠書類の写しを添えて費用を請求する。

また、市長は、委任を受けた救助以外についても、知事が行う救助を補助する。

4 災害救助法の適用手続

(1) 災害救助法の適用要請

災害に際し、秋田市の域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。その場合には、県総合防災課を経由して県知事に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話により要請し、後日文書により改めて処理する。

- | | |
|---|-------------------------|
| ア | 災害発生の日時および場所 |
| イ | 災害の原因および被害の状況 |
| ウ | 適用を要請する理由 |
| エ | 適用を必要とする期間 |
| オ | 既にとった救助措置および今後の救助措置の見込み |
| カ | その他必要な事項 |

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに、県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指示を受けなければならない。

また、災害救助期間の延長等特例申請については、県総合防災課を通じて行う。

5 救助の実施状況の記録および報告

市（防災対策班）は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理するとともに、その状況を県総合防災課に報告する。

